

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高年者クラブ助成事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	村山	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	高年者クラブ助成事業費(01-03-01) 高齢者福祉事業事務費(01-06-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成	33 年度	根拠法令等	荒川区高年者クラブ助成金交付要綱	
終期設定	○ 有 ● 無		年度		
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔I〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	高齢者の社会参加の促進〔02-01〕			
目的	区内各地域において、ボランティアや健康増進等の活動を行っている単一高年者クラブ及び高年者クラブ相互の連絡調整等を行う連合会に対し、その運営費の一部を助成することにより、高齢者福祉の向上に資する。				
対象者等	高年者クラブは、概ね60歳以上の者30人以上により構成される。連合会は、区内単一高年者クラブで構成する。				
内容	(1)単一高年者クラブへの助成 ・基本助成金 人数割 ※クラブ数は80(25年4月1日現在) ①30～50人まで月額 20,000円(7クラブ) ②51～100人 月額22,000円(30クラブ) ③101～150人 月額24,000円(38クラブ) ④151人以上 月額26,000円(5クラブ) ・特別助成金 1クラブ 50,000円 (2)連合会への助成 2,890,000円 ①高年者クラブ連合会事務費補助 810,000円 ②姉妹・友好都市への施設見学・文化交流会 300,000円 ③運動会助成金 400,000円 ④会長研修会補助金 380,000円 ⑤交流交際費補助 1,000,000円 *社会福祉協議会・東京都老人クラブ連合会からの補助もあり (3)高年者社会奉仕団助成金 100,000円(チューリップ花壇整備) (4)高齢者スポーツ普及事業(NPO高年者クラブ連合会へ委託) 205,390円(平成24年度) グランドゴルフ、ペタンク、輪投げの指導者講習会(審判員の育成)・競技会の運営 (5)東尾久ゲートボール場樹木剪定委託 100,000円〔25年度〕				
経過	・単一クラブには昭和33年度から、連合会には昭和37年度から助成 ・平成10年度 それまで社協が実施していた特別助成金を高齢者福祉課に移管した。 ・平成12年度 高年者クラブに係る小規模補助金を統合(旧社会奉仕団助成事業補助金等) ・平成14年4月 荒川区高年者クラブ連合会が、NPO法人格を取得。 特別助成金を1団体あたり年間80,000円とした(1万円の減) ・平成21年4月 『高年者クラブ運営基準〔会員〕』『高年者クラブ連合会運営基準〔活動について〕』の一部改正 ・平成25年 東尾久ゲートボール場樹木剪定委託を開始予定 ・平成25年度より単一クラブに対する助成金(基本助成金・特別助成金)の改正及び交流交際費の新設				
必要性	区内各地域において、社会奉仕、友愛及び健康増進等の活動を行っている単一高年者クラブ及び連合会の活動に対し、運営費の一部を助成することにより、地域の活性化と高齢者福祉の向上に寄与しており必要性は高い。また、韓国濟州市との国際交流など、区の交流事業に貢献している。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員) 高齢者スポーツ普及事業については、NPO法人荒川区高年者クラブ連合会へ委託				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		30,170	30,717	30,722	29,950	29,976	30,097	30,206
①決算額(25年度は見込み)		29,904	29,884	29,698	29,462	29,369	29,413	30,206
②人件費等		2,733	2,880	5,703	4,971	4,570	4,503	
③減価償却費					3,631	3,577	3,769	
【事務分担量】(%)		132	34	140	125	115	115	
合計(①+②+③)		32,637	32,764	35,401	38,064	37,516	37,685	30,206
国(特定財源)								
都(特定財源)		2,931	2,916	2,872	2,863	2,852	2,843	2,843
その他(特定財源)								
一般財源		29,706	29,848	32,529	35,201	34,664	34,842	27,363
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	クラブ数(6月1日現在)	81	81	80	80	80	80	80
	会員数(6月1日現在)	8,716	8,438	8,134	7,929	7,682	7,478	7,302

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	旅費	福祉高齢者課嘱託員随行旅費	7	福祉高齢者課嘱託員随行旅費	5	福祉高齢者課嘱託員随行旅費	10
	一般需用費	消耗品費	15	消耗品費	13	消耗品費	10
	委託料	スポーツ普及事業委託	206	スポーツ普及事業委託	205	スポーツ普及事業委託	206
	負担金補助及び交付金	単一クラブ、連合会	29,142	単一クラブ、連合会	29,190	単一クラブ、連合会	29,880
	委託料					東尾久ゲートボール場樹木剪定委託	100

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)	
標	① クラブ数	80	80	80	80	82	クラブ数(各年度6月1日現在)
	② 会員数	7,929	7,682	7,478	7,302	7,500	会員数(各年度6月1日現在)
	③ 加入率	13.66%	12.91%	12.76%	12.08%	12.41%	会員数÷60歳以上人口×100 (60歳以上60,413人 25.4.1)

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> 各クラブとも会員数が減少しており、会員獲得に苦労している。特に60～65歳代の会員が少なく後継者の育成が課題である。 前期高齢者に対する活動（歩こう会やIT講座など）の充実 地域貢献活動の拡充（友愛訪問活動の充実）
----------	---

他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>助成基準を細分化している区(30人～300人以上) 17区 会員数に応じた助成額設定の区 新宿・品川・板橋・千代田 一律助成(1クラブ月額22,800円) 渋谷区</p>
-------	---

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	会員の獲得や活動内容の拡大について、「会長研修会」などでテーマとして取り組み、団塊世代の趣味の会やコミュニティカレッジ参加者等への働きかけを行う。	若手の高年者クラブの立ち上げや、空白地域での新規立ち上げに協力する。
②	補助金（特別助成金）については、減少している会員の獲得やIT活動などに役立ててもらえるよう指導する。	特別助成金の給付基準を設定するなど、引き続き検討する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	推進	団塊世代の受け皿となるよう、60歳代を中心とした単一クラブの結成を促し、連合会の活動の活性化を図る。

（質問要旨）	14年二定 元気高齢者づくり方策について
--------	----------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助	補助金	1,600	補助金	1,600	補助金
						役務費（手数料）	294
						工事請負費	7,659

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	補助対象団体の会員数（人）	901	941	908	864	1,000	各年4月1日現在
②	加入率（%）	1.58%	1.62%	1.55%	1.43%	—	会員数÷60歳以上人口×100
③	登録受講者数（人）	1,315	1,387	1,416	1,404	1,500	各年4月1日現在

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・会員数及び受講者数を増加させるため、教室運営に当たっては、団塊の世代の方のニーズを把握し、それを取り込んでいく必要がある。 ・シニア世代の「学びの場」として、シルバー大学の周知が十分になされていない。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	団塊の世代を中心に荒川シルバー大学の活動等の周知を支援していく。	会員数の拡大に向け、引き続き活動等の周知を支援していく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	継続	団塊世代のニーズを把握し、ニーズを捉えた講座の開催を支援する。

議案 (要質問状)	平成16年四定 自民 元気な高齢者の社会参加、生きがい活動の支援策を強化すべき
--------------	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	シルバー人材センター管理運営費等助成	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	大久保	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	シルバー人材センター 管理運営費等助成費（01-05-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 62 年度		根拠	荒川シルバー人材センター補助金交付要綱・高齢者の	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	雇用の安定等に関する法律等	
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の社会参加の促進[02-01]			
目的	荒川区シルバー人材センターの事業に要する経費の一部を助成することにより、同センターの安定的な経営を確保し、もって高齢者の福祉の向上に寄与する。				
対象者等	公益社団法人荒川区シルバー人材センター				
内容	平成25年度予算額 47,613千円 補助金内訳 人件費（7名） 49,172,733円 「センター職員給与規定に基づく正規職員の給与及び諸手当、社会保険料（事業主負担分） 中小企業退職積立金（事務局長 @20,000×12ヶ月、一般職員 @10,000×12ヶ月）」 管理運営費 4,357,870円（消耗品・印刷製本・光熱水費等） 嘱託員報酬 2,731,571円 差引国庫補助金等相当額 △8,700,000円 補助金以外の経費及び金額 全国シルバー人材センター協会賛助会費 50,000円 運営資金貸付金 3,000,000円				
経過	平成11年度より、荒川区立高齢者就業センター・荒川授産場・児童交通誘導業務の管理運営を委託。 平成11年度～13年度の間、事務の移行を円滑に進めるため区職員を派遣し、事務局職員体制の強化を図った。 平成11年度 区派遣職員 3人 事務局長（課長職）・次長（係長）・職員（事務職） 平成13年度 区派遣職員 1人 次長（係長） 平成14年度 14年4月1日公益法人派遣法施行に伴い、区職員の派遣を廃止 平成17年度 経営基盤強化補助を追加（単年度） 3,734,000円 平成23年度 公益社団法人化 平成25年度 「補助金交付要綱」を一部改正				
必要性	健康で働く意欲を持つおおむね60歳以上の高齢者を対象に、その知識、経験、能力を活かして働く機会の確保に努め、高齢者の就業や社会参加の促進に寄与している。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 区はシルバー人材センターに補助金を交付し、都補助対象分について都に請求・受領する。なお、国補助については、都シルバー人材センター連合を通じて、直接シルバー人材センターに交付される。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	49,232	50,306	49,173	49,368	48,256	50,677	50,613	
①決算額(25年度は見込み)	48,933	46,329	36,850	36,305	37,646	45,833	50,613	
②人件費等	648	864	896	820	799	790		
③減価償却費				668	715	754		
【事務分担当量】(%)	22	28	25	23	23	23		
合計(①+②+③)	49,581	47,193	37,746	37,793	39,160	47,377	50,613	
国(特定財源)								
都(特定財源)	12,882	12,495	12,495	12,495	12,495	12,495	12,495	
その他(特定財源)	3,200	3,200	3,200	3,200	0	3,200	3,000	
一般財源	33,499	31,498	22,051	22,098	26,665	31,682	35,118	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	年度末会員数(人)	1,500	1,551	1,688	1,754	1,820	1,751	1,830
	就業延べ人数(人)	213,863	220,957	227,489	238,781	239,188	233,322	241,000
	契約金額(千円)	637,562	669,088	690,788	718,770	770,330	644,775	710,000
	就業率(%)	78.9	78.3	75.9	76.4	75.8	79.8	76.0
	受託件数(件)	5,578	5,809	6,322	6,375	6,351	6,369	6,380

事務事業分析シート（平成25年度）

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	人件費（6名）		41,628	人件費（7名）	47,696	人件費（7名）	49,173
	管理運営費		4,358	管理運営費	4,358	管理運営費	4,358
	嘱託職員報酬（1名）		2,310	嘱託職員報酬（1名）	2,429	嘱託職員報酬（1名）	2,731
	全国SJ協会賛助会費		50	全国SJ協会賛助会費	50	全国SJ協会賛助会費	50
	※国庫補助金相当額を減額	△	10,700	※国庫補助金相当額を減額	△8,700	※国庫補助金相当額を減額	△8,700
貸付金	運営資金貸付金		0	運営資金貸付金	3,200	運営資金貸付金	3,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
標	① 就業実人数（人）	1,340	1,379	1,397	1,400	—	就業実人員／会員数
	② 就業率（％）	76.4%	75.8%	79.8%	76.0%	—	
	③ 就業延べ人員（人）	238,781	239,188	233,322	241,000	—	
	④ 会員数	1,754	1,820	1,751	1,830	—	

問題点・課題 （指標分析）	会員数の拡大。 会員に対する就業機会の拡充。 安全就業の徹底。
	（実施 22 区 未実施 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	企業等に対する受注拡大及び会員獲得等のPR活動支援	企業等に対する受注拡大及び会員獲得等のPR活動支援の継続
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	団塊世代が退職後、これまでの経験を踏まえた仕事に就けるよう職種の拡大を図る。

議会（要質旨）状況	15年二定 15年三定 16年一定 16年四定 17年一定	高齢者の雇用の確保・拡充について
-----------	---	------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	シルバー人材センター受注拡大強化助成	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	大久保	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	シルバー人材センター 受注拡大強化助成費（01-05-02）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成	2 年度	根拠		
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	● 計画 ○ 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の社会参加の促進[02-01]			
目的	荒川区シルバー人材センターの受注拡大と会員数拡大に要する経費を助成することにより、同センターの受注と会員数拡大を図り、高齢者の就業を充実させる。				
対象者等	公益社団法人荒川区シルバー人材センター				
内容	○ 補助対象事業及び補助額等（平成25年度予算） ・ 高齢者生活援助サービス事業補助（嘱託員報酬） 高齢者生活援助サービス事業嘱託員1名分の報酬及び社会保険料事業主負担分。 補助率1/2（限度額 1,236,785円）				
経過	○ 平成 6 年度 都の補助対象事業となる事業及び民間企業の受注拡大を図るための企業開拓員の報酬を補助 ○ 平成 10 年度 国庫補助（介護支援推進事業補助金）の補助対象となる。補助期間は平成 10 年度から 5 年間 ○ 平成 11 年度 介護支援事業を推進するための嘱託員報酬を補助 ○ 平成 12 年度 就業分野拡大を目的とする事業に対し補助。（平成 11 年度から都補助金の補助対象事業となる。補助期間 5 年間。）介護支援推進事業嘱託員の報酬は引き続き補助対象だが、国庫補助金は直接シルバー人材センターに交付されることとなったため、区の補助は 1/2 補助とする。 ○ 平成 13 年度 事業補助金として 4,000 千円が国から追加交付 ○ 平成 16 年度 従来の就業分野拡大推進事業に対する都補助が終了し、新たに「チャレンジ提案事業」及び「コミュニティ就業モデル事業」が補助対象となった。これに伴い、区の補助内容も見直し、就業分野拡大推進事業費に対する補助は 15 年度限りで廃止の予定であったが、3,000 千円のうち 931 千円を経過措置として交付し、残り 2,069 千円は新たに都補助対象となったチャレンジ提案事業に対して交付した。18 年度終了。 ○ 現在、本事業は区の単独補助事業である。				
必要性	荒川区シルバー人材センターの受注拡大と会員数拡大を図ることは、高齢者の就業や社会参加の促進に寄与するため、必要性は高い。				
実施方法	（1 直営） （直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 荒川区シルバー人材センター補助金交付要綱に掲げる補助対象経費について補助する。				

	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算・決算額等の推移								
予算額	3,129	3,195	2,702	1,201	1,185	1,234	1,237	
① 決算額（25年度は見込み）	1,129	1,180	1,189	1,155	1,155	1,174	1,237	
② 人件費等	793	864	896	820	799	790		
③ 減価償却費				668	715	754		
【事務分担当】（%）	25	28	25	23	23	23		
合計（①+②+③）	1,922	2,044	2,085	2,643	2,669	2,718	1,237	
国（特定財源）								
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）								
一般財源	1,922	2,044	2,085	2,643	2,669	2,718	1,237	
実績の推移								
事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
受託件数（件）	5,578	5,809	6,322	6,375	6,351	6,369	6,380	
契約金額（千円）	637,562	669,088	690,788	718,770	703,300	644,775	710,000	
公民比率（公：民）	51.4:48.6	50.3:49.7	52.6:47.4	54.1:45.9	55.5:44.5	58.2:41.8	56.0:44.0	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	高齢者生活援助サービス事業費	1,155	高齢者生活援助サービス事業費	1,174	高齢者生活援助サービス事業費	1,237

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
①	受託件数	6,375	6,351	6,369	6,380	—	※24年度は12月末現在
②	契約金額（千円）	718,770	703,300	644,775	710,000	—	※24年度は12月末現在
③	契約金額（公民比率）	54.1:45.9	55.5:44.5	58.2:41.8	56.0:44.0	—	※24年度は12月末現在

（問題点・課題分析）	会員数を拡大するとともに、会員に対する就業機会の拡充を図ることが大きな課題である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	企業等に対する受注拡大及び会員獲得のPR活動の支援	企業等に対する受注拡大及び会員獲得のPR活動の支援継続
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	受注会社を拡大し、就労機会の増加を図る。

（状況）	15年二定 15年三定 16年一定 16年四定 17年一定	高齢者の雇用の確保・拡充について
------	---	------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	老人福祉センター管理運営	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤																						
		担当者名	吹谷	内線	2661																						
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	老人福祉センター事務費（01-01-01）																										
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業																						
開始年度	● 昭和 ○ 平成	45 年度	根拠法令等	荒川区立荒川老人福祉センター条例・施行規則 ／荒川区立荒川老人福祉センターにおける会議室の利用に関する要綱																							
終期設定	○ 有 ● 無	年度																									
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画																						
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市【I】																									
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成【02】																									
	施策	高齢者の社会参加の促進【02-01】																									
目的	高齢者が、老人福祉センターにおける生活相談・健康相談・機能訓練や各種行事・講座・教室へ参加することで、住み慣れた地域の中で教養を高め、明るく豊かな高齢期を過ごすことができるようにする。																										
対象者等	満60歳以上の方																										
内容	[住所] 荒川区荒川1-34-6 [敷地面積] 777.68㎡ [延床面積] 2,021.17㎡ [構造] 地下1階地上4階建 [施設内容] 機能訓練室・相談室・いこい室・娯楽室・茶室・浴室・会議室等																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">定員</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>午前 9:00~12:00</th> <th>午後 1:00~5:00</th> <th>午後 6:00~10:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室1</td> <td>65㎡ 40名</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td>64㎡ 40名</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>会議室3</td> <td>64㎡ 40名</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>				定員	使用料			午前 9:00~12:00	午後 1:00~5:00	午後 6:00~10:00	会議室1	65㎡ 40名	400円	500円	500円	会議室2	64㎡ 40名	400円	500円	500円	会議室3	64㎡ 40名	400円	500円	500円	会議室貸出実績 24年度
	定員	使用料																									
		午前 9:00~12:00	午後 1:00~5:00	午後 6:00~10:00																							
会議室1	65㎡ 40名	400円	500円	500円																							
会議室2	64㎡ 40名	400円	500円	500円																							
会議室3	64㎡ 40名	400円	500円	500円																							
					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者</td> <td>510</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>513</td> </tr> </tbody> </table>		件数	高齢者	510	一般	3	計	513														
	件数																										
高齢者	510																										
一般	3																										
計	513																										
①生活相談（介護・福祉・就労等、生活全般の相談に応じ、専門相談窓口紹介とともに各関係機関と連携し問題解決のための支援を行う。また、生活相談員が3・4階フロアで出張生活相談を実施）																											
②健康審査・相談（嘱託医による問診・血圧測定などの健康審査）を週1回実施。また、健康相談員が3・4階フロアで出張健康相談（血圧測定など）を行っている。																											
③機能訓練（脳卒中などによる後遺症や身体機能の低下が認められる要介護認定非該当の方を対象に、リハビリ指導員による個別指導・訓練〔週3回〕と健康相談員による自主訓練を行う〔週3回〕）																											
④入浴サービス（各定員30名、午後1時～3時、火曜（男性）、水曜（女性）、土曜（男女隔週））																											
⑤各種行事（新春行事・文化祭行事・高齢者福祉週間行事・吟詠大会・荒川区高齢者芸能大会等）																											
⑥各種教室・定例事業（書道・墨絵・ヨガ・太極拳・フラダンス・茶道・あみもの・英会話・華道・詩吟・朗読・絵てがみ・硬筆・ソーシャルダンス・そろばん・IT講習会・公開講座等）																											
⑦いこい室事業（カラオケ・民謡・踊り・各種大会等）																											
経過	昭和45年12月1日開設。平成6年12月1日全面改築に合わせて荒川老人福祉センターと荒川東部在宅高齢者通所サービスセンターを併設した高齢者センターを開設。平成7年4月より荒川区社会福祉協議会に管理運営を委託。（平成21年度更新）																										
必要性	一人暮らし等に伴う孤独感の解消や介護予防の推進とともに、仲間づくり、生きがいの創出、社会参加の機会確保という観点からも、高齢者向けに各種相談・行事・講座・教室等を実施する施設が必要である。																										
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会を指定管理者として荒川老人福祉センターの管理運営を委託する。 [職員の人員配置]（常勤）所長1名・事務員2名（非常勤）健康相談員1名・生活相談員1名・リハビリ指導員1名・推進員4名・看護師1名・用務員2名・事務員1名																										

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	65,897	65,236	65,670	73,005	61,522	62,320	63,224	
①決算額（25年度は見込み）	64,745	62,118	57,984	64,623	59,801	60,256	63,224	
②人件費等	3,160	1,609	896	1,570	1,661	1,375		
③減価償却費				523	715	655		
【事務分担量】（%）	37	19	25	18	25	20		
合計（①+②+③）	67,905	63,727	58,880	66,716	62,177	62,286	63,224	
国（特定財源）								
都（特定財源）	1,150	1,115	494	732	731	628	649	
その他（特定財源）	86	41	181	167	165	165	170	
一般財源	66,669	62,571	58,205	65,817	61,281	61,493	62,405	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
生活相談・健康審査・健康相談延べ	2,944	2,854	4,564	5,570	5,413	6,500	6,500	
機能訓練・入浴延べ人数	4,250	3,819	3,629	3,819	4,049	3,813	4,100	
各種行事・各種教室延べ人数	14,109	14,282	15,003	18,080	17,565	16,496	17,000	
いこい室・会議室延べ人数	21,854	20,534	20,277	19,917	21,802	22,458	23,000	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
委託料	人件費	43,255	43,270	人件費	44,101		
	管理費	10,535	11,105	管理費	12,878		
	事業費	6,011	5,881	事業費	6,245		
	工事請負費			浴室内タイル張替工事	6,770		
家屋等修繕費			エレベーター部品交換 ※管理費へ流用	0			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	生活相談・健康審査・健康相談	10.3%	9.8%	12.3%	12.3%	12.5%	総入館者数に対する事業等参加人数の割合
②	機能訓練・入浴	7.1%	7.3%	7.2%	7.7%	7.8%	総入館者数に対する事業等参加人数の割合
③	各種行事・各種教室	33.5%	31.7%	31.3%	32.1%	34.0%	総入館者数に対する事業等参加人数の割合
④	いこい室・会議室	36.9%	39.3%	42.6%	43.4%	43.5%	総入館者数に対する事業等参加人数の割合

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> 第5期荒川区高齢者プランに基づき、老人センターにおいても介護予防に重点を置いた事業を実施していく必要がある。 年々入館者数が増えてきており、幅広い年齢層に対応する必要がある。各種教室について、利用状況等を確認しながら更新を行い好評であるため、引き続き利用者の声を聞きながら取り組む。 施設の老朽化が目立ってきている。計画的に施設の設備改善について検討する必要がある。
他区の実況	<p>（実施 19 区 未実施 3 区）</p> <p>当老人福祉センターと同程度の活動内容である高齢者施設を有する区を挙げた。</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	介護予防に重点を置くよう、老人センターの事業について検討する。	引き続き、介護予防に重点を置くよう、老人センターの事業について検討する。
②	各種教室について、利用者の声を聞きながら、ニーズにあった教室・講座をひらく。	引き続き、各種教室について、利用者の声を聞きながら、ニーズにあった教室・講座をひらく。
③	施設の設備改善について、小破修理・計画工事等を適正に行う。	引き続き、施設の設備改善について、小破修理・計画工事等を適正に行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者が自発的に介護予防を実践できるよう、魅力ある事業の展開と介護予防の啓発を図る。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	荒川授産場管理運営	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	大久保	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	荒川授産場管理運営費・荒川授産場事務費(01-01-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成	年度	根拠	社会福祉法・生活保護法・荒川区立荒川授産場	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	条例・荒川区立荒川授産場規則・要綱	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の社会参加の促進[02-01]			
目的	一般の企業に就職することが困難な高齢者や生活困難者に設備と仕事を提供することにより、健康の保持や生きがいがづくりに寄与するとともに、生活安定の一助とする。				
対象者等	1 60歳以上の荒川区民、2 生活困難者、3 その他区長が適当と認めたもの ※2及び3に該当するものは収入基準あり…利用申込者の属する生計中心者の収入については、地方税法に規定する市町村民税の所得割が90,000円未満であること。				
内容	<p>施設の概要</p> <p>1 所在地 荒川区東尾久4丁目32番7号</p> <p>2 延床面積 1088.52㎡（このうち、534.92㎡が授産場部分）</p> <p>3 構造等 鉄筋コンクリート造り 地上3階・地下1階</p> <p>4 施設内容 作業室・利用者休養室（施設3階部分）</p> <p>5 定員 場内29名・居宅58名（平成23年度末現在の利用者数 場内20名、居宅0名）</p> <p>6 開設日 平成5年4月6日「高齢者就業センター」落成。平成11年同センターへ授産場移転。</p>				
経過	<p>昭和55年3月1日 東京都から事務移管（施設所在地 荒川区東尾久5丁目45番11号）旧授産場譲渡を受ける。（20年間の用途指定あり）</p> <p>平成11年度 授産場の管理運営の一部をシルバー人材センターに委託。同時に、高齢者就業センター内（現所在地）に移転。旧施設は当分の間授産場倉庫として使用。</p> <p>平成13年度 区派遣事務職員廃止、シルバー人材センター非常勤職員が対応。</p> <p>平成14年度 区派遣職員 場長（シルバー人材センター次長、就業センター所長兼務）廃止</p> <p>平成18年度 就業センター廃止に伴い会議室を加える</p> <p>平成21年度 指定管理者制度を導入（指定管理者：シルバー人材センター）指定管理者を5年間延長する。（25年度まで）</p>				
必要性	授産場において、一般の企業に就職することが困難な高齢者や生活困難者に仕事を提供することは、健康の保持や生きがいがづくりに寄与するとともに、生活安定の一助となる。				
実施方法	<p>（3委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <p>平成11年度より社団法人荒川区シルバー人材センターに管理運営を委託</p> <p>平成18年度より指定管理者制度を導入（指定管理者：シルバー人材センター）</p> <p>平成23年度的人员配置：常勤9人（うちシルバー会員6人）場長1名、事務員（嘱託）2名、指導員6名</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	17,774	19,639	17,460	17,422	16,719	16,435	16,671	
①決算額（25年度は見込み）	14,197	17,621	16,373	16,503	16,518	16,193	16,671	
②人件費等	817	1,071	1,141	1,099	1,072	1,061		
③減価償却費				959	1,026	1,081		
【事務分担量】(%)	26	34	35	33	33	33		
合計(①+②+③)	15,014	18,692	17,514	18,561	18,616	18,335	16,671	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	17,776	18,999	17,539	18,059	18,072	16,435	16,669	
一般財源	△ 2,762	△ 307	△ 25	502	544	1,900	2	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	場内利用者数(年間実働人員)	238	249	240	246	241	246	240
	場内利用者数(年度末見込み)	21	20	20	20	20	21	20
	平均月額支払工賃	32,352	35,480	35,231	33,777	34,643	34,870	36,000

No2

事務事業分析シート（平成25年度）

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
委託料	人件費	8,884	人件費	9,081	人件費	9,325	
	管理費	6,423	管理費	5,821	管理費	6,128	
	事業費	425	事業費	520	事業費	425	
	事務費	786	事務費	772	事務費	793	
	合計	16,518		16,194		16,671	
営繕費					工事請負費	32,908	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	場内利用者数（年間実働人員）	246	241	246	240	240	延べ人数
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	<p>○定員は29名だが、作業スペースを確保できず、20名程度しか受け入れることができない。また、利用者の高齢化により、受注拡大に対しては対応（納期等）が難しい面があることを考慮する必要がある。</p> <p>○運営形態は、「場内作業」と利用者が仕事を持ち帰って行う「居宅作業」となっているが、利用者の高齢化、希望者の減少、仕事の持ち帰り及び持ち込み時の安全確保の困難により平成19年度以降は、「場内作業」のみとなっている。</p> <p>○事務移管時の譲渡契約上の用途指定期間（20年）が過ぎ、高齢者向けの授産施設については検討する必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 4 区 未実施 18 区）</p> <p>中央区、渋谷区、北区、足立区 江戸川区は平成20年度末、板橋区は平成23年度末で廃止。</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	月2回実施の嘱託医の健康指導を活用し、利用者自らによる積極的な健康管理の徹底	引き続き取り組む
②	授産施設の在り方について検討する	引き続き検討する
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	改善・見直し	利用者の高齢化や雇用状況を踏まえ、今後検討を行う。

議会 (要旨) 質問 状況	
------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高齢者住み替え家賃等助成事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	荻原	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	高齢者住み替え家賃等助成事業費（01-17-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	21 年度	根拠法令等	荒川区高齢者家賃等助成事業補助金交付要綱	
終期設定	○ 有 ● 無		年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	良質で防災上にも優れた住宅に転居する高齢者世帯又は住宅の取り壊し・賃貸事業の廃止等により立ち退きを求められている高齢者世帯に対し、転居後の家賃等の一部を助成し、負担を軽減することによって、高齢者世帯の住環境の改善や居住の安全・安心を図り、もって高齢者の福祉の増進に資するものとする。				
対象者等	(1)70歳以上のひとり暮らし世帯又は70歳以上の方及びその配偶者若しくは兄弟姉妹で構成されている世帯 (2)区内に引き続き2年以上住所を有していること。 (3)民間賃貸住宅に居住し、良質で防災上にも優れた民間住宅に転居する世帯又は住宅の取り壊し・賃貸事業の廃止等により立ち退きを求められている世帯 (4)次のいずれかの事項に該当する民間賃貸住宅に1年以上居住していること。ただし、本人の意思によらない事由による転居を除く。①昭和56年の建築基準法施行令の新耐震基準に適合していないこと。②住戸の専用面積が18㎡未満であること③住戸に浴室又はトイレが設置されていないこと。 (5)次の事項にすべて該当する民間賃貸住宅に転居すること。（転居には、現在居住している民間賃貸住宅の建て替えを含む。）①昭和56年の建築基準法施行令の新耐震基準に適合していること。②住戸の専用面積が25㎡以上であること、ただし、平成18年9月18日以前に建築された住宅については18㎡以上とする。 ③住戸に浴室又はトイレが設置されていること。 (6)賃貸借契約に定める賃貸料を納入できる見込みのあること。 (7)原則として独立して日常生活を営むことができること。 (8)住民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がないこと。 (9)生活保護世帯でないこと。 (10)前年度の住民税が非課税であること。				
内容	(1)家賃 転居後家賃と転居前家賃の差額で、月額4万円を限度とする。 (2)転居一時金①礼金、権利金：家賃助成額の2月分を限度とする②仲介手数料：家賃助成額の1月分を限度とする。 (3)転居費用 4万円を限度とする。 (4)契約更新料 更新後家賃助成額の1月分を限度とする。				
経過	【旧制度】 平成3年4月事業開始 当時の経済状況等の影響により、いわゆる地上げによる立退き要求により住宅に困窮する高齢者に対する援助策として実施。 平成12年9月 新たに助成期間設定する等の要綱改正 平成17年3月 新規受付終了 平成19年3月 事業終了 経済状況の変化等により、必要性がなくなったため事業終了				
必要性	最近の経済状況や防災面において、高齢者がより安全な住宅へ居住するためには、必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額			1,609	5,305	6,734	5,454	4,110	
①決算額(25年度は見込み)			3	520	1,787	3,342	4,110	
②人件費等			814	872	847	826		
③減価償却費				291	311	328		
【事務分担当】 (%)			10	10	10	10		
合計(①+②+③)	0	0	817	1,683	2,945	4,496	4,110	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	817	1,683	2,945	4,496	4,110	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	家賃補助者数			0	2	5	8	12
	転居費用等補助者数				1	3	5	5

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用	消耗品	0	消耗品	0	消耗品	0
	負担金補助及び交付金	家賃補助	1,432	家賃補助	2,770	家賃補助	3,350
		転居一時金	240	転居一時金	399	転居一時金	480
		転居費用	115	転居費用	141	転居費用	160
				契約更新費用	32	契約更新費用	120

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
①	助成相談者数	2	12	21	38	38	
②	家賃補助者	2	5	8	12	13	
③	転居費用等補助者	1	3	5	5	7	

問題点・課題 （指標分析）	チラシ及びチラシ以外による周知方法の検討が必要である。
	<p>（実施 8 区 未実施 14 区）</p> <p>千代田区：居住安定支援家賃補助制度 文京区：高齢者等居住支援事業 大田区：高齢者世帯等住み替え家賃助成 豊島区：高齢者世帯等住み替え家賃助成制度</p> <p>新宿区：民間賃貸住宅居住継続支援制度 目黒区：高齢者世帯住み替え家賃助成 渋谷区：住み替え家賃補助制度 江戸川区：民間賃貸住宅家賃等助成制度</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業内容をより広く伝えられるよう、チラシ及びチラシ以外の方法による周知の仕方を検討する。	引き続き周知を行っていく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	高齢者の住環境の向上を図るため、事業の周知を行う。

議会議案 （要旨）	21一定 防災まちづくりの推進への効果
--------------	---------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高齢者民間住宅入居支援事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	荻原	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	高齢者民間賃貸住宅入居支援事業費（01-02-15）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	19 年度	根拠法令等	荒川区高齢者民間住宅入居支援事業要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	高齢者世帯が民間賃貸住宅に入居する際に自ら連帯保証人を立てられずに、転居することが困難になっている場合がある。このため、区と民間の保証会社が協定を結び、高齢者世帯に家賃等の債務に係る保証サービスを提供するとともに、区が委託保証契約に要する保証料を助成することにより、高齢者世帯の居住の安定と福祉の向上を図る。				
対象者等	次のいずれにも該当するもの及び区長が特に必要と認めるもの ○ひとり暮らしの65歳以上の高齢者または65歳以上の高齢者及び60歳以上のみの世帯 ○荒川区内に引き続き1年以上居住していること ○区内の民間賃貸住宅に転居し、かつ、連帯保証人が立てられないこと ○自立した生活を営め、家賃の支払いができること ○緊急連絡先があること ○世帯の前年所得が、一般世帯に適用される都営住宅に入居するための所得基準以下であること ○特別区民税及び国民健康保険料を滞納していないこと				
内容	○ 債務保証料助成 ・補助対象経費：高齢者世帯が信用保証会社に支払う保証料（2年目以降の保証料及び更新保証料も対象とする。） ※初回保証料は月額家賃等の30%、更新時は初回保証料と同額 保証会社：日本セーフティ㈱ ・補助率：10/10 ・補助限度額：50,000円				
経過	平成19年10月1日 事業開始				
必要性	高齢者の民間賃貸住宅への入居を容易にし、住み慣れた地域において生活を維持していくためにも、必要性は高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 保証会社との保証委託契約を締結した際に支払った保証料の領収書に基づき、助成を実施する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	100	160	550	500	250	150	168	
①決算額（25年度は見込み）	60	0	20	0	68	0	168	
②人件費等	1,110	593	407	872	847	826		
③減価償却費				291	311	328		
【事務分担量】（%）	13	7	5	10	10	10		
合計（①+②+③）	1,170	593	427	1,163	1,226	1,154	168	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,170	593	427	1,163	1,226	1,154	168	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	新規助成件数	3	0	0	0	2	0	2
	更新時助成件数	—	—	1	0	1	0	3

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
負担金補助及び交付金	債務保証料（初回分）	48		債務保証料（初回分）	0	債務保証料（初回分）	100
	債務保証料（更新分）	20		債務保証料（更新分）	0	債務保証料（更新分）	68

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	助成者数	0	3	0	5	3	
②							
③							

(問題点・課題分析)	チラシ及びチラシ以外による周知方法の検討が必要である。
他区の実施状況	<p>（実施 11 区 未実施 11 区）</p> <p>千代田区：高齢者等民間賃貸住宅入居支援 台東区：高齢者等家賃等債務保証制度 中野区：居住安定支援事業 練馬区：高齢者居住支援事業</p> <p>新宿区：高齢者等入居支援事業 大田区：高齢者等住宅確保支援 豊島区：高齢者等入居支援 世田谷区：居住支援制度</p> <p>文京区：すみかえサポート 渋谷区：高齢者等世帯入居支援 板橋区：家賃等債務保証制度</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	家賃助成事業と合わせて不動産関連業者への周知方法を検討する。	引き続き検討する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	高齢者が住みなれた地域で住み続けられるよう、必要な方に事業の周知を図る。

(状況・要旨)	平成22年度 二定 制度の利用拡大について
---------	-----------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	社会福祉協議会補助(長寿慶祝の会)	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	萩原	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(25年度)	社会福祉協議会事業補助(01-10-01)				
事務事業の種類	○新規事業(○25年度 ○25年度)		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	●昭和 ○平成	35年度	根拠	長寿慶祝の会実施計画書	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	社会福祉協議会が開催する長寿慶祝の会に要する経費を助成することによって、長年にわたり地域社会のために貢献してきた高齢者に対して、感謝の意を表するとともに、長寿を祝う。				
対象者等	区内在住の満75歳以上の高齢者				
内容	<p>「敬老の日」に高齢者をサンパール荒川大ホールに招待し、式典と演芸による「長寿慶祝の会」を開催するとともに、来場者に対し、記念品を贈呈する。</p> <p>○内容：一部 式典、主催者挨拶、高齢者代表挨拶、来賓挨拶(紹介)、花束贈呈 二部 演芸</p> <p>○平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 平成24年9月17日(月) 9時00分から4回実施 合計 4,370人(対象者数 22,202人) ・第1回 9時00分～10時10分 日暮里地域 760人(対象者数 4,794人) ・第2回 11時20分～12時30分 南千住地域 911人(対象者数 4,270人) ・第3回 13時40分～14時50分 荒川・町屋地域 1,579人(対象者数 6,979人) ・第4回 16時10分～17時20分 尾久地域 1,120人(対象者数 6,159人) <p>参加者総数 計4,370人(対象者数計22,202人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記念品は4,400個用意した。 *区は事業を補助し、共催実施している。 				
経過	<p>昭和35年 社会福祉協議会主催、第1回長寿慶祝の会を地域別に午前・午後の2回開催。90歳以上の高齢者9名に記念品を贈呈した。</p> <p>平成13年度 75歳以上の高齢者人口の増加を踏まえ、これまでの2回開催を3回開催に変更した。</p> <p>平成14年度 地域別にて2回開催を3回開催に変更した。</p> <p>平成21年度 地域別にて3回開催を4回開催に変更した。</p>				
必要性	地域社会に長年貢献してきた高齢者を招待し、感謝の意と長寿を祝うものであり、地域の高齢者が楽しみにしている行事である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	2,549	2,449	3,061	3,061	4,021	4,509	4,608	
①決算額(25年度は見込み)	2,413	2,690	2,917	3,061	4,021	4,410	4,608	
②人件費等	1,879	2,033	1,629	2,180	2,117	2,065		
③減価償却費				726	778	819		
【事務分担量】(%)	22	24	20	25	25	25		
合計(①+②+③)	4,292	4,723	4,546	5,967	6,916	7,294	4,608	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	4,292	2,449	3,061	5,967	4,021	4,410	4,608	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
対象者数	18,748	19,406	19,822	20,676	21,642	22,202	23,405	
来場者数	2,968	3,701	3,715	3,778	3,751	4,370	4,447	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	補助金	会場使用料	172	会場使用料、音響・照明技術料	236	会場使用料、音響・照明技術料	289
		演芸委託料	400	演芸委託料	800	演芸委託料	800
		手話通訳者謝礼	28	手話通訳者謝礼	28	手話通訳者謝礼	28
		看板作成費	76	看板作成費	76	看板作成費	77
		付帯設備使用料	152	付帯設備使用料	33	付帯設備使用料	70
		参加者記念品	1,667	参加者記念品	1,771	参加者記念品	1,784
		消耗品等	306	通信費運搬費	1,116	案内状郵送料	1,170
		音響・照明技術料	100	消耗品等	60	花束	34
				花束	34	封筒案内状印刷	190
				案内状印刷	184	消耗品等	73
需用費	ラベル	41	宛名ラベル	50	宛名ラベル	63	
役務費	郵送料	1,079	宛名ラベル貼付作業	22	宛名ラベル貼付作業	23	
					事務費	7	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	① 来場者数	3,778人	3,751	4,370	4,447	4,793	来場者数実績
	② 参加率	18.3%	17.3%	19.7%	19.0%	19.8%	来場者数÷対象者数×100
	③ 対象者数	20,676人	21,642	22,202	23,405	24,254	

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> 来場者数の増加により、開催会場への入場及び退場等に今後ますます時間を要することが予測され、1日4回の開催が困難になる可能性がある。 節電を進めていくにあたり、円滑な時間配分を行う必要がある。
他区の実況	（実施 16 区 未実施 6 区） 式典開催8区、管理運営委託2区、地区敬老行事に助成1区、高齢者福祉施設で演芸等開催4区など

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	参加者増に対応し1日4回開催を継続しつつ、登壇者の挨拶などを簡潔にし、よりスムーズに入れ替えができるようする。	引き続き行うとともに、4回開催の地区別をもう一度見直す必要がある。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	地域割りの変更を行い、安全な会の運営を図る。

議（要質問）	平成20年決算特別委員会 開催方法の見直しの検討について
--------	------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	理美容サービス事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	荻原	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	理美容サービス事業費(01-02-02)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成	51 年度	根拠	高齢者理美容サービス券支給要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	（平成20年4月1日改正）	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	在宅のねたきり高齢者に出張理美容のサービス券を支給し、調髪・顔そり・カット等の理美容サービスを提供することにより、高齢者の保清と健康の保持に資する。				
対象者等	区内に住所を有する在宅高齢者で、要介護4又は5と認定された者。その他、区長が認めた者。				
内容	理容及び美容組合が利用者と日程調整のうえ自宅へ出張して理美容のサービスを提供する。 （サービス内容：理容サービス 調髪及び顔そり、美容サービス カット及びブロー） 年間支給枚数 (1) 当該年度の 3月から 5月までの認定者 6枚 (2) 当該年度の 6月から 7月までの認定者 5枚 (3) 当該年度の 8月から 9月までの認定者 4枚 (4) 当該年度の10月から11月までの認定者 3枚 (5) 当該年度の12月から 1月までの認定者 2枚 (6) 当該年度の 2月の認定者 1枚 支給方法：継続利用者は、3月に社会福祉協議会より郵送配布する。新規決定者には、高齢者福祉課より随時、郵送配付する。 経費内訳：一枚の委託料 2,950円 （出張料：1,000円、理美容代：1,900円、手数料経費：50円） ※自己負担金1,900円				
経過	昭和51年度 事業開始。支給枚数3枚。平成4年度 支給枚数6枚。 平成12年度 介護保険制度の実施に伴い巡回入浴時の同時理髪を廃止。 1回当たり1,900円（非課税者半額）を自己負担とした。 平成15年度 老人福祉手当の廃止に伴い、自己負担金を一律1,900円とした。				
必要性	在宅のねたきり高齢者が快適な生活を保持する一助として、理美容の機会を提供するものである。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 社会福祉協議会へ委託し、理・美容生活衛生同業組合荒川支部に再委託して実施している。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	2,711	2,354	2,157	2,136	2,116	2,111	2,511	
①決算額（25年度は見込み）	2,139	1,816	1,909	1,912	1,909	2,035	2,511	
②人件費等	1,452	762	570	610	593	271		
③減価償却費				203	218	328		
【事務分担当】（%）	17	9	7	7	7	10		
合計（①+②+③）	3,591	2,578	2,479	2,725	2,720	2,634	2,511	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	3,591	2,578	2,479	2,725	2,720	2,634	2,511	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	対象者（24年は3月末現在）	1,920	1,915	2,011	2,035	1,995	1,980	2,107
	希望者（24年は3月末現在）	221	278	220	223	243	244	333
	支給枚数（24年は3月末現在）	1,326	1,518	1,320	1,338	1,671	1,932	2,061
	利用枚数（24年は3月末現在）	566	491	319	533	519	578	721

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	事業費		1,531	事業費	1,705	事業費	2,127
	事務費		102	事務費	54	事務費	56
	管理費		276	管理費	276	管理費	328

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	サービス券支給枚数	1,338	1,671	1,932	2,061	2,323	
②	サービス券利用枚数	533	519	578	721	603	
③	対象者数	2,035	1,995	1,980	2,107	1,953	要介護4・5

（問題点・課題）	<p>次年度分の理美容券の発送時期を3月としたため、利用しやすくなった。 対象者数については年々増加はしているが、希望者数は横ばいである。対象者に周知するため、発送時期にあわせて区報に掲載するなど、希望者の増加を図る。荒川区の本人負担額は1,900円であり、金額の設定については今後の検討課題である。</p>
----------	--

他区の実況	<p>（実施 20 区 未実施 2 区） 本人負担額 1,000円未満（港区、墨田区、板橋区、練馬区、足立区、渋谷区、杉並区、千代田区、中央区） 1,000円（文京区、台東区、大田区、世田谷区）1,500円（葛飾区、豊島区） 2,000円（新宿区、品川区、目黒区、北区、）2,300円（中野区）未実施（江戸川区、江東区）</p>
-------	--

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	理・美容生活衛生同業組合荒川支部を通じ、できるだけ加盟店を募るよう依頼し、利用者の利便を図る。	引き続き、加盟店が増やせるよう、理・美容生活衛生同業組合荒川支部に依頼していく。
②	区報などの掲載により、対象者に周知する。	引き続き、対象者に周知していく。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	利用者の利便性を高め、必要とする高齢者が事業を活用できるように推進する。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高齢者紙おむつ購入助成事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	武岡	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	高齢者紙おむつ購入費助成事業費（01-02-03） （家族支援事業費（01-02-02）23年度まで低所得者分）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	52 年度	根拠	紙おむつ購入費助成事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	高齢者の紙おむつ購入費の一部を助成することにより、高齢者や介護にあたる家族の経済的負担を軽減し、もって高齢者福祉の増進を図る。				
対象者等	65歳以上で 要介護4及び5の方、要介護1から3で認知症があり紙おむつの必要な方（介護保険適用施設入所の方は除く）、身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1・2度の方、入院中に準じる方				
内容	<p>【紙おむつ購入券】 利用者に紙おむつ購入券を支給（郵送で送付3カ月前渡し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月6,000円（2,000円券×3枚）、ただし1割自己負担のため、実際には5,400円を助成。 ・区と契約している薬業共同組合又は介護サービス事業者組合加盟の区内薬局や介護用品販売所において、使用可能。 <p>【紙おむつ代助成】入院中で、病院が紙おむつを指定し、持込ができない場合に、病院で請求された紙おむつ代のうち、月額6,000円（1割自己負担）を上限に助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4ヶ月ごとに利用者に「請求の案内はがき」を送付。 ・利用者は指定された期間内に支払った紙おむつ代の領収書を持参し、区窓口で請求手続きをする。 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成4年度から所得制限（生計中心者の所得税が42,000円以下の世帯）を撤廃。 また、現物支給ができない対象者に費用助成を開始（限度額8,000円） ・平成12年度から介護保険制度との整合性を図るため、自己負担金を導入した。また、紙おむつ購入券方式を採用し、近隣商店での自由購入を可能とした。 ・平成13年1月から入院中の方に限り、介護認定がなされていなくても、該当の判定をすることとした。 ・平成15年7月1日から訪問介護の自己負担金の軽減措置が3%から6%に変更される措置にあわせて、平成11年度以前からの継続利用者についての利用者負担についても3%から6%に変更した。 ・平成17年度より、11年度以前からの継続利用者についての利用者負担軽減措置を廃止した。 ・平成18年度より、利用者が65歳以上で要介護4以上、更に世帯非課税の方については、介護保険会計の地域支援事業費より支払う。それ以外の利用者については一般会計より支払われる。 ・平成20年度より、要綱の第2条（対象者）を一部改正した。 ・平成24年度より、非課税世帯の方についても一般会計から支払う。 				
必要性	高齢者や介護者の経済的支援のために必要性が高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 購入券 3ヶ月ごとに郵送（前渡し）薬業共同組合・介護サービス事業者組合に加盟している指定店で紙おむつ購入券を紙おむつと引き換える。24年4月現在、加盟指店は薬局（61箇所）・事業所（10箇所）。現金支給 4ヶ月ごとに振込み（後払い）				

予 算・決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		75,181	81,403	90,218	98,233	102,769	111,402	112,633
決算額（25年度は見込み）		74,896	81,344	88,284	94,524	101,598	102,055	112,633
人件費等		4,868	2,965	1,712	1,954	2,453	5,783	
減価償却費					2,034	2,799	2,294	
【事務分担量】（%）		57	35	70	70	90	70	
合計（+ +）		79,764	84,309	89,996	98,512	106,850	110,132	112,633
国（特定財源）		4,282	4,858	4,809	6,503	8,009	0	0
都（特定財源）		2,141	2,429	2,375	3,251	4,004	0	0
その他（特定財源）		4,152	4,708	2,375	3,251	4,004	0	0
一般財源		69,189	72,314	80,437	85,507	90,833	110,132	112,633
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	購入券利用者数	11,209	12,420	13,596	14,599	15,668	15,460	17,292
	おむつ代助成件数	2,647	2,622	2,736	2,888	3,150	3,424	3,540
	計	13,856	15,042	16,332	17,487	18,818	18,884	20,832
	利用者数	1,796	1,971	2,162	2,287	2,360	2,286	2,452

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	紙おむつ購入券用紙（事前押印）	112	紙おむつ購入券用紙（事前押印）	81	紙おむつ購入券用紙（事前押印）	140
扶助費	紙おむつ購入助成費 "（介護会計）	86,715 14,883	紙おむつ購入助成費	101,974	紙おむつ購入助成費	112,493	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	購入券延べ利用者数	14,599	15,668	15,460	17,292		
	おむつ代助成延べ件数	2,888	3,150	3,424	3,540		
	利用者数(介護会計含む)	2,287	2,360	2,286	2,452		

問題点・課題
(指標分析)
 ・おむつ代助成の場合、病院等側に「指定おむつ使用証明書」を記入してもらい提出して頂いているが、病院等は文書料が掛かる場合があり、利用者の負担がある。区内・近隣区で、指定おむつの既定使用が確認できる場合は省略できる運用を検討中。
 ・高齢者の人口が増え、経費負担が増大している一方、若年性認知症などの65歳未満で紙おむつをしている方が対象となっていない状況がある。

他区の実況
 （実施 22 区 未実施 区）
 ポイント制度をほとんどの区が採用している。利用者がフリーダイヤルで連絡し、現物が自宅へ届く。選べるおむつの種類は少ない。

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
紙おむつ指定の病院等を少なくとも区内は年度当初に全体把握し、指定証明の提出を省略するなど利用者の負担軽減となるよう検討する。	引き続き取り組む
対象者の見直しを行う。	引き続き検討を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	高齢者が利用しやすい事業の仕組みを検討し、在宅生活の支援を図る。

議会議決要旨
 平成12年三定 12年度からの事業内容変更についての区の評価

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	特別永住者等福祉給付金	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	保坂	内線	2667
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	特別永住者等福祉給付金支給事業費（01-20-01）				
事務事業の種類	○ 昭和 ● 平成 22 年度)		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 有 ● 無 年度	根拠	荒川区特別在住者等福祉給付金支給要綱		
終期設定	○ 有 ○ 無 年度	法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	在日外国人で、昭和56年の「難民の地位に関する条約」批准に伴う国民年金法の改正により、昭和57年1月1日から国籍要件が撤廃された際、既に高齢のため老齢年金等の支給対象とならなかった者に対し、特別永住者等福祉給付金を支給することにより、在日外国人の福祉の増進を図ることを目的とする。				
対象者等	<p>老齢基礎年金等の受給資格がない外国人等のうち、荒川区に住居登録を行った日から引き続き2年を経過している者で、以下のすべての要件に該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大正15年（1926年）4月1日以前に生まれた者 2 昭和57年（1982年）1月1日時点で日本国内で外国人登録をしていた者（その後帰化した者も含む） 3 在留資格が特別永住者 4 生活保護を受けていない者 5 公的年金を受給していない者 6 本人及び配偶者・扶養義務者の前年中の所得（1月1日から12月31日までの所得）が基準額以下の者 7 荒川区障がい者福祉給付金を受給していない者 				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ●支給金額 月額 15,000円 ●支給方法 毎年4月、8月、12月に4ヶ月分を金融機関口座に振り込む。 ●平成22年度分給付金に係る特例 平成22年度の給付金に限って、受給資格があり平成22年度中に申請をした者については、平成22年4月分以降の給付金を支給する。 ●現況届 毎年7月1日から31日までの間に現況届を提出する。 				
経過	これまで、在日本大韓国民団東京荒川支部及び在日本朝鮮人総聯合会東京都荒川支部から給付金創設の要請があり、平成22年度から無年金外国人に給付金を給付することとなった。				
必要性	「幸福実感都市 あらかわ」を目指すことから、無年金外国人の健全な生活の維持及び向上のために必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)				
	受給資格者に年3回、4月分を本人の銀行口座に振り込む。				

予 算・決 算 額 等 の 推 移	(単位：千円)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		予算額					1,800	2,700
①決算額（25年度は見込み）					1,800	1,980	1,890	2,160
②人件費等					610	273	271	
③減価償却費					203	311	328	
【事務分担当量】（%）					7	10	10	
合計（①+②+③）		0	0	0	2,410	2,564	2,489	2,160
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	2,410	2,564	2,489	2,160
実 績 の 推 移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	対象者数				10	12	11	12

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	福祉給付金	1,980	福祉給付金	1,890	福祉給付金	2,160

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	対象者数	10人	12人	11人	12人	12人	
②	給付額（金額 千円）	1,800	1,980	1,890	2,160	2,160	
③							

(問題点・課題分析)	
他区の実施状況	（実施 12 区 未実施 10 区） 豊島区（15年度）、江戸川区、葛飾区（19年度）、北区、文京区、板橋区、杉並区（20年度）、墨田区、江東区、大田区（21年度）、新宿区（22年度）台東区（23年度）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区報等での周知	引き続き周知
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	事業の周知を図るとともに、対象者の把握に努める。

況議 (要 旨) 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	保坂	内線	2667
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業費（01-02-05）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	● 昭和 ○ 平成 47 年度		根拠	荒川区寝たきり高齢者寝具乾燥消毒事業要綱	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔I〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕			
目的	長年にわたり臥床している高齢者に対し、寝具の水洗乾燥消毒のサービスを提供することによって、環境衛生を保持し、福祉の増進を図る。				
対象者等	65歳以上の在宅者で、介護保険の要介護度が4及び5の寝たきり高齢者で寝具乾燥消毒が必要な方。				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥消毒 11回／年 ・水洗い 1回／年 <p>【1回の実施内容】敷布団、掛布団、毛布1枚、枕 1個</p> <p><自己負担金> 本事業に要する費用の利用者の負担は10%とする。但し、生活保護受給者は無料とする。水洗いについては10%負担で473円（税込）また、乾燥消毒については10%負担で137円（税込）となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寝具乾燥サービスを行う際に、高齢者の安否確認も行っている。 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成4年度 ドライクリーニングから水洗いへの変更 ・平成11年度 敷布団・掛け布団の消毒の枚数を各2枚から各1枚に変更 ・平成12年度 自己負担金導入 ・平成15年7月1日 訪問介護の自己負担金の軽減措置が3%から6%に変更されることに伴い、平成11年度以前からの継続利用者についての利用者負担（原則10%）の軽減についても3%から6%に変更 ・平成17年度から継続利用者負担軽減措置を廃止 				
必要性	寝たきり高齢者の環境衛生及び健康の保持を図ることができる。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 申請に基づき、実態調査を行った上で、業者に事業を委託する。 委託先 タイヨーライフ株式会社				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	158	252	312	321	321	254	360	
①決算額(25年度は見込み)	157	234	251	147	155	244	360	
②人件費等	1,025	1,016	734	872	409	406		
③減価償却費				291	467	492		
【事務分担当】(%)	12	12	30	10	15	15		
合計(①+②+③)	1,182	1,250	985	1,019	1,031	1,142	360	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	1,182	1,250	985	1,019	1,031	1,142	360	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	対象者数			9	5	12	8	9
	乾燥消毒延べ人数			61	34	41	61	73
	水洗い延べ人数			7	5	4	7	9

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	寝具水洗・乾燥消毒委託	155	寝具水洗・乾燥消毒委託	251	寝具水洗・乾燥消毒委託

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	対象者数(年度末現員)	5	9	9	9	12	
②							
③							

(問題点・課題 指標分析)	・利用者の数が平均化している。
他区の実施 状況	(実施 20 区 未実施 2 区) 対象要件が同じ区の登録人数。新宿区466人、墨田区108人、目黒30人、杉並区514人、葛飾区399人。

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区報、HPを通じた事業のPRに努める。介護度4以上の認定通知者に制度利用の案内をしている。	引き続き周知を図る。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
改善・見直し	継続	在宅生活の支援を図るため、事業の充実を図る。

議会質問状況 (要旨)	
----------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	通所サービス利用者負担軽減事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	水野	内線	2661
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	通所サービス利用者負担軽減費（01-02-13） ※24年度まで				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成	年度	根拠	荒川区通所サービス利用者負担額（食費）軽減補助金交付要綱	
終期設定	● 有 ○ 無	24年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	介護保険の被保険者が通所介護等を利用した場合、平成17年10月1日より介護保険の保険給付の対象外となった食費について、その費用の一部を補助することにより、被保険者の負担の激変緩和及び介護度の重篤化予防を図る。				
対象者等	介護保険料の賦課段階第1段階から第3段階までに該当する被保険者で、指定介護通所事業所等において、食事の提供を受ける者。ただし、生計困難者に対する利用者負担軽減措置を受けている者は除く。				
内容	<p>通所介護、通所リハビリテーション等の通所系サービスの提供事業所において平成17年10月1日改正前に保険給付の対象となっていた食費の一部を助成する。</p> <p>1 申請手続 補助金の交付を受けようとする者は認定申請書を区に提出する。補助金の受領を事業所に委任する場合は代理受領委任状を区に提出、事業所は代理受領の申出書を提出する。</p> <p>2 軽減方法 事業者は認定利用者の補助金額を差し引いたうえで食費を徴収。1食当たりの補助金額については、1日当たりの食費1回分に限り交付することとし、150円（平成24年度）とする。</p> <p>3 補助金請求方法 事業者は1月分の軽減状況を取りまとめて、翌月末までに補助金請求書を提出する（3月は同月末） 区外施設については、対象者がいる区外事業所に関係書類を送り、前期（4～9月）後期（10～3月）でまとめて提出する。</p>				
経過	介護保険法改正により、平成17年10月1日から居住費・食費（調理費）が保険給付外となった。低所得者に対する配慮として補足給付が新たに創設されたが、通所系サービスの利用者については対象外とされていることから同日より実施。6カ月の時限事業として開始したが、利用者の影響を考慮し、毎年経過措置を延長し、平成25年3月31日までとした。				
必要性	食費（調理費）が保険給付の対象外となったことによる、負担増の緩和を目的に実施していたが、実施から7年が経過し、本事業の目的が図られたことから、平成24年度をもって事業を終了。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象となる事業所に対して対象者分の助成を行う。 区外事業所を利用している対象者に対しては、直接助成を行う。 				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	11,052	11,803	12,620	14,022	14,587	14,904		
①決算額（25年度は見込み）	11,052	11,803	12,620	14,021	14,587	13,651		
②人件費等	3,587	2,710	2,443	2,616	1,090	1,084		
③減価償却費				872	1,244	1,311		
【事務分担量】（%）	42	32	30	30	40	40		
合計（①+②+③）	14,639	14,513	15,063	17,509	16,921	16,046	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	14,639	14,513	15,063	17,509	16,921	16,046	0	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
補助食数（延べ）	75,427	79,258	80,963	89,229	92,906	91,004		
補助認定者数	1,127	1,122	1,281	1,345	1,289	1,225		
対象施設数	36	46	51	55	55	62		

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	補助金額	14,587	補助金額	13,651	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	補助食数	89,229	92,906	91,004		—	
②	補助認定者数	1,345	1,289	1,225		—	
③	対象施設数	55	55	62		—	

(問題点・課題 指標分析)	本事業は当初平成17年10月から18年3月までの時限事業として開始されたが、期間延長され平成24年度までとなった。実施から7年が経過し、本事業の目的が図られたことから、平成24年度をもって事業を終了した。
他区の実況	（実施 1 区 未実施 21 区） 新宿区

問題点・課題の改善策	
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容
①	
②	
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
休止・完了	—	食費（調理費）が保険給付の対象外となったことによる、負担増の緩和を目的に実施していたが、実施から7年が経過し、本事業の目的が図られたことから、平成24年度をもって事業を終了。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	介護保険施設等における食費・居住費に対する補助事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤													
		担当者名	井上	内線	2677													
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	介護保険施設等における食費・居住費に対する補助事業（01-02-17）																	
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業														
開始年度	○昭和 ●平成	21年度	根拠	荒川区介護保険施設等における食費居住費等負担額軽減補助金交付要綱														
終期設定	○有 ●無	年度	法令等															
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画														
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]																
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]																
目的	利用者負担第1段階から第3段階まで（本人及び世帯非課税）の低所得者に対する、食費・居住費の補足給付（特定入所者介護サービス費）の対象とならない者に対し、一定所得水準以下の低所得者の負担を軽減するため、食費・居住費の一部を補助する。																	
対象者等	<p>1) 本人が区民税非課税（世帯課税）で、世帯の課税合計所得金額が500万以下の者のうち、①または②に該当する者。（生活保護受給者を除く）</p> <p>①介護保険施設入所者または短期入所生活（療養）介護の利用者のうち、利用者負担第4段階及び特例第4段階の者（右図①）</p> <p>②利用者負担第4段階及び特例第4段階の者で、認知症対応型共同生活介護または小規模多機能型居宅介護の泊まりサービスを利用する者。（右図③）</p> <p>2) 利用者負担第1段階から第3段階の者で、認知症対応型共同生活介護または小規模多機能型居宅介護の泊まりサービスを利用する者（生活保護受給者を除く）（右図②）</p>																	
内容	<p>(1) 補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設及び認知症対応型共同生活介護の食費・居住費 ・短期入所生活（療養）介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービスに係る食費・滞在費 <p>(2) 補助単価 右図のとおり</p> <p>(3) 給付の流れ</p> <p>①区は申請書に基づき該当者に対して認定通知書を交付する。 【区内施設の場合】</p> <p>②利用者はサービスを受ける事業所・施設に代理受領を委任し助成を受ける。 【区外施設の場合】</p> <p>②利用者は3ヶ月毎に助成を申請する。</p>		<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">利用者負担段階</td> <td>第4段階</td> <td>0円/日</td> <td>0円/日</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>特定入所者介護サービス費</td> <td>0円/日</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td></td> <td>0円/日</td> </tr> <tr> <td>第1段階</td> <td></td> <td>0円/日</td> </tr> </table>			利用者負担段階	第4段階	0円/日	0円/日	第3段階	特定入所者介護サービス費	0円/日	第2段階		0円/日	第1段階		0円/日
利用者負担段階	第4段階	0円/日	0円/日															
	第3段階	特定入所者介護サービス費	0円/日															
	第2段階		0円/日															
	第1段階		0円/日															
経過	<p>【平成21年度】新規事業として開始</p> <p>【平成24年度】介護保険課から高齢者福祉課へ事務移管</p>																	
必要性	<p>・補足給付対象外である利用者負担第4段階の中でも課税額が小額である所得層に対して、所得等に応じた軽減策が必要であること。</p> <p>・施設の空きがないなどの理由により、やむを得ず補足給付対象外施設である認知症対応型共同生活介護等を利用する者への配慮が必要であること。</p>																	
実施方法	<p>(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)</p>																	

予算・決算額等の推移	(単位：千円)								
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
予算額			37,924	49,460	38,090	44,123	35,527		
①決算額（25年度は見込み）			18,425	32,728	27,586	30,433	35,527		
②人件費等			1,629	1,308	1,270	948			
③減価償却費				436	467	1,147			
【事務分担量】 (%)			20	15	15	35			
合計（①+②+③）	0	0	20,054	34,036	29,323	32,528	35,527		
国（特定財源）									
都（特定財源）									
その他（特定財源）									
一般財源	0	0	20,054	34,036	29,323	32,528	35,527		
実績の推移	事項名		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	対象者数（施設・SH）※()は実人数				184	186 (154)	128 (107)	190 (138)	242
	対象者数（GH・小規模）※()は実人数				82	88 (80)	78 (62)	91 (79)	124

No2

事務事業分析シート（平成25年度）

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費	事務用消耗品等	15	事務用消耗品等	3	事務用消耗品等	26
	役務費	決定通知送付用	118	決定通知送付用	96	決定通知送付用	267
	負担金補助	食費・居住費に対する補助	27,452	食費・居住費に対する補助	30,336	食費・居住費に対する補助	35,234

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	対象者数 (3施設・短期入所)	186 (154)	128 (107)	190 (138)	242	—	
②	対象者数 (GH・小規模)	88 (80)	78 (62)	91 (79)	124	—	
③							

（指標分）	①制度の内容や申請の方法等について、利用者及びケアマネジャーへの周知が必要である。
他区の実施状況	（実施 0 区 未実施 22 区） 類似施策を実施（利用者負担第4段階の方の特例減額：文京区・台東区・江東区・渋谷区） （グループホーム利用者への補助：奥多摩町）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	申請や請求手続等についての周知方法を工夫する。	制度への理解・利用促進のため、引き続き実施する。
②	区内新規開設事業者に対して制度の説明を実施。	引き続き実施する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	高齢者が利用しやすいよう、類似事業との棲み分けを行う。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	ふれあい入浴事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	保坂	内線	2667
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	ふれあい入浴事業費(01-02-06)				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	●昭和 ○平成	57年度	根拠法令等	ひとり暮らし高齢者無料入浴券支給要綱	
終期設定	○有 ●無		年度		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	区内に住所を有するひとり暮らし高齢者に公衆浴場入浴券を支給することにより、地域社会との交流を促進し、閉じこもりや孤独感の解消と健康の維持・増進に資する。				
対象者等	高齢者みまもりネットワーク事業に登録した70歳以上のひとり暮らしの方で、前年度住民税非課税で入浴券を希望する者。 ただし、高齢者住宅に入居している者と生活保護受給者（生保入浴券受給者）を除く。				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川区社会福祉協議会への委託により実施（東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部に再委託） ・入浴券は、4月1日時点の対象者に30枚、10月1日時点では15枚を支給する。 ・4月1日現在で対象者名簿を区が作成し、社会福祉協議会に通知する。社会福祉協議会は、「ふれあい入浴券」（@455円）を発行し、郵送（簡易書留）封入をする。 ・なお、区境地区（南千住3・4・8丁目、西日暮里3丁目）の対象者に対しては、東京都共通入浴券（@420円）を支給する。 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年度 所得制限（前年度住民税非課税者）と年齢引き上げ（65歳から70歳へ）。 ・平成13年度 東京都共通入浴券（有効期間が7月～）から荒川区独自の「ふれあい入浴券」（有効期間4月～3月）とし、買取方式から精算方式に変更。4月から配布可能となった。 ・平成14年度 該当者には、4月期に1年間分（30枚）を配付。 ・平成18年度 燃料高騰による料金改定（400円→430円） ・平成20年度 燃料高騰による料金改定（430円→450円） 				
必要性	地域社会との交流促進、閉じこもりや孤独感の解消及び健康の維持・増進のみならず、介護予防の一助としての役割も果たしている。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 社会福祉協議会へ委託し、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部に再委託している。 （平成24年度委託料15187千円）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	18,017	16,175	16,799	16,200	16,200	15,730	13,467	
①決算額（25年度は見込み）	14,854	15,677	14,590	13,609	12,946	11,504	13,467	
②人件費等	1,452	762	570	610	409	542		
③減価償却費				203	467	655		
【事務分担量】(%)	15	9	7	7	15	20		
合計（①+②+③）	16,306	16,439	15,160	14,422	13,822	12,701	13,467	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	16,306	16,439	15,160	14,422	13,822	12,701	13,467	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
配付枚数	37,800	41,895	37,470	32,610	31,140	28,666	24,707	
利用枚数	33,510	36,240	31,850	25,009	23,578	20,028	24,707	
支給者数	1,158	1,226	1,275	1,105	1,094	1,047	1,443	
対象者数	1,301	1,425	1,432	1,403	1,301	1,479	1,443	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		事業費		10,672	事業費	9,040	事業費
委託料	事務費		161	事務費	209	事務費	185
	管理費		2,113	管理費	1,981	管理費	1,708
				郵送料	275	郵送料	376

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	入浴券利用枚数	25,009	23,578	20,028	24,707	24,707	
②	支給者数	1,105	1,094	1,047	1,443	1,443	
③	利用率（利用枚数÷配布枚数）	76.69%	76.34%	72.92%	100.00%		

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふろわり200」事業が6年目に入り順調に利用者を伸ばす中で、趣旨が近似している当該制度の検討。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>券方式 6区、カード（入浴証）方式 12区、他5区</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	『ふろわり200』事業が定着し順調に利用者を伸ばし、趣旨が近似している当該制度を見直し、ひとり暮らし高齢者の地域社会との交流を促進する事業に発展的に吸収する。	高齢者入浴事業に統合
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
改善・見直し	改善・見直し	高齢者入浴事業との統合を検討する。

況議（要質問）状	<ul style="list-style-type: none"> ・14年二定 ふれあい入浴デーの実施について ・15年一定 半額入浴カードの発行について ・16年一定 半額入浴カードの発行について
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高齢者入浴事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	保坂	内線	2667
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	高齢者入浴事業費（01-02-16）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	20 年度	根拠	荒川区高齢者入浴事業実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔I〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕			
目的	満70歳以上の高齢者が、毎週1回、区内の公衆浴場を低廉な料金で利用できることとすることにより、高齢者の健康の保持・増進を図り、あわせて地域におけるふれあい及び公衆浴場の利用を促進する。				
対象者等	区内在住・在宅で満70歳以上の者				
内容	1 実施回数：平均週1回（年間52回） なお、年度内の転入・年齢到達者等については、申請日（誕生日）から当該年度末まで利用可能とする。この場合の利用回数は、基準日（月曜日）の年度内残日数とする。 2 実施施設：区内30公衆浴場（平成25年4月現在） 3 本人負担：200円（区負担250円） 4 委託先：東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部 5 実施方法：本人若しくは家族の申請に基づき区が「入浴カード」を発行し、本人が入浴カードを公衆浴場に持参・提示するとともに、本人負担金を支払うことにより入浴できるものとする。				
経過	57年度～ 満70歳以上の「ひとり暮らし高齢者届」を受理された前年度住民税非課税の高齢者を対象に「ふれあい入浴券」を配付 20年度 ふれあい入浴事業に加え、新たに高齢者入浴事業を実施（ただし、20年度については5月から事業開始のため、48回） 21年度 所得制限を撤廃し、荒川区在住の70歳以上すべての高齢者を対象とする。				
必要性	対象者の範囲をひとり暮らし高齢者以外にも拡大することにより、より一層、高齢者の健康の保持・増進、地域におけるふれあい及び公衆浴場の利用促進を図ることができる。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 1 本人若しくは家族が高齢者入浴事業の利用申請。要件を確認のうえ、高齢者入浴カードを交付 2 高齢者が公衆浴場を利用する際、入浴カードに貼付されているシール1枚をはがしてもらい本人負担金を支払う 3 事業者は、指定の台紙にシールを貼って管理し、年3回（8・12・4月）、浴場組合に実績報告 4 浴場組合は、各実績報告を取りまとめのうえ、区に委託料を請求 5 区は、実績報告を確認・審査のうえ、浴場組合に委託料を支払う 6 更新者については、3月末に入浴カードを送付する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額		21,708	41,498	49,396	49,339	53,453	53,898	
①決算額（25年度は見込み）		15,825	39,434	43,003	44,534	45,697	53,898	
②人件費等		1,525	1,629	558	2,371	948		
③減価償却費				581	871	1,147		
【事務分担当】（%）		18	20	20	28	35		
合計（①+②+③）	0	17,350	41,063	43,561	47,776	47,792	53,898	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	17,350	41,063	43,561	47,776	47,792	53,898	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	対象者数（各年1月1日現在）		19,700	29,999	30,444	31,094	31,993	33,457
	申請者数		3,064	5,410	5,673	6,231	6,601	7,500
	利用者延べ回数		62,219	154,312	169,222	175,219	179,951	210,000

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		消耗品費	消耗品費	64	消耗品費	38	消耗品費
印刷製本費	印刷製本費	337	印刷製本費	273	印刷製本費	293	
役務費	役務費	312	役務費	332	役務費	375	
委託料	委託料	48,353	委託料	45,054	委託料	53,168	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	申請者数	5,673	6,231	6,601	7,500	8,000	各年4月1日現在
②	利用回数(延べ回数)	169,222	175,219	179,951	212,356	212,356	25. 26年度は見込
③							

(問題点・課題)	・浴場組合員の廃業が相次ぎ、地域によって差異がある。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区) 文京区「シニア入浴デー」(60歳以上、毎週火曜日、自己負担100円)、台東区「高齢者入浴券」(65歳以上年間20枚、自己負担50円)、北区「高齢者ヘルシー入浴補助券」(70歳以上、年間24枚、自己負担100円)など。

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	近隣区への入浴利用が出来るよう引き続き検討する。	引き続き検討する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	高齢者の閉じこもり防止のために利用率の向上を図る。

議会議況(要旨)	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	緊急通報システム事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	大久保	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	緊急通報システム事業費（01-02-07）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	元年度	根拠	荒川区高齢者緊急通報システム事業運営要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市【I】			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成【02】			
	施策	高齢者の在宅生活の支援【02-03】			
目的	日常生活を営む上で、急病で倒れるかもしれない等の不安を抱えている、ひとり暮らし高齢者等の生活の安全を確保し、もって在宅高齢者の福祉の増進を図る。				
対象者等	原則として65歳以上のひとり暮らし及び夫婦等の高齢者世帯であって、日常生活を営む上で急病で倒れるかもしれない等の不安をもっている者。（日中独居含む）				
内容	ひとり暮らし高齢者等が家庭内で急病になった時、あるいは突発的な事故で動けなくなった場合に、使用している機種に応じ、機器の押しボタン又はペンダントを押す。従来型は、東京消防庁へ通報され、消防庁から利用者宅に確認の電話が入るとともに、利用者が電話に出られないなどの緊急事態が予想される場合には救急車が出動し、消防庁から連絡を受けた緊急通報協力員が訪問して安否確認や消防庁への通報・救助協力などを行う。※従来型の新規設置は実施していない。 民間方式は、ボタンを押すと委託会社に通報され、利用者から救急車両の要請があった場合には、それに応じ消防庁等に連絡する。同時に委託会社の警備員が駆けつける。※住民税課税状況、身体状況により自己負担有。				
経過	○平成6年度 自己負担撤廃（無線ペンダントの費用を階層別に負担） ○平成10年 11月の機器更新時から生活防水にする。 ○平成11年 7月より予算枠（年間配置台数）を廃止し、必要に応じて設置することとした。 ○平成12年度 自己負担（住民税課税者は設置費用の1割）を導入 ○平成13年度 協力員に対する活動謝礼を区内共通お買い物券に変更（活動期間6ヶ月未満の者は3,000円、6ヶ月以上の者は6,000円。12年度までは月額1,000円を3ヶ月ごとに協力員の口座に振込。） ○平成14年度以降毎年、緊急通報協力員連絡会を開催し、活動謝礼の交付と消防署員による講義を行っている。 ○平成22年度新規・更新分より民間事業社方式の緊急通報システムを導入 ○平成23年度10月より、対象要件を拡大し、疾病のない方も利用可能となった。				
必要性	高齢者の在宅支援・不安解消を目的とした事業であり、必要性は高い。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 申請を受け、実態調査を行った上で設置が決定される。消防庁に（決定）通知するとともに業者に設置を委託する。 緊急通報システム委託 岩通販売（株）（平成25年度 委託料8,663千円） 民間方式委託先 上陽テクノ（株）（平成25年度 委託料22,454千円）※疾病なし分819千円含む				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	19,216	19,385	18,846	20,727	24,062	25,581	31,672	
①決算額（25年度は見込み）	18,969	19,190	18,127	17,839	19,886	21,813	31,672	
②人件費等	1,879	1,525	3,665	3,924	4,658	4,544		
③減価償却費				1,307	1,711	1,802		
【事務分担量】（%）	150	150	140	45	55	55		
合計（①+②+③）	20,848	20,715	21,792	23,070	26,255	28,159	31,672	
国（特定財源）								
都（特定財源）	4,624	3,673	5,114	5,159	10,435	14,795	16,626	
その他（特定財源）	154	62						
一般財源	16,070	16,980	16,678	17,911	15,820	13,364	15,046	
実績の推移	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
事項名								
直通設置台数（新規・更新）	83	171	83	0	0	0	0	
民間緊通（新規）				162	147	389	240	
設置台数 民間・直通計	598	676	670	727	785	838	1,081	
緊急通報協力員数	888	919	897	745	583	351	461	
協力員内謝礼対象者数	521	532	717	579	451	265	300	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需用費	協力員謝礼等	1,884	協力員謝礼等	1,068	協力員謝礼等
委託料	システム稼働料等	17,923	システム稼働料等	20,693	システム稼働料等	30,298	
使用料及び賃借料	協力員連絡会会場使用料	17	協力員連絡会会場使用料	17	協力員連絡会会場使用料	18	
役務費	協力員連絡会等通知用郵送料	63	協力員連絡会等通知用郵送料	37	協力員連絡会等通知用郵送料	59	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	設置台数 民間・直通 合計	727	785	838	1,081	1,500	
②	直通型発報件数（協力員出動件数）	81(48)	70(36)	43(30)	—	—	
③	民間方式機動員出動件数	11	59	124	—	—	

問題点・課題 (指標分析)	・利用者を増やすべく周知を徹底する。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 区) 民間方式の緊急通報システム導入区 20区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	社会福祉協議会、民生委員協議会、地域包括支援センター等との連携を深め、対象者の把握に努める。	引き続き実施。
②	民間方式の導入に移行した効果を検証しつつ、必要な対象者へ民生委員を通して周知させるとともに、いきいきサロンや町会などの会合で広報活動を行う。	引き続き実施。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	高齢者の見守りを強化するために、利用者の拡大を図る。

議会議況 (要旨)	
--------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高齢者配食見守りサービス事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤																																			
		担当者名	井上	内線	2677																																			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	高齢者配食見守りサービス事業費(01-02-19)																																							
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業																																				
開始年度	○ 昭和 ● 平成	5 年度	根拠	高齢者配食見守りサービス事業実施要領																																				
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等																																					
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画																																			
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]																																						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																																						
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]																																						
目的	自立生活に不安のある在宅の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に属する者等への支援の一環として、昼食の宅配を活用し、利用者の安否の確認や見守りを行い、孤独感の解消を図る。																																							
対象者等	申請をした者のうち、以下の基準にすべて該当する者。 ① 65歳以上の在宅の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等に属する者 ② 自立生活に不安があるにもかかわらず、日中における安否の確認の手段がない者 ③ 身体的状況等により、食事の調理ができずに食事に事欠くなど、栄養補給が十分できない者																																							
内容	① 本業務は、適当と認める民間事業者（以下「業者」という。）に委託し、実施する。 ② 月～日曜日（週7日）の昼食を配食する。（24年度までは、配食日数を事前に調査をして決めていたが、25年度からは配食日数の制限を無くす。ただし、介護保険等のサービスを利用する日は配食日から除外する。各業者によって配食可能な曜日と地域は異なる。） ③ 業者が利用者宅まで昼食用の弁当を届け、日中の時間帯における利用者の安否を確認する。 ④ 安否確認時に異常があれば、業者を通じて連絡を受けた区が、緊急連絡先等への電話連絡の対応をする。																																							
	<p style="text-align: center;">平成25年度における受託事業者一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業者名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>本人負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>花よりだんご</td> <td>荒川1-11-20</td> <td>3802-6211</td> <td>180円～680円</td> </tr> <tr> <td>NPO法人荒川ケアサポートひだまり</td> <td>荒川8-1-6</td> <td>3807-5428</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>北畔</td> <td>町屋3-29-14</td> <td>3895-8648</td> <td>500円～600円</td> </tr> <tr> <td>(株)NRE大増</td> <td>西尾久7-48-1</td> <td>3810-7551</td> <td>500円～550円</td> </tr> <tr> <td>宅配クック123</td> <td>西日暮里6-27-4</td> <td>5901-4567</td> <td>300円～450円</td> </tr> <tr> <td>センターミール城東</td> <td>足立区千住仲町28-2</td> <td>5813-5801</td> <td>350円～600円</td> </tr> <tr> <td>みすず亭</td> <td>台東区浅草1-29-9</td> <td>3843-2783</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>まごころ弁当</td> <td>西尾久7-29-8</td> <td>5692-4016</td> <td>250円～550円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ NPO法人荒川ケアサポートひだまりは25年4月までの配食で終了</p>					業者名	所在地	電話番号	本人負担額	花よりだんご	荒川1-11-20	3802-6211	180円～680円	NPO法人荒川ケアサポートひだまり	荒川8-1-6	3807-5428	350円	北畔	町屋3-29-14	3895-8648	500円～600円	(株)NRE大増	西尾久7-48-1	3810-7551	500円～550円	宅配クック123	西日暮里6-27-4	5901-4567	300円～450円	センターミール城東	足立区千住仲町28-2	5813-5801	350円～600円	みすず亭	台東区浅草1-29-9	3843-2783	400円	まごころ弁当	西尾久7-29-8	5692-4016
業者名	所在地	電話番号	本人負担額																																					
花よりだんご	荒川1-11-20	3802-6211	180円～680円																																					
NPO法人荒川ケアサポートひだまり	荒川8-1-6	3807-5428	350円																																					
北畔	町屋3-29-14	3895-8648	500円～600円																																					
(株)NRE大増	西尾久7-48-1	3810-7551	500円～550円																																					
宅配クック123	西日暮里6-27-4	5901-4567	300円～450円																																					
センターミール城東	足立区千住仲町28-2	5813-5801	350円～600円																																					
みすず亭	台東区浅草1-29-9	3843-2783	400円																																					
まごころ弁当	西尾久7-29-8	5692-4016	250円～550円																																					
経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年度 新たに「介護予防・生活支援事業」で定められたサービスメニューのひとつとなる。また、1食あたりの食材費を340円から400円に見直し、さらに減免措置（住民税非課税者は半額）を廃止する等、受益者負担の適正化を図る。 平成13年度 配食見守り業務の委託先を通所サービスセンターから区内の民間業者へ切り替える。 平成18年度 1食当たりの自己負担額を350～650円（原則400円又は500円）とし、区は委託料として1件当たり350円を事業者を支払う仕組みに変更した。 平成25年度 配食日数上限の緩和をするとともに一件当たりの委託料を250円に変更した。 																																							
必要性	配食見守りサービスは、自立生活に不安のある一人暮らし高齢者等の安否の確認や見守り等だけではなく、低栄養の状態を防止して、食事面から健康を維持する観点からも必要性が高い。																																							
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） サービス利用に当たっての申請の受理や利用評価等の利用承認の決定をするほか、利用者の経過観察や緊急時の対応等を、地域包括支援センターと民間事業者とで連携して行う。																																							

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	8,839	8,833	8,833	6,632	8,090	9,990	11,650	
①決算額（25年度は見込み）	8,453	7,572	7,319	6,598	7,894	9,648	11,650	
②人件費等	2,733	1,694	4,072	4,360	4,235	4,131		
③減価償却費				1,453	1,555	1,639		
【事務分担当】（%）	32	20	50	50	50	50		
合計（①+②+③）	11,186	9,266	11,391	12,411	13,684	15,418	11,650	
国（特定財源）	3,423	3,067	2,927	2,639	2,708	0	0	
都（特定財源）	1,711	1,533	1,463	1,319	1,354	4,820	5,825	
その他（特定財源）		2,972	2,929	1,319	2,709	0	0	
一般財源	6,052	1,694	4,072	7,134	6,913	10,598	5,825	
実績の推移	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
延べ配食数	23,929	21,413	20,691	18,623	22,271	27,286	33,000	
登録者人数	493	495	485	488	445	511	528	
実利用者数	247	233	223	201	240	272	268	
配食事業者数	6	6	6	8	10	9	8	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	一般需用費	印刷製本費（チラシ）	99	印刷製本費（チラシ）	98	印刷製本費（チラシ）	100
	委託料	配食見守り委託料	7,795	配食見守り委託料	9,550	配食見守り委託料	11,550

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	利用状況（延べ配食数）	18,623	22,271	27,286	33,000	39,600	25年度は見込み（前年度の1.2倍）
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の健康を構築するために、配食業者が提供している食事の質及び量等を向上させる必要がある。 ・お昼の配食しか行っていないが、夕食のサービスを希望する声もあり夕食時の配食体制を検討する必要がある。
	<p>（実施 21 区 未実施 1 区）</p> <p>実施している区のうち、足立区は当区のように業務委託の形態をとっておらず、「あだち配食サービス協力店」（22業者 H25.6.1現在）に直接配食を申し込むこととなっている。</p> <p>昼食・夕食を実施している区は千代田区・中央区・台東区・江東区・品川区・目黒区・渋谷区・板橋・葛飾区9区である。</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	緊急時に迅速な対応がとれるよう、業務委託先の業者、地域包括支援センターとの連携をさらに強化する。	引き続き、迅速な対応がとれるように業者と地域包括支援センターとの連携をさらに強化する。
②	業者が作成する献立や調理済みの弁当について、栄養学の視点から考察し、専門的意見として献立の内容や調理方法に反映させる。	引き続き、栄養学の視点から考察し、専門的意見として献立の内容や調理方法に反映させる。
③	荒川区社会福祉協議会では、「宅配夕食サービス」を行っているため、連携について検討する。	引く続き検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	高齢者の見守りを強化するために、利用者の拡大を図る。

議会 （要旨） 状況	
------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	交通安全杖支給事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
			担当者名	保坂（慶） 村山	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	交通安全杖支給事業費(01-02-08)					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 54 年度		根拠法令等	荒川区交通安全杖の支給等に関する事業実施要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]				
目的	杖を使用しなければ歩行困難な高齢者に対し、外出時の補助具となる歩行杖を支給し、日常生活の便に供する。					
対象者等	満65歳以上の前年度住民税非課税者で杖を使用しなければ歩行が困難な者。					
内容	<p>[手続き]</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請（本人・家族・ケアマネ・民生委員）を窓口で受付、必要性和支給要件を確認、支給決定（決定通知と杖を支給）する。 本人の身長や持ち具合を見て、長さを調整する。（切断） * 24年度より窓口で本人が直接手続き。受領ができるようになった。 <p>[杖の種類及び価格]</p> <ul style="list-style-type: none"> T字杖（重量280g～300gの範囲、ウレタン樹脂製の握り） Sサイズ（790^{mm}×19φ） Lサイズ（850^{mm}×19φ） Tサイズ（900^{mm}×19φ） 					
経過	<ul style="list-style-type: none"> 昭和54年1月に開始、平成元年4月に地域振興部から事業移管された。 平成10年度より所得制限（前年度住民税非課税者）を導入し、平成13年度以降は杖の再交付を廃止した。 平成14年度、交通災害共済の廃止に伴い、区独自の区民交通傷害保険（月加入）に加入する。 平成15年度、区独自の区民交通傷害保険（月加入）方式が廃止となり、保険の加入を廃止した。 平成16年度より区の直営となる。（平成元年4月から平成15年度までは、社会福祉協議会に委託） 					
必要性	杖を使用しなければ歩行困難な者に対し外出時の歩行補助具である杖を支給することは、交通安全対策と介護予防の一助となっており必要である。					
実施方法	（ 1直営 ） （直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員 ）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	368	158	158	210	394	315	281	
①決算額（25年度は見込み）	368	0	158	210	394	315	281	
②人件費等	854	414	489	558	545	1,097		
③減価償却費				581	622	655		
【事務分担量】（%）	10	12	20	20	20	20		
合計（①+②+③）	1,222	414	647	1,349	1,561	2,067	281	
国（特定財源）								
都（特定財源）	184	0	79	105	196	157	140	
その他（特定財源）								
一般財源	1,038	414	568	1,244	1,365	158	141	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
支給者数	121	126	154	131	119	106	107	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）			
		主な事項		主な事項		主な事項			
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）			
一般需用費	交通安全杖	394		交通安全杖	315		交通安全杖	281	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込）	目標値（26年度）	
①	交通安全杖支給数	131	119	106	107	107	
②							
③							

（問題点・課題分析）	○杖の種類は、S（79センチ）、L（85センチ）、T（90センチ）の3種類を用意しており、在庫数確認を随時行い、適正な支給ができるよう管理する。
	（実施 7 区 未実施 15 区） 中央、新宿、文京、練馬、足立区、墨田区、板橋区 その他 シルバーカー・車椅子等の貸与等を実施している区19区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	利用者の使いやすいサイズを支給できるよう、聴取調査を充実させる。	引き続き実施
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	高齢者が安全に外出できるよう支援する。

（状況）	議会（要旨）
------	--------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	軽度要介護者等寝台賃借料補助事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	保坂	内線	2667
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	特殊寝台貸与自己負担軽減費(01-02-14)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 18 年度	根拠	荒川区軽度要介護者等寝台賃借料補助金交付要綱		
終期設定	● 有 ○ 無 24 年度	法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	介護保険法の改正により、軽度の要介護者等に対する寝台の貸与が保険給付等の対象でなくなったことに伴い、保険給付等として寝台の貸与を受けていた者に対して、自己の負担により寝台の賃借を行う場合の費用の一部を補助することにより、負担の軽減を図るものとする。				
対象者等	要支援1・2又は要介護1の認定を受けた者で、次の要件の全てを満たす者 ① 18年3月31日現在、介護保険給付等により特殊寝台の貸与を受けていた者 ② 寝台の貸与が必要と区長が認めた者 ③ 介護保険の利用者負担段階が第1段階から第3段階までの者又は生活保護受給者				
内容	[賃借助成] 補助限度額 月額1,500円を上限とする。				
経過	○ 本事業は、18年10月から20年3月までと、時限を定めて導入。なお、購入助成については、18年度のみの実施 [購入助成]（18年度のみ） 1 補助対象経費 18年4月1日から19年3月31日までの期間に支払った寝台購入費の1/2。ただし、生活保護受給者は10/10 2 補助限度額 27,000円。ただし、生活保護受給者は54,000円 ○ 助成対象者の現状を踏まえ、賃借料補助については26年3月まで延長				
必要性	法改正に伴う経過措置であり、一定の必要性はある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)				
	1 補助金の請求	申請者は、補助対象経費として支出した寝台賃借料3月分をまとめて、当該支出をした最終月の翌月末までに、請求書に領収書等を添えて補助金の請求を行う。			
	2 補助金の交付	区長は、請求内容を審査のうえ、速やかに補助金を交付する。			

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	945	738	540	342	198	126	54
	①決算額(25年度は見込)	497	311	200	152	107	54	54
	②人件費等	2,306	414	245	279	273	271	
	③減価償却費				291	311	328	
	【事務分担当】(%)	27	12	10	10	10	10	
	合計(①+②+③)	2,803	725	445	431	107	653	54
	国(特定財源)							
	都(特定財源)							
	その他(特定財源)							
	一般財源	2,803	725	445	431	107	54	54
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	対象者数	52	41	19	11	10	5	5
	利用者数(25年度は見込み)	39	23	16	11	7	3	5
	賃借助成件数(延べ)※25年度は見込み	331	208	135	103	71	30	36
	購入助成件数(延べ)	-	-	-	-	-	-	-

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	寝台賃借料補助		107	寝台賃借料補助	54	寝台賃借料補助

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	補助件数（延べ）	103	65	30	36	60	
②							
③							

（問題点・課題分析）	介護保険法の改正に伴う経過措置であり、助成対象者数の推移等を踏まえたうえで、事業終了について検討する必要がある。
他区の実況	（実施 区 未実施 22 区） なし

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成18年度～20年度末までの期限付き事業であり、新規受付は行っていない。平成20年度41人の対象者が24年度は5人で請求者は3人のみ。事業終了の時期について検討する。	
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
改善・見直し	改善・見直し	経過措置を踏まえ、事業の必要性を検討する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高齢者マッサージ事業 (在宅介護者マッサージ事業)	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	武岡	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(25年度)	高齢者マッサージ事業費(01-02-18)				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 25年度 ○ 24年度)		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	17 年度	根拠	在宅介護者元気回復マッサージサービス事業実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	在宅で高齢者を介護している家族などである介護者に対し、無料マッサージ券を支給することによって介護者の慰労及び心身のリフレッシュを図る。				
対象者等	65歳以上の要介護4・5の者を在宅で介護する者(主たる介護者)。ただし、要介護者が長期入所・長期入院している場合は除く。				
内容	在宅で高齢者を介護している家族などである介護者に対して、無料マッサージ券(1人年2回)を支給する。				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の高齢者のリハビリを補完するものとして在宅高齢者通所サービスセンターで通所者を対象にマッサージを実施していたが、介護報酬による運営に移行したことにより在宅高齢者通所サービスセンターとしてのマッサージ事業が廃止されたため、15年度から区が引き継いで実施した。 ・ 16年度から社会福祉協議会で実施しているマッサージ事業と調整を図り利用者負担を導入。 ・ 17年度から、社会福祉協議会がひろば館を会場として実施していたマッサージ事業と区で引き継いだ通所サービスセンターで実施しているマッサージ事業を廃止する。 ・ 18年度から要介護4・5の者を在宅で介護する者に対して実施。 				
必要性	在宅で高齢者を介護している家族等の介護者の慰労及び心身リフレッシュを図る。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 区が荒川区鍼灸按摩マッサージ師会と契約を締結し(1回5,000円、実績払い)、サービス利用者の希望に応じて自宅または施術所において、区が利用者に対して発行する無料マッサージ券(1人年2回分)と引き換えにマッサージを行う。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	4,210	1,548	4,112	4,112	1,828	1,982	1,797	
①決算額(25年度は見込み)	1,392	1,548	1,581	1,770	1,397	1,278	1,797	
②人件費等	1,879	678	1,629	279	273	271		
③減価償却費				291	311	328		
【事務分担量】(%)	20	8	20	10	10	10		
合計(①+②+③)	3,271	2,226	3,210	2,340	1,981	1,877	1,797	
国(特定財源)	563	606	632	707	558	0	0	
都(特定財源)	281	303	316	353	280	0	0	
その他(特定財源)	548	639	633	636	559	0	0	
一般財源	1,879	678	1,629	644	584	1,877	1,797	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
延べ利用者数	264	297	298	320	265	243	330	
対象者数	1,374	1,040	1,526	1,430	1,081	812	765	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需用費	消耗品	17	消耗品	12	消耗品
役務費	郵便料	55	郵便料	52	郵便料	129	
委託料	マッサージ委託	1,325	マッサージ委託	1,215	マッサージ委託	1,650	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	延べ利用者	320	265	243	330	—	
②							
③							

(問題点・課題)	事業委託している「荒川区マッサージ師会」の登録事業者数が10店舗であり、地域も偏っている。利用率が低いことから、マッサージ以外の方法の検討が必要である。
他区の実施状況	（実施 2 区 未実施 20 区） 台東区：申請制で3,000円相当のマッサージ券が鮎券が選択できる。 江戸川区：ボランティアによる自宅介護している方や介護される方、乳幼児の子育て中の保護者のマッサージを実施

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	「荒川区マッサージ師会」に店舗数を増やすよう依頼する。マッサージ師からの問い合わせには、積極的に加入するよう勧めてもらう。	利用者が選べる店舗が増え、より近隣の店舗を選択できるよう、引き続き要望していく。
②	他区の状況も鑑みながら方法を検討する。	引き続き検討する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	利用店舗拡充を図るため、事業者と調整を図る。

(状況)	議会議事録
------	-------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高齢者みまもりステーション運営事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	吹谷	内線	2661
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	高齢者みまもりステーション運営事業費（01-22-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	23 年度	根拠	シルバー交番設置事業実施要綱（都）、荒川区	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	高齢者みまもりステーション事業実施要綱	
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔I〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕			
目的	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、その生活実態の把握や、地域の関係機関（町会・自治会、民生委員、地域包括支援センター等）と連携して高齢者に対する見守りや安否確認を行うとともに、緊急通報システムを活用した緊急時の対応等の必要な支援を行うことにより、在宅高齢者の安全、安心を確保することを目的とする。				
対象者等	原則として65歳以上の者並びにその家族及び親族				
内容	<p>区、地域包括支援センター、その他関係する機関等と連携を図りながら、次に掲げる業務を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 総合相談、実態把握及び安否確認 <ol style="list-style-type: none"> 在宅高齢者等に関する相談対応、生活実態の把握及び情報収集（実態把握に基づく台帳の作成） 戸別訪問や電話連絡による安否確認 介護・福祉サービスに関する情報提供及び専門機関の紹介 みまもりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の構築、関係機関等との連携及び支援 <ol style="list-style-type: none"> ネットワークの構築及び強化 戸別訪問や電話連絡による見守り、関係機関等に対する見守り活動の支援及び助言 見守りや支援が必要な高齢者に対するネットワーク事業及び介護・福祉サービス等の登録勧奨 民間緊急通報システム（以下「システム」という。）事業の利用勧奨及び発報情報に基づく実態把握見守りや支援が必要な高齢者に対するシステムの利用勧奨、システムの発報時における安否確認 ネットワーク会議（以下「会議」という。）等の開催及び運営並びに関係機関等との連携 <ol style="list-style-type: none"> 年3回の会議の開催及び運営、並びに関係機関等との情報交換及び課題検討 区職員及び高齢者みまもりステーション職員による実務検討 その他必要と認められる業務 				
経過	平成23年 7月 南千住・荒川・町屋・尾久（西尾久）・日暮里（西日暮里）の5地区に開設。 平成25年10月 新たに尾久（東尾久）・日暮里（東日暮里）の2地区に増設予定。				
必要性	高齢者みまもりステーション（以下「ステーション」という。）は、在宅高齢者の安全・安心を確保することを目的として、地域包括支援センターの相談支援業務を支援・補完するとともに、地域の高齢者のネットワークの構築、高齢者の生活実態の把握及び安否確認等の業務を専門的に行っていくことから、その必要性は非常に高いといえる。				
実施方法	<p>（3委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターの運営に関する委託業務を受託している社会福祉法人に委託する。 原則、相談員1名（原則として、社会福祉士又は主任介護支援専門員の資格を有する者）及び事務職員1名（相談員の業務を補佐する者）の計2名により実施している。 各地域包括支援センターに併設して実施する。 				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額					52,460	46,699	53,419	
①決算額（25年度は見込み）					41,971	39,046	53,419	
②人件費等					2,541	1,652		
③減価償却費					933	655		
【事務分担当量】（%）					30	20		
合計（①+②+③）	0	0	0	0	45,445	41,353	53,419	
国（特定財源）					14,994	0	0	
都（特定財源）					12,914	19,522	26,709	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	17,537	21,831	26,710	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	—	—	—	—	5	5	7	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	業務委託料		38,889	業務委託料	38,889	業務委託料	43,000
	システム設置経費		17	システム設置経費	158	システム設置経費	819
						業務委託料（新規設置）	9,600

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	相談件数		3,015	5,410	5,700	6,000	
②	相談員による見守り訪問回数		2,529	3,949	4,500	4,700	実態把握を含む
③	緊急通報システム設置数		4	5	6	10	疾病要件非該当の新規設置件数

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・ステーションが地域の高齢者に関する身近な相談窓口として機能を果たすために、多くの区民の方々に認知してもらう必要がある。 ・ネットワークの構築を推進するために、既存の関係機関等との連携を強化するだけでなく、多くの高齢者が利用する医療機関・公衆浴場・地域の商店等の地域の社会資源を最大限に活用しながら、「高齢者の見守り」のネットワークを整備していく必要がある。
他区の実況	（実施 6 区 未実施 16 区） 墨田、豊島、港、品川、足立、中野

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	町会・自治会役員、民生委員や高齢者クラブ等を対象に「みまもり講座」を開催して、みまもる側に向けた具体的なみまもり方法の周知を図る。	引き続き、町会・自治会役員、民生委員や高齢者クラブ等を対象に「みまもり講座」を開催して、みまもる側に向けた具体的なみまもり方法の周知を図る。
②	地域の関係機関との連携を強化し、対象者や親族等、みまもられる側に向けてみまもりステーションの認知度を向上させ、相談しやすい環境の構築を図る。	引き続き、対象者や親族等、みまもられる側に向けてみまもりステーションの認知度を向上させ、相談しやすい環境の構築を図る。
③	担当する高齢者人口が特に多い尾久地域、日暮里地域については、各1箇所増加する。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の安否確認、実態把握を行うとともに、地域で高齢者を見守る拠点となるよう関係機関と連携を図る。

議会 (要旨) 状況	
------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高齢者みまもりネットワーク事業 (ネットワーク)	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	吹谷	内線	2661
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(25年度)	高齢者みまもりネットワーク事業費(01-02-12)				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 25年度 ○ 24年度)		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	23 年度	根拠	荒川区高齢者みまもりネットワーク事業実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	区と地域の関係機関等とが相互に連携して高齢者に対する見守り活動（以下「見守り等」という。）を行う見守りのネットワーク（以下「みまもりネットワーク」という。）を構築することにより、高齢者の孤独感を解消し、また緊急時又は災害時には高齢者に対して迅速に対処できる仕組みを整備することにより、区内の在宅高齢者の安全を確保し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを行う。				
対象者等	区内に住所を有する在宅高齢者のうち、次のいずれかに該当し、区に申請をしたもの (1) 75歳以上の一人暮らしの高齢者世帯又は75歳以上の高齢者のみの世帯にある者 (2) 介護保険における要介護3以上の認定を受けている者 (3) その他日中一人暮らし高齢者で介護、見守り等が必要であると認める者				
内容	次に掲げる事業内容を実施する。 (1) みまもりネットワークの構築及びその構築に必要な総合的な連絡及び調整等の実施 (2) 広報及び普及啓発の実施 (3) みまもり名簿の作成及び更新並びに関係機関等へのみまもり名簿の提供 (4) 高齢者に対するひと声運動、日ごろの見守り等及び個別支援の実施 (5) 緊急時又は災害時における安否確認、救援活動等の実施 (6) 緊急通報システム事業、配食見守りサービス事業、新聞販売店による見守り活動、救急医療情報キット配付事業及びごみの戸別収集事業における事業登録者の利用履歴及び利用状況の把握 (7) みまもりネットワーク連絡会等の関係者会議の開催 (8) 熱中症対策の実施 (9) ネットワーク連絡会等における見守り活動の事例紹介、区及び関係機関間の情報交換、課題検討 (10) その他、必要と認められること				
経過	平成13年度 本事業の前身である「支えあい見守りあいネットワーク事業」を区内の一部地域で開始 平成14年度以降は、区内の全地域に拡大して実施 平成23年度 目的の類似する既存事業を統合・整理を行い、本事業を開始				
必要性	見守り活動を希望する一人暮らし高齢者等に対して行う平常時の声掛け、安否確認及び災害時の避難援助、救援活動の効率化を図るとともに、区と関係機関との情報の交換・共有ができる場を設けることは、今後の見守り活動のさらなる充実を図れることから、その必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 区が、見守りを希望する高齢者を「みまもり名簿」に登録して、区、地域包括支援センター、高齢者みまもりステーション、民生委員、町会・自治会等の関係機関で共有し、名簿を有する機関は、当該名簿登録者を平常時の声掛け・見守り、緊急時における迅速かつ適切な対応及び災害時の避難援助・救援活動等を行う。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	148	159	3,358	372	9,181	12,281	3,858	
①決算額(25年度は見込み)	104	137	2,698	24	6,339	8,981	3,858	
②人件費等	854	847	2,036	3,488	9,250	8,945		
③減価償却費				1,162	3,608	3,759		
【事務分担量】(%)	10	10	10	40	116	115		
合計(①+②+③)	958	984	4,734	4,674	19,197	21,685	3,858	
国(特定財源)								
都(特定財源)					1,236	1,589	2,183	
その他(特定財源)								
一般財源	958	984	4,734	4,674	17,961	20,096	1,675	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	登録者人数	3,847	3,804	3,914	3,768	4,432	4,585	4,750
	ひと声運動対象者のべ人数	4,209	4,095	4,023	3,856	7,491	7,845	8,000
	関係機関数	6	6	6	7	7	8	8

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		賃金	臨時職員雇用	309	臨時職員雇用	65	臨時職員雇用
報償費	講演会講師報償	39	講演会講師報償	39	講演会講師報償	39	
一般需用費	消耗品費・印刷製本費	5,494	消耗品費・印刷製本費	2,326	消耗品費・印刷製本費	2,136	
役務費	郵送料	875	郵送料・手数料	22	郵送料・手数料	589	
委託料	封入作業委託	0	システム改修・熱中症予防	6,513	熱中症予防委託費	1,500	
使用料	会場使用料	18	会場使用料	19	会場使用料	30	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	登録者人数	3,768	4,432	4,585	4,750	4,900	年度末時点の人数
②	民生委員1人当たりの対象者 人数の平均	19.1	22.2	22.9	23.8	24.5	見守り活動民生委員数200名
③	みまもりツールの利用率		1.95	2.09	2.10	2.15	見守りサービス（一声、緊急通報システム、キット、配食、新聞）の利用率

（問題点・課題）	自主的かつ積極的な見守り活動を確保するために必要な意識啓発、地域の機運づくりを行い、さらなる関係機関の増加を図る。 登録者の増加傾向に対応するため、関係機関による見守り活動の負担軽減を検討すること。 災害時における安否確認や救援活動について、区及び関係機関の具体的な役割や取組内容を決めていくこと。
	（実施 18 区 未実施 4 区） 港、文京、台東、墨田、江東、品川、目黒、大田、渋谷、中野、杉並、豊島、北、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川 （※荒川区とほぼ同様の趣旨・目的・方法で実施している自治体を掲載した。）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	高齢者の実体把握のため、関係機関の拡大と、各対象者の心身、居住、健康等の様々な状況に応じたみまもりツールの普及を図る。	引き続き、高齢者の実体把握のため、関係機関の拡大と、各対象者の心身、居住、健康等の様々な状況に応じたみまもりツールの普及を図る。
②	適切な安否確認と、情報提供の見直しを行う。	適切な安否確認と、情報提供の見直しを行う。
③	区及び関係機関が共通の認識の下で、災害時における具体的な安否確認や救援活動を実施できるよう、マニュアルや業務フローの策定を検討する。	区及び関係機関が共通の認識の下で、災害時における具体的な安否確認や救援活動を実施できるよう、マニュアルや業務フローを策定する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の実態を把握し、地域で見守る仕組みを構築する。

（状況）	平成20年三定 「高齢者等要支援者マップ」の作成について
------	------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費	消耗品購入費	120	消耗品購入費	191	消耗品購入費	428
	印刷製本費	76	印刷製本費	99	印刷製本費	152	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	キット配付実績	2,316	2,072	909	1,700	—	
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・救急時にキットが効果的に活用されるために、平常時からキットに保管する救急情報シートの記載内容を常に最新の内容にしておく必要がある。 ・キット利用者自身で救急情報シートの他に、健康保険証、診察券、お薬手帳等の写しを準備の上、保管することが難しいといえる。
	他区の実況 （実施 10 区 未実施 12 区） 港、中央、千代田、江東、足立、練馬、葛飾、杉並、中野、北

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	配付対象者を拡大していくために周知をしていくとともに、すでにキットを持っている方については、救急情報シートの内容を更新できるよう支援する。	引き続き実施。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	対象者の拡大を検討する。

状況 (要旨)	
------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	敬老週間事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	大久保	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	敬老週間事業費(01-04-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成	46 年度	根拠	荒川区敬老祝品贈呈事業実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	荒川区山谷地域敬老会事業補助金交付要綱	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔I〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕			
目的	①百歳を超える者（以下「長寿者」という。）満百歳を迎える者（以下「新百歳」という。）、並びに数え年で白寿、米寿及び喜寿を迎える者に対して敬老祝品を贈呈することにより、区内にお住まいの高齢者に対して敬意を表するとともに、ご長寿とご健康をお祝いする。 ②地域のレクリエーションを主催する公益財団法人城北労働・福祉センター（山谷地域敬老会）に補助金を交付して、山谷地域にある簡易宿泊所に宿泊する高齢者の慰安と激励を図る。				
対象者等	①荒川区に住所を有する高齢者のうち、以下の要件に該当する方。 長寿者：大正2年1月1日以前の生まれ 新百歳：大正2年1月2日～大正3年1月1日生まれ 白寿：大正4年生まれ 米寿：大正15年生まれ 喜寿：昭和12年生まれ ②(財)城北労働・福祉センター（山谷地域敬老会）				
内容	①敬老祝品の贈呈 長寿者、新百歳については祝金（長寿者：10,000円、新百歳：50,000円）、白寿、米寿、喜寿については荒川区商店街連合会が発行する荒川区区内共通お買い物券を贈呈する。（白寿：20,000円、米寿：10,000円、喜寿：3,000円） ・白寿、米寿及び喜寿の方には、8月下旬から民生委員が対象者宅を直接訪問して贈呈する。 ・長寿者及び新百歳の方には、事前に表敬訪問の希望の有無に関する意向調査を行い、訪問を希望する者には区長等が訪問の上、敬老祝品とともに花束を贈呈する。訪問を辞退した方には担当職員及び民生委員が訪問の上、敬老祝品のみを贈呈する。 ②山谷地域敬老会への補助 (財)城北労働・福祉センター（山谷地域敬老会）の敬老事業（レクリエーション事業）に対して補助金を交付する。				
経過	・敬老金（75歳以上）昭和33年度開始～平成9年度に廃止する。 ・表敬訪問（95歳以上）昭和46年度開始～平成9年度に廃止する。 ・長寿者祝金（100歳以上）昭和62年度開始～平成12年度に廃止する。 ・敬老祝品 昭和40年度開始 記念品を贈呈（喜寿・米寿） 平成10年度改正 敬老金と表敬訪問の廃止に伴い、敬老祝品の贈呈の対象者に白寿を追加する。 平成11年度改正 敬老祝品を各種記念品から区内共通お買い物券（金額は現在の金額）へ変更する。 平成13年度改正 長寿者祝金の廃止に伴い、敬老祝品の贈呈の対象者に新百歳を追加する。長寿者には、表敬訪問を希望した方について花束を贈呈する。 平成23年度改正 敬老祝品贈呈対象者に長寿者を追加する。長寿者および新百歳については、祝金とする。白寿及び喜寿について贈呈金額を変更する。 ・山谷地域敬老会補助 昭和61年度開始 平成13年度改正240,000円 平成24年度 120,000円に変更				
必要性	区民のご長寿をお祝いする事業は各自治体においても重視しており、とりわけ23区の中でも高齢化率の高い当区にとつては、本事業の必要性は高い。（贈呈した荒川区区内共通お買い物券の利用率は9割以上である）				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） ①敬老祝品の贈呈 ・対象者宅を区職員や民生委員が直接訪問の上、敬老祝品を贈呈する。 ・敬老祝品の包装、仕分け等の軽作業を荒川区シルバー人材センターへ委託する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	18,918	18,876	20,409	20,433	18,937	18,651	20,254	
①決算額（25年度は見込み）	17,949	18,692	19,290	20,066	18,285	17,643	20,254	
②人件費等	2,477	2,033	1,222	1,308	1,694	2,065		
③減価償却費				436	622	819		
【事務分担当】（%）	817	24	15	15	20	25		
合計（①+②+③）	20,426	20,725	20,512	21,810	20,601	20,527	20,254	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	20,426	20,725	20,512	21,810	20,601	20,527	20,254	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	喜寿（10月末現在）	1,663	1,822	1,907	1,886	2,181	2,128	2,068
	米寿（10月末現在）	620	629	630	701	697	787	865
	白寿（10月末現在）	53	54	52	57	68	70	92
	新百歳（10月末現在）	28	24	28	27	26	22	46
	長寿者（10月末現在）	8	10	9	23	46	46	73

No2

事務事業分析シート（平成25年度）

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需用費	敬老祝品	14,873	敬老祝品	15,654	敬老祝品	16,694	
	その他消耗品	197	その他消耗品	167	その他消耗品	256	
	祝辞印刷	65	祝辞印刷	66	祝辞印刷	72	
役務費	長寿慶祝の会郵送料	1,079	高齢者訪問意向調査郵送料	6	高齢者訪問意向調査郵送料	10	
委託料	祝品包装作業委託	71	祝品包装作業委託	72	祝品包装作業委託	72	
負担金補助及び交付金	山谷敬老会への補助	240	山谷敬老会への補助	120	山谷敬老会への補助	120	
	祝金（新百歳・長寿者）	1,760	祝金（新百歳・長寿者）	1,560	祝金（新百歳・長寿者）	3,030	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
		① 敬老祝品贈呈数	2,671	3,018	3,053	3,144	
② 対象者人数	2,741	3,142	3,156	3,144	—		
③ 安否確認率	100	100	100	100	—		

問題点・課題 (指標分析)	・高齢者人口の増加に伴い、敬老祝品を贈呈する対象者についても増加の一途である。
	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>各区で、敬老祝品の贈呈対象者や贈呈する品の内容に差異があるものの、全区で敬老週間行事の一環として敬老祝品の贈呈や表敬訪問を実施している。</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	他区状況を鑑み、対象者の検討をする。	引き続き検討する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	高齢者の長寿を祝うとともに、高齢者の実態を把握する。

状況 (要旨)	
------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	養護老人ホーム措置	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	鈴木	内線	2676
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	養護老人ホーム(01-01-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	● 昭和 ○ 平成	41 年度	根拠	老人福祉法第11条第1項第1号	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	荒川区老人ホーム入所判定委員会設置要綱	
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。				
対象者等	環境上及び経済的理由により居宅において生活することが困難な65歳以上（特段の事情のある場合は65歳未満も含む）の者で低所得者。				
内容	<p>養護老人ホームは、老人福祉法第11条に規定されている老人福祉施設である。 区では都内・近県の施設に入所措置している。</p> <p>[措置要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として65歳以上 ・経済上（生保受給者等）、環境上（簡易宿泊所・更生施設入所、家庭環境、居住環境等）の理由により、居宅において生活することが困難な者 <p>[措置手続]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所申請受理 → ・実態調査（訪問・面接） → ・入所判定委員会 → ・入所（立会い・移送） <p>[入所判定委員会委員の構成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師2名（荒川区医師会推薦医師） ・養護老人ホーム施設長 ・荒川区保健所長 ・高齢者福祉課長 ・老人福祉指導主事（高齢者相談支援係長） ・老人福祉担当者（ケースワーカー） <p>[自己負担金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収金額 前年収入に応じ国が定めた基準（平成18年1月24日 老発第0124001号 「老人福祉法第11条による措置事務の実施に係る基準」）に基づき徴収する。毎年7月1日に改定する。 ・徴収方法 当月分納付書を翌月に入所者又は扶養義務者宛てに郵送。滞納が生じた場合は、滞納している者と区で分納計画を取り交わし徴収している。 				
経過	<p>昭和41年から、老人福祉法第11条を根拠に実施。 平成12年10月～ 費用徴収基準1階層の者については、介護保険料が措置費に加算される。 平成14年4月1日 区内養護老人ホーム（千寿苑）開設。（60床中荒川区枠は17床、残りは台東区枠） 平成18年4月から、法改正で外部の介護保険サービス併用可（将来的にはケアハウスの形態に転換）</p>				
必要性	法定措置事務として、要援護高齢者を支援するために継続して実施する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	184,396	183,452	187,222	183,744	179,931	186,087	189,427	
①決算額（25年度は見込み）	165,474	183,448	186,096	175,327	176,934	172,028	189,427	
②人件費等	11,529	2,541	2,118	994	968	1,781		
③減価償却費				726	778	1,129		
【事務分担量】（%）	135	30	40	25	25	35		
合計（①+②+③）	177,003	185,989	188,214	177,047	178,680	174,938	189,427	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	15,768	18,891	19,048	18,215	22,998	25,746	22,661	
一般財源	161,235	167,098	169,166	158,832	155,682	149,192	166,766	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
措置件数（継続数措置件数）	85	91	87	82	82	78	89	
措置施設数	22	23	23	20	21	23	23	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費			納付書印刷製本	95		
	委託料	支払代行事務	566	支払代行事務	547	支払代行事務	599
	扶助費	措置費	176,368	措置費	171,387	措置費	188,828

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	措置件数	82	82	78	89	—	
②	措置実施施設数	20	21	23	23	—	
③	養護老人ホーム入退所者数	19/21	23/23	17/21	—	—	入所者数/退所者数

(問題点・課題分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム入所後、集団生活・規律生活へ順応できず自己の意思により退所する事例がある。 ・身体状況から特別養護老人ホームの入所が適当となった場合に、すみやかに特別養護老人ホームに移行できるよう支援するシステムが必要である。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	被措置者との対面指導の強化を継続する。	引き続き、被措置者との対面指導の強化を継続する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法定措置事務であり、必要とする高齢者を適切に措置できるよう支援する。

(状況)	議会議事録
------	-------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	特別養護老人ホーム（措置分）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	鈴木	内線	2676
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	特別養護老人ホーム（01-01-02）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成	12 年度	根拠	老人福祉法第11条第1項第2号、荒川区における老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置に関する要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な高齢者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する施設に通常の方法により入所することが著しく困難であると認めるときに、特別養護老人ホームに措置入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。				
対象者等	本人または親族等では適切な介護サービスを受けるための契約の締結が困難な高齢者				
内容	<p>老人福祉法に基づき福祉事務所長が施設の入所手続を行う。 家族による経済的虐待等を受けており本人負担が困難な場合は、施設利用料を扶助する。</p> <p>[措置要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定において要介護状態に該当 ・ 健康状態が入院加療を要する病態でないこと、及び感染症を有し他の入所者に感染させる恐れがないこと ・ やむを得ない事由により、本人及び家族の意思による入所が困難であること <p><やむを得ない事由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が家族等の虐待又は介護放棄を受けている場合 ・ 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がいない場合 <p>[措置手続]</p> <p>・ 入所申請受理 → ・ 実態調査（訪問・面接） → ・ 入所判定委員会 → ・ 入所（立会い・移送）</p> <p>[扶助内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本サービス 利用額×1割×日数 ・ 保険外負担金（居住費+食費+その他措置に要する費用）×日数 ・ 移送費 <p>[自己負担金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収金額 利用料扶助費全額 ・ 徴収方法 当月分の措置費の納入書を翌月に本人宛（施設）に送付。経済的虐待を受けていた場合等で、措置時に負担金額の納入に必要な収入が確保できなかった場合は、収入の充当ができた時、成年後見人が選任された時、または、支弁に応じる家族が現れた時点で入所時に遡及して徴収する。 				
経過	平成12～15年度 利用実績なし 平成19年度 措置件数が15件と急増 平成20年度 荒川区における老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置に関する要綱制定				
必要性	法定措置事務として、要介護高齢者の健康の保持と生活の安定を図るために、必要な事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	791	2,879	1,370	3,122	3,173	2,131	2,131
	①決算額（25年度は見込み）	2,671	2,879	865	947	496	2,062	2,131
	②人件費等	12,383	9,317	4,072	4,360	4,235	4,131	
	③減価償却費				1,453	1,555	1,614	
	【事務分担量】（%）	145	110	50	50	50	50	
	合計（①+②+③）	15,054	12,196	4,937	6,760	6,286	7,807	2,131
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	902	2,566	862	320	496	2,027	2,131
	一般財源	14,152	9,630	4,075	6,440	5,790	5,780	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	措置件数（継続含む）	15	9	6	6	5	14	6
	措置施設数（継続含む）	9	7	4	3	3	3	5

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		扶助費	介護給付本人負担分	496	介護給付本人負担分	2,062	介護給付本人負担分

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	措置件数（継続含む）	6	5	14	6	—	
②	措置施設数（継続含む）	3	3	3	5	—	
③							

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・区内特養と一部の区外特養については、措置先の確保の協力が定着してきているが、さらに必要時に措置できるように、措置先を安定的に確保することが必要である。 ・近年措置件数が急増しており、迅速な対応が困難になっている。
他区の状況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	近隣の新規施設や空床の情報収集を継続して行う。	引き続き、近隣の新規施設や空床の情報収集を継続して行う。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法定措置事務であり、必要とする高齢者を適切に措置できるよう支援する。

況議 （要 質 問 状）	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	介護サービス事業（措置分）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	鈴木	内線	2676
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	介護サービス事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成	12 年度	根拠	老人福祉法第10条の4	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	荒川区高齢者緊急一時保護事業実施要綱	
実施基準	● 法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔I〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕			
目的	家庭の事情等により緊急に保護を必要とする高齢者又は認知症等により日常生活に支障のある者が、やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが著しく困難であると認められる場合に、当該高齢者の生活の場の確保や回復を図るため、区が措置により居宅介護支援等の介護サービスを提供する。				
対象者等	<高齢者緊急一時保護> ①家庭の事情等により一時的に在宅生活が困難になった場合 ②単身者で病氣回復後一時的に見守りが必要になった場合 ③火災等により在宅での生活が一時的に困難になった場合 <やむを得ない措置> ①本人が家族などの虐待又は介護放棄を受けている場合 ②認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合				
内容	【高齢者緊急一時保護】 家庭の事情等により緊急に保護を必要とする高齢者を、一時的に区内特別養護老人ホームに入所させる。 【やむを得ない措置】 ①措置の一環として要介護認定と同様の手続を実施。 ②ケアプランを作成し、介護給付を提供する。 サービス内容（1）訪問介護（2）通所介護（3）短期入所生活介護（4）グループホーム入所 ③やむを得ない事由が消滅した（虐待の終息又は後見人の選定）時点で、措置を解除し、契約に移行する。 【自己負担金】 ・徴収金額 利用料扶助費全額 ・徴収方法 当月分の措置費の納付書を翌月に施設宛てに送付。経済的虐待等を受けていた場合等で、措置時に必要な収入が確保できなかった場合は、経済状況が回復し費用負担が可能となった時、成年後見人が選任された時、または、支弁に依る家族が現れた時点で入所時に遡及して徴収する。				
経過	平成12～15年度は、実績なし。 平成16年度に、荒川区高齢者緊急一時保護事業実施要綱を制定。 平成16年度以降は、毎年、実績あり。				
必要性	（高齢者緊急一時保護） 認知症に伴う徘徊高齢者の保護施策として、高齢者の身上監護に一定の役割を果たしている。 （やむを得ない措置） 老人福祉法第10条の4「やむを得ない措置」を実施するため、必要な事業である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）				

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	1,079	1,761	1,303	1,531	1,661	1,544	1,606
	①決算額（25年度は見込み）	759	948	477	1,301	1,101	1,147	1,606
	②人件費等	2,989	5,082	3,665	4,360	4,235	2,478	
	③減価償却費				1,453	1,555	968	
	【事務分担量】（%）	35	60	45	50	50	30	
	合計（①+②+③）	3,748	6,030	4,142	7,114	6,891	4,593	1,606
	国（特定財源）		0					
	都（特定財源）		0					
	その他（特定財源）	127	382	115	822	890	130	886
	一般財源	3,621	5,648	4,027	6,292	6,001	4,463	720
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	緊急一時保護件数	3	4	5	5	4	3	6
	緊急一時保護（延日数）	62	53	39	85	40	63	87
	やむを得ない措置件数	1	6	4	12	11	8	10
	やむを得ない措置（延べ日数）	23	155	25	300	258	144	244

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	高齢者緊急一時保護	429	高齢者緊急一時保護	675	高齢者緊急一時保護
扶助費	やむを得ない措置	672	やむを得ない措置	471	やむを得ない措置	666	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	緊急一時保護件数	5	4	3	6	—	
②	やむを得ない措置件数	12	11	8	10	—	
③							

（問題点・課題）	<p>[高齢者緊急一時保護] 保護した高齢者が感染症を有している場合の対応。 [やむを得ない措置] 虐待、介護放棄などの困難事例での対応には、ケアマネジャーの支援が必要である。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区） やむを得ない措置 台東、千代田、新宿、大田、世田谷、渋谷、足立、葛飾の8区で実績あり 緊急ショートステイ 22区で実施</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ケアマネジャーが適切な家族支援を行えるように、出張研修等を行う。	引き続き、ケアマネジャーが適切な家族支援が行えるよう出張研修等を行う。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法定措置事務であり、必要とする高齢者を適切に措置できるよう支援する。

議会議事録（要旨）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高齢者生活管理指導事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	鈴木	内線	2676
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	生活管理指導事業費（01-09-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 18 年度	根拠	荒川区高齢者生活管理指導事業実施要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔I〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕			
目的	自ら介護保険サービスの利用ができない高齢者に対して、生活環境改善や生活援助・身体介護等の生活管理指導を行い、高齢者の福祉の向上を図る。				
対象者等	自ら介護保険サービスの利用ができない単身者又は高齢者の世帯				
内容	区が委託した訪問介護事業所のホームヘルパーを対象世帯に派遣し、 ・生活環境改善 ・対人関係の構築 ・急性疾患等の一時的な虚弱状態に対する緊急一時的な生活援助及び身体介護 を行い、介護保険サービスに結び付ける。 [自己負担金の徴収方法] 単価250円に当月の派遣時間数を乗じた額の納付書を翌月本人に郵送する。必要に応じケースワーカーが訪問し直接徴収する。				
経過	区に対する要援護高齢者の生活支援の通報は、今後も継続することが見込まれるため、生活支援ヘルパー事業のうち、生活管理指導事業に特化した形で、区の措置的なホームヘルプを事業化した。				
必要性	地域の要援護高齢者に対する生活支援（家族等がいいため介護サービスにつながっていない、ごみ屋敷清掃等）の通報は多く、今後も一定の需要が見込まれることから事業の継続は必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 対象者の調査、決定は区が行う。訪問介護（家事援助・身体介護）は地域割りです事業者に委託（生活管理指導業務委託）。 ・委託料 生活環境整備・対人関係の構築 3, 175円/時間（税抜き） 緊急一時の家事援助・身体介護 2, 646円/時間（税抜き） ・委託事業者 大起エンゼルヘルプ（町屋、東尾久、西尾久、西日暮里地域担当） ケアサービス大和田（南千住、荒川、東日暮里地域担当）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	1,132	953	844	759	631	460	441	
①決算額（25年度は見込み）	701	447	495	351	273	358	441	
②人件費等	10,675	4,235	3,665	3,488	3,388	3,717		
③減価償却費				1,162	1,244	1,452		
【事務分担量】（%）	125	50	45	40	40	45		
合計（①+②+③）	11,376	4,682	4,160	5,001	4,905	5,527	441	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	59	41	45	25	31	29	35	
一般財源	11,317	4,641	4,115	4,976	4,874	5,498	406	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	実施件数	30	19	17	16	13	14	14
	大起 環境改善・関係構築（派遣時間）	16	30	21	39	62.5	15.5	35
	大起 緊急一時身体介護等（派遣時間）	34	4	8	4	0	40	30
	大和田 環境改善・対人関係構築（派遣時間）	155	56	48	67.5	18	46	44
大和田 緊急一時身体介護等（派遣時間）	75.5	93.5	96.5	0	6	15	33	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	緊急一時の身体介護	16	緊急一時の身体介護	153	緊急一時の身体介護
	生活環境整備・対人関係構築	257	生活環境整備・対人関係構築	205	生活環境整備・対人関係構築	125	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	実施件数	16	13	14	14	—	
②							
③							

(問題点・課題分析)	<p>・事業開始から現在に至るまで、介護保険制度が始まる前からヘルパー派遣を依頼し、手馴れていた2事業者に業務を委託してきた。しかし、現在、業務が多様化してきたため、業務仕様書の変更が必要である。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成26年度契約に向け、現状の課題を反映した業務仕様書の見直しを行う。	平成25年度の検討結果を踏まえた事業者選定を行う。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	高齢者の在宅生活の維持を図るため実施する。

議会議況(要旨)	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	緊急事務管理事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	鈴木	内線	2676
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	緊急事務管理事業費（01-12-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成	19年度	根拠	荒川区緊急事務管理の実施に関する要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	●区独自基準	計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	判断能力が不十分のため金銭管理等が困難となり、かつ、家族による支援が見込めない高齢者等に対して、区が民法（明治29年法律第89号）第697条の規定に基づく事務管理を行い、本人の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的とする。				
対象者等	判断能力が不十分のため金銭管理等が困難となり、かつ、家族による支援が見込めない高齢者等				
内容	<p>[事務管理の開始]</p> <p>次に掲げるもののうち、本人に代わって事務管理を実施する必要があると認められる場合について、その開始を決定し、実施する。</p> <p>(1)財産の保管、(2)日常的な金銭管理、(3)親族、知人等への連絡（戸籍の調査を含む。）、(4)ケアマネージャー等への連絡調整、(5)入院、入所、通院等の対応、(6)その他区長が必要と認めるもの</p> <p>[事務管理の廃止]</p> <p>次に掲げるものに該当した場合は、事務管理を廃止する。</p> <p>(1)親族・知人が事務管理を行うこととなったとき、(2)施設等に入所し、当該施設等が事務管理を行うこととなったとき、(3)成年後見人が付されたとき、(4)地域福祉権利擁護事業の契約が締結されたとき、(5)対象者が死亡し、財産等が相続人に引き継がれたとき、(6)その他、区が事務管理をする必要がなくなったとき</p> <p>[自己負担金]</p> <p>なし</p>				
経過	認知症等により判断能力が不十分となった高齢者等の支援について、医療機関や民生委員等から寄せられる相談に対し、家族の協力が見込めない場合等、家族に代わって区が財産管理や入院・入所の手続等の対応をする事例が増えている。これらに区職員が迅速かつ的確に対応するために、平成19年度に荒川区緊急事務管理の実施に関する要綱を制定し、事務の範囲と取扱い基準を定め安定的な実施体制を整備した。				
必要性	高齢者人口の増加に伴い身寄りのない高齢者の世話については、今後も一定の需要が見込まれることから事業の継続は必要である。				
実施方法	<p>（一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>財産の保管・日常的な金銭管理及び財産の把握について、荒川区社会福祉協議会に委託する（財産保管・日常的な金銭管理に関する業務委託契約）。</p> <p>・委託料 2,650千円</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	2,650	2,650	2,650	2,650	2,650	2,650	2,650	
①決算額（25年度は見込み）	2,480	2,575	2,566	2,582	2,650	2,650	2,650	
②人件費等	5,551	3,388	1,629	872	847	2,891		
③減価償却費				291	311	1,129		
【事務分担量】（%）	65	40	20	10	10	35		
合計（①+②+③）	8,031	5,963	4,195	3,745	3,808	6,670	2,650	
国（特定財源）								
都（特定財源）	2,480	2,575	1,325	0	0	0	0	
その他（特定財源）								
一般財源	5,551	3,388	2,870	3,745	3,808	6,670	2,650	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
開始件数(継続含む)	11	7	11	11	6	14	10	
廃止件数	8	3	7	9	2	9	7	
管理件数	3	4	4	2	4	5	4	

事務事業分析シート（平成25年度）

1月実績 No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	財産管理業務委託	2,650	財産管理業務委託	2,650	財産管理業務委託

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	開始件数	11	6	14	10	—	前年度からの継続件数+24年度新規開始件数
②	廃止件数	9	2	9	7	—	24年度廃止件数
③	管理件数	2	4	5	4	—	24年度末現在の管理実施件数

(問題点・課題)	成年後見人を速やかに選任することが望ましいが、支援する身寄りがなく、かつ、職業後見人の報酬を支払えない低所得者のための財産管理が増えていく懸念がある。
(実施状況)	(実施 0 区 未実施 22 区) ただし、類似の事業として、台東、大田、渋谷、中野、豊島、練馬の各区で成年後見人選定までの暫定的な対応として実施（成年後見センターの委託も含む）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	後見報酬を支払えない資力の高齢者が増える傾向にあるため、安定的に後見候補者が供給できるよう、社会福祉協議会の法人後見制度との連携を強化する。	引き続き、後見報酬を支払えない資力の高齢者が増える傾向にあるため、安定的に後見候補者が供給できるよう、社会福祉協議会の法人後見制度との連携を強化する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	後見制度を利用するまでの間、適切に高齢者の生活を支援するために行う。

(状況)	議会議事録
------	-------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高齢者虐待対策事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	鈴木	内線	2676
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	高齢者虐待対策事業費（01-10-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成	18 年度	根拠	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律／介護保険法	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	● 区独自基準	計画区分	● 計画 ○ 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔I〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕			
目的	養護者による高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行う。				
対象者等	虐待のある家族、虐待の通報の担い手としての区民、サービス提供機関				
内容	<p>区民、ケアマネ、民生委員等から高齢者虐待の相談があった時に、区が事実確認を行った後、対応方針会議を主催し、弁護士や臨床心理士（東京弁護士会等と東京臨床心理士会から推薦を受け選任した者）及び精神科医師による専門的助言を踏まえ、必要に応じ、専門的対応（弁護士による成年後見申立、臨床心理士によるカウンセリング、精神科医師のセルフネグレクト対応等）を行う。また、緊急に医療が必要なケースについて契約病院への医療保護（医師会推薦病院に常時1床確保）を実施する。</p> <p>25年度選任精神科医師 1名 25年度選任弁護士 東京弁護士会4名、第一東京弁護士会2名、第二東京弁護士会2名 計8名 25年度選任臨床心理士 東京臨床心理士会1名 25年度医師会推薦病院 1床</p>				
経過	・平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、国民の責務等が定められた。				
必要性	高齢者の権利擁護にとって、高齢者に対する虐待を防止することは極めて重要である。				
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <p>東京弁護士会、東京臨床心理士会等と対応弁護士・臨床心理士推薦の協定を締結。精神科医師は個別に対応依頼（報償費：特別区の講師謝礼単価を準用 弁護士13,000円/時間、臨床心理士10,000円/時間、精神科医師13,000円/時間 いずれも税込み）</p> <p>医療機関に対応病床の確保（高齢者緊急医療保護事業業務委託契約） （病床確保料 4,380,000円（12,000円×365日）入院実費立替費920,034円（深刻な身体的被虐待者を2週間保護した場合の医療モデルを想定しそれが6件発生した場合の本人窓口支払経費相当額）</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	6,443	6,443	6,379	6,379	6,344	6,282	6,574	
①決算額（25年度は見込み）	5,671	5,397	4,852	5,258	5,862	6,182	6,574	
②人件費等	9,394	9,741	6,108	6,104	5,928	7,435		
③減価償却費				2,034	2,177	2,904		
【事務分担量】（%）	110	115	75	70	70	90		
合計（①+②+③）	15,065	15,138	10,960	13,396	13,967	16,521	6,574	
国（特定財源）								
都（特定財源）	2,645	3,221	430	2,360	2,636	2,667	2,827	
その他（特定財源）	375	1,372	62	366	484	580	1,580	
一般財源	12,045	10,545	10,468	10,670	10,847	13,274	2,167	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	虐待の相談件数	47	56	76	98	101	109	136
	専門的相談・対応件数	9	10	11	7	16	15	22
	医療保護件数（継続含む）	6	4	3	5	9	4	13
	医療保護日数（継続含む）	175	70	72	171	155	158	182

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	専門的相談・対応謝礼	985	専門的相談・対応謝礼	954	専門的相談・対応謝礼	1,130
	食糧費			緊急飲食費	0	緊急飲食費	6
	一般需用費	虐待防止パンフレット	0	虐待防止パンフレット	0	虐待防止パンフレット	137
	委託料	医療保護	4,877	医療保護	5,228	医療保護	5,301
	使用料及び賃借料	高速料金（移送用）	0	高速料金（移送用）		高速料金（移送用）	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	虐待の相談件数	98	101	109	136	—	
②	専門的相談・対応件数	7	16	15	22	—	
③	医療保護件数（継続含む）	5 (171)	9 (155)	4 (158)	13 (182)	—	()内は保護日数

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> 潜在しているケースを把握できるように関係機関と連携し、相談及び通報体制を構築する。 高齢者虐待予防に関する普及啓発活動に取り組む。 家族の問題（精神・アルコール・人格等）調整・支援に対する困難ケースが増えてきている。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区） 港区、大田区、練馬区、杉並区、新宿区の各区で、緊急時の対応として施設等のベッドを確保している。

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	虐待の早期把握ができるよう、介護サービス事業者に対する啓発研修を実施する。	引き続き、虐待の早期把握ができるよう、介護サービス事業者に対する啓発研修を実施する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の虐待防止のために、早期発見及び相談・支援の充実を図る。

議会議況 (要旨)	
--------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	成年後見事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	鈴木	内線	2676
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	成年後見事業費（01-14-01） （（地域支援事業費）その他事業（01-03-01）23年度まで分離）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	17 年度	根拠	老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	精神障害者福祉に関する法律	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	身寄りのない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な人について、区長が家庭裁判所に対して後見開始等の申立てを行い、選任された後見人等が成年被後見人（本人）の財産管理や身上監護を行うことによって成年被後見人の福祉向上を図る。				
対象者等	判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障がい者及び知的障がい者のうち、身寄りがいない場合等当事者による申立てが期待できない状況にある人				
内容	平成12年より施行されている成年後見制度は、家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見制度と、本人が契約によって自ら後見人を選任する任意後見制度とに大別される。 法定後見については、本人の判断能力の程度により、後見（事理弁識能力を欠く常況）、保佐（事理弁識能力が著しく不十分）、補助（事理弁識能力が不十分）の3類型に分類され、医師の鑑定及び裁判所の審理を経て選出された後見人、保佐人、補助人が本人のために同意権、取消権、代理権を行使して、契約締結や財産管理等を行う。 本事業は、本人の保護を図るために、後見等の開始に当たり区長が申立てをするために、必要な手続等を行うものである。				
経過	平成14年度に、荒川区成年後見制度における区長による審判の請求手続等に関する要綱を制定。 平成17年度～21年度で延べ18名の認知症高齢者の後見等開始の区長申立てを行った。 平成22年度から、区長申立件数が急増した。 平成24年度から、一般施策としてのみ実施。				
必要性	身寄りのない認知症高齢者や障がい者等が不動産の売買や預貯金に関する金融機関との取引、福祉関係施設への入所に関する契約等を行う場合には、この制度を利用するほかないため、必要性は高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 1 ホームヘルパーや近隣等から相談を受けるなどにより、対応が必要と思われる高齢者、障がい者を把握する。 2 生活状況、親族状況、資産状況の調査を行う。四親等内の親族による申立ての可能性を把握し、金融機関等に本人の預貯金状況の照会を求める等、本人の状況を詳細に把握し、申立ての可否を検討する。 3 医師に診断書の作成を依頼し、診断結果を含めて後見・保佐・補助のいずれの類型で申し立てるか検討する。 4 家庭裁判所に対して申立てを行う。その際、郵便切手、収入印紙、および鑑定料を納付する。 5 申立てに要した費用を求償するため、申立の際、家庭裁判所に対して上申書を提出する。 6 家庭裁判所が認めた額について本人に求償を行い、必要に応じて後見人等への引継ぎを行う。				

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	1,402	1,016	1,632	2,304	2,560	5,373	4,778
	①決算額（25年度は見込み）	230	138	128	806	1,000	568	4,778
	②人件費等	1,708	6,776	1,629	3,052	2,964	4,544	
	③減価償却費				1,017	1,089	1,775	
	【事務分担量】（%）	20	80	20	35	35	55	
	合計（①+②+③）	1,938	6,914	1,757	4,875	5,053	6,887	4,778
	国（特定財源）		2	47	307	368	0	0
	都（特定財源）		1	23	153	184	586	0
	その他（特定財源）	701	8	47	181	304	183	1,683
	一般財源	1,237	6,903	1,640	4,234	4,197	6,118	3,095
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	申立件数	5	3	3	6	14	17	24
	成年後見報酬助成件数				2	3	1	12
	申立費用求償件数				2	8	12	16

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	弁護士相談費用	0(0)	弁護士相談費用		弁護士相談費用	
	役務費	郵便切手	56(30)	郵便切手	73	郵便切手	104
		鑑定料	223(223)	鑑定料	120	鑑定料	1,400
		診断書料	10(0)	診断書料	47	診断書料	240
	公課費	収入印紙	43(23)	収入印紙	58	収入印紙	82
		登記印紙		登記印紙		登記印紙	
	扶助費	成年後見報酬助成	668(668)	成年後見報酬助成	270	成年後見報酬助成	2,952

※うち（）内は介護保険事業特別会計分

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	申立件数	6(3)	14(8)	17	24	—	家庭裁判所に対して申立てを行った件数
②	選定件数	6(3)	14(8)	17	24	—	家庭裁判所から審判が下りた件数
③							

※うち（）内は介護保険事業特別会計分

(問題点・課題 指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・後見人等候補者の選任に時間を要する場合等においても早急な対応ができるよう、社会福祉協議会等による法人後見の取り組みを一層推進する必要がある。 ・成年後見の申立てが必要な高齢者の親族に、成年後見制度の周知を図る仕組みが必要である。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	消費者相談室や社会福祉協議会と連携し、介護予防事業や認知症対策事業と合わせて、手続が必要な高齢者等が効果的に成年後見申立て手続に繋がるよう制度啓発を実施する。	引き続き、消費者相談室や社会福祉協議会と連携し、介護予防事業や認知症対策事業と合わせて、手続が必要な高齢者等が効果的に成年後見申立て手続に繋がるよう制度啓発を実施する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	社会福祉協議会と連携を図り、円滑かつ迅速な制度運営を図る。

(議会 要旨) 状況	20年四定 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の成年後見サービスの拡充と法人後見の事業委託、助成事業の拡充 ・区民後見人（社会貢献型後見人）の育成
------------------	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	特養ホーム入所調整	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	鈴木	内線	2676
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	高齢者福祉事業事務費（01-06-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 14 年度	根拠	荒川区特別養護老人ホーム入所指針		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	区内特養への入所希望者に対する入所調整を行うことによって、区内7特養の施設需要を把握するとともに、入所希望者が公平な基準に従って入所できることを目的とする。				
対象者等	区内在住で特養ホームに入所の申し込みをしている要介護高齢者及びその家族等				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年2回の入所調整を行う。（7月末、1月末までの申請者を対象とする） ・申請時に、申込書・特養入所調査票・状況調査票を提出していただき、点数をつける。 [調査項目] ①要介護度②介護者の状況③サービスの利用状況④介護の期間⑤本人の年齢 ・区加算・施設加算を加え、点数で並べ替えを行い、名簿を作成する。 ・入所調整会議を行う。 ・10月1日・4月1日に調査結果を調査票の点数で施設ごとの待機順位を決定する。 ・入所希望者に対し決定した希望施設ごとの待機グループ（A、B、C）を通知する。 [待機グループ] A…施設入居が必要だと思われる B…施設入居が望ましいが、早期の入居は困難 C…しばらくの間、居宅等での生活の継続をお願いしたい ・名簿作成後の申込者については、名簿の末尾に日付け順で追記する。 ・入所希望者や介護者の状況又は希望施設に変更があった場合は変更申請書を提出していただく。 				
経過	<p>平成14年8月 国より入所基準についてのガイドラインが示され、区としても区内施設について入所待機者の順位化を実施。</p> <p>平成23年6月 特別養護老人ホーム入所基準を廃止し、新たに入所指針を制定。これに伴い、年1回行っていた実態調査を廃止したほか、複数の施設申込の受付を開始し、通知方法を待機順位から待機グループに変更した。</p>				
必要性	公平な基準により入所を進めるために必要な事業である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	113	107	107	107	232	5,181	162	
①決算額（25年度は見込み）	45	46	48	48	129	4,989	162	
②人件費等	2,135	1,694	2,118	2,302	2,239	1,084		
③減価償却費				1,162	1,244	1,291		
【事務分担量】（%）	25	20	40	40	40	40		
合計（①+②+③）	2,180	1,740	2,166	3,512	3,612	7,364	162	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	2,180	1,740	2,166	3,512	3,612	7,364	162	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	入所した人数	84	77	79	87	113	316	90
	待機者数	753	656	681	735	883	808	740

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		役務費	郵券	129	郵券	0	郵券
	委託料		保健福祉システム改修	4,989			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	入所した人数	87	113	316	—	—	
②	待機者数（実人数）	735	883	808	—	—	
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の現状を把握する方法を検討していく必要がある。 医療行為が必要な要介護者の受入が困難な状況がある。 多床室については空きベットと待機者の男女区分が折り合わない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	申請者の現状を把握するため、実態調査を実施する。	定期的な現状把握の実施方法を検討する。
②	医療行為が必要な要介護者の受入について、施設と協議する。	引き続き、医療行為が必要な要介護者の受入について、施設と協議する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	緊急性の高い特養待機者が迅速に入所できるよう、システムを導入する。

（状況）	平成15年一定 特養ホームの入所に対して重度優先基準の導入の検討について
------	--------------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	医療福祉相談事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	中谷	内線	2674
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	医療福祉相談事業費（01-06-03） （家族介護支援事業費（01-02-02）23年度まで）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成	56 年度	根拠	介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法、	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	荒川区訪問看護指導事業実施要綱	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的に、家族や介護者や関係者に対して、医療保健福祉等の相談を行う。また、入退院等に係る医療機関についての情報提供等、高齢者の医療福祉相談を円滑に進めるために、医療機関、地域包括支援センター、関係機関とのネットワークを構築する。				
対象者等	65歳以上の高齢者及び家族や関係者を対象とする。				
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の入退院に関する相談 2 医療保健福祉制度利用に関する相談 3 区民向け医療福祉資料や関係者向けの「社会資源情報」の作成 4 医療機関や地域包括支援センター等との連携会議の実施と医療機関主催の連携会議等に参加することにより、ネットワークを形成 5 24年度より開始した「在宅療養推進会議」と連動してネットワークを強化 6 特別養護老人ホーム入所の申請受付及び相談（H24年度より） 				
経過	<p>昭和56年度 訪問看護指導事業開始。非常勤医療福祉相談員1名配置。</p> <p>平成10年度 訪問看護指導事業が保健衛生部より高齢者福祉課に事務移管された際に、医療福祉相談事業も移管。</p> <p>平成20年度 医療連携会議を開始。</p> <p>平成21年度 相談業務の充実と各関係機関によるネットワークの構築をめざし、非常勤医療福祉相談員1名増員（2名体制に）。医療福祉相談を訪問指導事業から新たに事業として独立させる。</p> <p>平成24年度 医療連携会議と在宅療養連携推進会議との連携を図る。</p>				
必要性	医療法及び診療報酬の改正により、高齢者の早期退院が求められてきており、入院・退院・転院や入所に関する相談が増えている。そのため、近接する医療機関と情報交換や、関係機関と顔の見えるネットワークの構築などにより、医療福祉相談体制を強化することは重要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額			5,728	5,805	5,827	5,777	5,762	
①決算額（25年度は見込み）			5,629	5,758	5,163	5,631	5,762	
②人件費等			1,792	4,064	1,440	0		
③減価償却費				4,358	529	0		
【事務分担量】（%）			22	150	17	0		
合計（①+②+③）	0	0	7,421	14,180	7,132	5,631		
国（特定財源）			2,251	2,302	2,065	0	0	
都（特定財源）			1,126	1,151	1,032	0	0	
その他（特定財源）			2,252	1,151	1,032	0	0	
一般財源	0	0	1,792	9,576	3,003	5,631	5,762	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	医療福祉相談件数	307	317	582	614	543	535	550

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	非常勤医療福祉相談	4,396	非常勤医療福祉相談	4,898	非常勤医療福祉相談
共済費	健康保険・厚生年金	679	健康保険・厚生年金	692	健康保険・厚生年金	701	
旅費	特別旅費	2	特別旅費	1	特別旅費	20	
需用費	消耗品	5	消耗品	0	消耗品	32	
負担金	負担金	6	負担金		負担金		
需用費	食糧費	3	食糧費	4	食糧費	9	
報償費	謝礼	72	謝礼	26	謝礼	78	
役務費	郵送料	0	郵送料	10	郵送料	10	
使用料及び賃借料	会場使用料	0	会場使用料	0	会場使用料	14	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	相談件数	614	543	535	550	550	
②	訪問件数	8	7	1	5	5	
③	連携会議等の開催（回数）	3	2	2	3	3	平成24年度第1回は「医療と福祉の連携—在宅支援—」「世田谷区の取組—医療と介護の連携シート作成の経過と運用—」、第2回は「在宅療養連携会議をうけて」をテーマに実施。

（問題点・課題分析）	<p>1 入・転院できる医療機関や入所に関する相談が多く寄せられる。医療福祉相談員は相談者のニーズと病状等を勘案して、医療機関や施設を紹介している。しかしながら、制度改正に伴い、医療機関の状況はめまぐるしく変動しており、情報の収集とネットワークづくりが課題である。</p> <p>2 在宅療養が推進される中で、在宅療養連携推進会議と連携し在宅に向けて支援する仕組みづくりが必要である。</p>
他区の実況	<p>（実施 2 区 未実施 20 区）</p> <p>医療相談窓口の設置は新宿区、文京区のみ</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	高齢者の在宅療養を支援するために入退院時に関係機関が情報を共有する連携ツールの検討を行う。	在宅療養連携推進会議と連携し、医療と福祉の関係機関が情報を共有する連携ツールの検討を行う。
②	連携ツールの作成に先立ち、医療と介護の関係機関から情報収集を行い、冊子の作成と配布を行う。	医療と介護の情報収集の冊子の更新を行う。
③	区内介護老人保健施設の診療情報提供書共通書式化の試行に伴い、モニタリングを行う。	共通書式について関係機関で情報共有し、活用を図っていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の入退院時の支援を図るとともに、医療機関と介護事業者が連携できるような仕組みを構築する。

議会（要旨）	<p>平成20年決算特別委員会 医療機関の紹介窓口について</p> <p>平成21年三定 転院に関する支援策について</p> <p>平成22年予特 医療相談窓口の充実に対する評価について</p>
--------	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	訪問指導事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	今泉	内線	2673
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		訪問指導事業費（01-06-02）			
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 56 年度		根拠	介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法、	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区訪問看護指導事業実施要綱	
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	認知症や難病、その他複雑・困難な問題を抱える世帯に支援を行うことで、家族の精神的安定を図り、適切な介護方法の指導により家族の介護力を育成する。また、家族・介護者への介護予防支援も行う。				
対象者等	区内在住の在宅療養者及び家族・介護者				
内容	利用者の把握方法：地域包括支援センターなどからの相談、依頼。 利用手順：区保健師の訪問、支援計画の立案をもとに委託訪問看護師による訪問を行う。3か月間の期間を目安として各訪問ごとに報告を受ける。 支援内容：①家族・介護者・介護サービス事業者への支援 ②認知症や精神疾患・高齢者虐待に関する相談と支援 ③住宅改修や療養環境に関する支援・指導 ④医療機関や介護サービス事業者関係機関との連携や調整 ⑤ご本人の自立に向けての支援 ⑥その他諸制度活用方法に関する指導				
経過	1 昭和56年度より開始 60歳以上を対象に実施する。 2 昭和58年度より老人保健法に基づき対象年齢を40歳以上に引き下げ実施 3 平成10年度から、本事業を保健衛生部より高齢者福祉課に事務移管する。 4 平成12年度から介護保険制度との役割・関連を明確化する。 当事業は虚弱者の介護予防及び介護保険サービス導入までの療養環境整備に重点を置く。 5 平成18年度より対象者の年齢により、65歳以上は介護保険、65歳未満は一般会計とする。 6 平成21年度から、医療福祉相談の分析シートを新規に作成したので、医療福祉相談員の報償費等相当分は減額となっている。 7 平成24年度より、一般施策として実施。				
必要性	高齢者人口の増加に伴い、要介護者が増加していると共に、在宅療養者も増加し、困難事例（本人・家族の問題解決能力が低い場合や虐待が疑われる場合、近隣住民等とのトラブル、介護サービスの利用や調整）への処遇に対するニーズが高くなっており、専門的な介入・支援が必要となっている。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 単価契約により訪問看護師に委託				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	19,395	20,388	17,178	19,524	17,915	12,268	10,173	
①決算額（25年度は見込み）	17,175	19,271	15,496	15,078	12,072	5,696	10,173	
②人件費等	5,880	7,566	6,760	9,767	3,218	3,304		
③減価償却費				3,980	1,182	1,291		
【事務分担量】（%）	101	100	90	137	38	40		
合計（①+②+③）	23,055	26,837	22,256	28,825	16,472	10,291	10,173	
国（特定財源）		7,189	5,740	6,031	3,018	0	0	
都（特定財源）		3,594	2,870	3,015	1,509	0	0	
その他（特定財源）		7,400	5,742	3,015	5,130	0	0	
一般財源	23,055	8,654	7,904	16,764	6,815	10,291	10,173	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	訪問看護師数	5	8	8	5	3	2	3
	訪問看護指導新規申請者数	121	124	83	82	89	63	78
	委託訪問件数	1,425	1,682	1,600	1,282	892	712	900
	保健師訪問件数	424	377	400	315	304	387	335

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	非常勤職員 2名	4,167	非常勤職員（高齢者健康推進費へ）		非常勤職員（高齢者健康推進費へ）	
	共済費	健康保険・厚生年金	661	健康保険・厚生年金（高齢者健康推進費へ）		健康保険・厚生年金（高齢者健康推進費へ）	
	一般賃金	臨時職員	0	臨時職員		臨時職員	
	旅費	特別旅費	0	特別旅費		特別旅費	
	需用費	消耗品	96	消耗品	104	消耗品	113
	役務費	訪問看護指導料	7,136	訪問看護指導料	5,592	訪問看護指導料	8,080
	委託料	訪問看護師肝炎検査等	6	訪問看護師肝炎検査等	0	訪問看護師肝炎検査等	1,980
	負担金補助及び交付金	非常勤職員児童手当拠出金	6	非常勤職員児童手当拠出金		非常勤職員児童手当拠出金	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				目標値 (26年度)	指標に関する説明
		23年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)		
標	① 訪問看護師訪問件数	1,282	892	712	900	1,000	
	② 訪問看護指導事業新規申請件数	82	89	63	78	90	
	③						

（問題点・課題分析）	1 高齢者虐待やまたは生活習慣や対人関係等により問題となっている困難事例が、今後さらに増加することが予想され専門的な介入・支援が必要である。また随時、高齢者虐待事業との連携が必要である。
	2 年々受託する看護師が少なくなっている。
他区の実況	（実施 9 区 未実施 13 区） 目黒区、大田区、杉並区、北区、板橋区、葛飾区、中央区、江戸川区、豊島区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	処遇困難な事例について課題を整理し、対応策を地域包括支援センターや介護事業者にフィードバックする。	事例検討会、ケア会議に連携し、困難事例の初期介入について研鑽の場を持つ
②	事業の在り方について事例の状況などを分析し、検討する。	検討内容に沿って、対象を整理する。
③	事業の担い手について病院委託、地域包括支援センターの強化等を含めて方針を検討する。	方針に沿って人材確保並びに育成を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	介護保険制度に繋がらない高齢者を支援するとともに、在宅生活環境の整備を図る。

議（要旨）	議（要旨）
-------	-------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高齢者総合相談窓口	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	今泉	内線	2662
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	高齢者福祉事業事務費（01-06-01） 家族介護支援事業費（01-02-02）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	● 昭和 ○ 平成	59 年度	根拠	地域保健法、介護保険法、健康増進法、	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	精神保健福祉法	
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔I〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕			
目的	<p>1 おとしよりなんでも相談窓口の運営 高齢者の健康づくりや生きがいがづくり、ひとり暮らし高齢者の生活支援、介護が必要な高齢者及びその家族に対する区の保健福祉サービスの利用申請や情報提供、病院・施設への入所相談など、高齢者に関する総合的な申請及び相談窓口を運営する。</p> <p>2 認知症・うつ専門相談 認知症やその他の精神疾患（疑いを含む）のある高齢者の精神保健福祉に関する相談を精神科医師と保健師が行う。また、高齢でうつ傾向のある方の相談窓口としての周知を行い、悪化の防止を図る。</p> <p>3 認知症高齢者を支える家族の会（銀の杖）支援 家族団体の活動に要する費用の一部を助成することにより、家族団体の活動の充実を図り、認知症高齢者の福祉の向上を図る。</p>				
対象者等	<p>1 概ね65歳以上の高齢者及びその家族</p> <p>2 介護サービス事業者や関係機関</p> <p>3 認知症者の家族</p>				
内容	<p>1 おとしよりなんでも相談窓口の運営 再任用及び再雇用職員3名体制（窓口2名）</p> <p>2 認知症・うつ専門相談 予約制で精神科医師による面接又は訪問相談（月5回）と、随時で保健師による相談を行う。 ・認知症・うつ病等の診断 ・専門医療機関の紹介 ・介護や精神保健福祉情報の提供等</p> <p>3 荒川区認知症高齢者を支える家族の会に補助金を交付するとともに、保健師を派遣し、地域包括支援センターとともに会の運営と認知症介護する家族を支援する。</p>				
経過	<p>1 高齢者の精神保健相談は、平成11年度までは高齢者福祉課が認知症相談を、保健所が精神保健福祉相談で月2回ずつ対応してきた。</p> <p>2 平成12年度からは高齢者福祉課が高齢者専門相談として、月5回実施している。</p> <p>3 平成22年度特定高齢者把握事業から約27%の高齢者にうつ傾向があることが把握され、平成23年度から認知症専門相談にうつ専門相談を追加した。</p>				
必要性	おとしよりなんでも相談及び認知症・うつ専門相談は、高齢者等が適切な医療や保健福祉サービス、介護サービスを受けることにより、安定した生活を過ごすために必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ● 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	1,239	1,624	1,589	1,554	1,553	1,564	1,556	
①決算額(25年度は見込み)	1,084	1,493	1,483	1,431	1,364	1,475	1,556	
②人件費等	7,623	9,929	10,389	11,425	8,175	11,161		
③減価償却費				10,719	11,134	10,789		
【事務分担量】（%）	455	345	348	369	358	330		
合計（①+②+③）	8,707	11,422	11,872	23,575	20,673	23,425	1,556	
国（特定財源）	419	588	533	549	753	566	598	
都（特定財源）	210	293	266	274	264	283	299	
その他（特定財源）	450	570	535	274	264	584	617	
一般財源	7,628	9,971	10,538	22,478	19,392	21,992	42	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	おとしよりなんでも相談件数	5,135	8,320	7,565	7,966	8,871	8,655	9,000
	認知症相談件数	68	98	98	114	110	111	120

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	精神科医報酬	1,309	精神科医報酬	1,433	精神科医報酬	1,482
	一般需用費	窓口消耗品	13	消耗品	0	消耗品	32
	負担金補助及び交付金	認知症家族会補助	42	認知症家族会補助	42	認知症家族会補助	42

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	相談件数 (おとしよりなんでも相談)	7,966	8,871	8,655	9,000	9,000	
②	会員数	61	60	64	65	65	荒川区認知症高齢者を支える家族の会（4月総会時点）
③	医療につながる、もしくは適切な療養体制が作れた割合	50%	55%	52%	60%	60%	本相談を契機に、精神科・心療内科・物忘れ外来等につながる支援を行った割合

問題点・課題 (指標分析)	1 認知症による周辺症状や妄想性障害等の精神症状により、介護者の負担が増大しており、家族や・近隣住民などへの支援が必要である。 2 精神症状に対し、早期に専門医療につなげる必要があるが、精神科受診にたどりつかず、問題が複雑になっている事例がある。 3 在宅療養の限界時には、精神科の入院を支援できる体制が必要である。 4 認知症を支える家族の会（銀の杖）が高齢化しており、区民が社会資源として活用するために、当会の支援や新たな自主活動の支援を行う必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 なし 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	認知症の早期対応策について都の認知症早期発見・早期診断推進事業を活用し、仕組みづくりを検討していく。	認知症サポーター養成講座、認知症予防、介護講演会などと連動して早期発見の啓発を充実する。
②	地域ケア会議や在宅療養推進会議上で関係諸機関や事業者の課題を検討する。	課題を基に地域ケア会議や在宅療養推進会議上で関係事業者のネットワークの構築や資質の向上をはかる。
③	認知症疾患医療センターとの連携を深める。	アウトリーチやコーディネーターなど仕組みを活用して対策を進める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	高齢者が抱える様々な相談を一元的に受け、迅速な対応を図る。

議会議決 (要旨)	
--------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	荒川ころばん・せらばん体操	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	田中	内線	2679
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	高齢者健康推進事業費(01-23-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	14 年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法	
終期設定	○ 有 ● 無	年度			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画	○ 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔I〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	介護予防の推進〔02-02〕			
目的	高齢者が地域の身近な会場に集まり、荒川ころばん体操を継続して行うことで、転倒予防だけでなく、一人でも多くの高齢者が介護予防に取り組めるようにする。また、閉じこもり予防、並びに健康な地域づくりの醸成も推進する。				
対象者等	一般高齢者				
内容	<p>1 荒川ころばん体操 転倒予防を目的とし、身体の筋力アップやバランス感覚の向上、歩行能力の改善を図る体操で1回18分である。 (1) 会場：ひろば館、ふれあい館、高齢者施設、教育施設等、区内26か所で実施。 (2) プログラム：1回1時間30分程度で、会場ごとに独自のレクリエーションも行っている。会場では膝痛予防のためのストレッチや荒川せらばん体操も実施。参加者は体力にあわせ、参加時間・頻度を調整している。 (3) 参加者の状況に合わせて座位版転倒予防体操である「ころばん体操ちえあばん」を実施。 (4) 各会場に自動血圧計を設置し、各自で血圧測定を行う。</p> <p>2 体力測定 (1) 体操の効果を評価するため、体操会場にて、握力、開眼片脚立位、10M歩行速度などの測定を年1回実施。 (2) 転倒予防の必要性を広く区民にPRするため、一般区民も体力測定に参加を促していく。</p>				
経過	<p>1 平成14年に区、区民及び首都大学東京健康福祉学部が共同して、荒川ころばん体操を開発した。 2 平成15年度から荒川ころばん体操推進リーダー養成講座を開催し、区内の各会場で体操の普及活動を行った。 3 平成18年度に全国転倒予防体操サミットを開催した。 4 平成19年度にころばん体操キャラバン隊を結成した。 5 平成20年度にころばん体操「ちえあばん」を開発した。 6 平成23年度から通所介護予防事業保険に加入。ひざ痛予防のためのストレッチを導入した。 7 平成24年度より一般施策に移行。10周年記念事業を実施した。</p>				
必要性	高齢者の転倒による骨折は、寝たきりや要介護状態となるおそれがあるため、転倒を予防することは介護予防に効果がある。また、参加者同士の交流ができ、閉じこもりの予防もできる。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 各会場における運営は荒川ころばん体操リーダーが行っている。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額	4,051	4,325	6,049	3,982	3,112	6,726	5,701	
①決算額(25年度は見込み)	4,272	3,954	3,737	1,283	2,469	5,051	5,701	
②人件費等	7,869	7,264	6,230	8,658	4,507	4,659		
③減価償却費				4,009	1,866	2,904		
【事務分担量】(%)	140	100	87	138	60	90		
合計(①+②+③)	12,141	11,218	9,967	13,950	8,842	12,614	5,701	
国(特定財源)	930	636	934	319	617	0	0	
都(特定財源)	465	318	467	159	308	0	0	
その他(特定財源)	2,325	3,000	2,336	542	1,049	0	0	
一般財源	8,421	7,264	6,230	12,930	6,868	12,614	5,701	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	実施会場数	20	21	22	24	23	23	26
	実施回数(1週間)	29	30	32	33	33	33	33
	参加者数(実人数)	1,365	1,444	1,513	1,479	1,544	1,608	1,610
	参加者数(延べ人数)	55,559	54,850	59,645	53,161	52,571	56,742	58,000
	キャラバン隊(実施回数)	10	16	18	1	2	1	1

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	報酬		事務嘱託員	2,111	事務嘱託員	2,111	
	共済費		厚生年金・健康保険料	304	厚生年金・健康保険料	308	
	報償費	体力測定謝礼 912	体力測定謝礼	733	体力測定謝礼	880	
	旅費		事務嘱託員特別旅費	0	事務嘱託員特別旅費	5	
	需用費	消耗品 691	消耗品	577	消耗品	755	
	使用料及び賃借料	会場使用料 70	会場使用料	11	会場使用料	91	
	役務費	保険料 487	保険料	668	保険料	725	
	報償費	キャラバン隊員謝礼等 91	10周年イベント謝礼	300	キャラバン隊員・イベント謝礼	168	
	需用費	キャラバン隊消耗品・パンフ印本等 0	キャラバン隊消耗品・パンフ印本等 68	キャラバン隊消耗品・パンフ印本等	68	キャラバン隊消耗品・パンフ印本等	454
	食糧費	キャラバン隊食糧費 3	キャラバン隊食糧費	0	キャラバン隊食糧費	8	
	使用料及び賃借料	キャラバン隊交流会 0	イベント会場費	83			
	委託料	DVD複製 215	DVD複製	196	DVD複製	196	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	転倒率（ころばん体操参加者）	0	18.9%	5.4%	5.3%	5.0%	H23年度まではチェックリスト。H24年度より実施していないため、開始時のアンケート（H23年度参加していない方の転倒率は21.3%）
②	参加者数（実人数）	1,479	1,544	1,608	1,610	1,650	
③	参加者数（延べ人数）	53,161	52,571	56,742	58,000	60,000	

（問題点・課題分析）	<p>1 事業の指標として、平成22年度から転倒率を明らかにして、一般区民と参加者の転倒率を比較することができた。引き続きこの指標の継続を図り、転倒予防効果を検証し、周知する必要がある。</p> <p>2 介護予防のツールとして活用してもらうために、高齢者施設や社会福祉協議会等の関係機関と連携し、広めていく必要がある。</p> <p>3 公的な施設に限界があり、活動を定着させるためには自主活動の支援も必要である。</p>
実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、首都大学東京と協働し、体操の効果についてまとめ、報告していく。	体操の効果についてより広く周知していく。
②	自主的な活動を支援するため、事業所向けに研修会を実施する。	社会福祉協議会等の関係機関と連携し、会場数を増やしていく。
③	自主運営会場について保険を適用し、支援を図る。	自主会場を推奨していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	推進	参加者の転倒予防と閉じこもり防止に成果があり、小地域のコミュニティ形成の一翼を担っているため、更なる参加者の拡大を図る。

議会議決事項（要旨）	<p>平成16年二定 介護予防の推進について</p> <p>平成18年二定 荒川ころばん体操の成果と区民への周知について</p> <p>平成21年一定 高齢者が元気になる介護予防の推進について</p> <p>介護予防事業に男性が積極的に参加できる環境整備について</p>
------------	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	ひざ痛予防教室	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	高野	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	高齢者健康推進事業費（01-23-01）、介護予防普及啓発事業費（01-01-01）				
事務事業の種類	● 新規事業（○ 25年度 ● 24年度）		○ 建設事業	○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	23 年度	根拠	介護保険法	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔I〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	介護予防の推進〔02-02〕			
目的	荒川区で膝関節にトラブルをもつ高齢者は約1万人と推測され、高齢者の閉じこもりの大きな原因となっている。この膝痛（急性期を除く）を有する高齢者に対し、①膝痛の原因を理解し、②運動プログラムを学び、運動を継続することにより、痛みが軽減し、外出機会の減少、筋力低下を防ぎ、要介護状態となることを予防する。				
対象者等	一般高齢者				
内容	<p>1 ひざ痛予防講演会 1回100名（区内在住概ね65歳以上の高齢者対象）</p> <p>2 ひざ痛予防教室（概ね65歳以上のひざ痛予防に関心のある方（有症状、治療中の方を除く）対象）</p> <p>①実技コース（4回制・各回50人）1回</p> <p>②プログラム内容・教育プログラム（痛みのマネージメント、食事、日常生活指導等）</p> <p>・運動プログラム（ストレッチ、筋力トレーニング、姿勢バランス向上練習など）</p> <p>3 プログラムの普及と継続を図るため、24年度に作成したDVDを活用し、出前講座を行う。</p>				
経過	平成22年度に区、首都大学東京健康福祉学部が共同で、膝痛を有する高齢者に対して膝痛予防プログラムを開発。開発には、区民がモニターとして30名参加し、計10回の教室を実施。平成23年度は1コース5回を2回実施した。				
必要性	高齢者の膝痛を有する割合は3割程度と高く、その痛みにより、運動不足・筋力低下から日常生活が不活発となることで、要介護状態となるおそれが高いため、その予防が必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）				
	膝痛予防講演会を定員100人を1回。 膝痛予防教室を1コース4回、定員50人の教室を2コース開催する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額				0	1,084	1,799	731	
①決算額（25年度は見込み）				0	711	1,633	731	
②人件費等				0	3,100	2,478		
③減価償却費				0	1,244	968		
【事務分担量】（%）				0	40	30		
合計（①+②+③）				0	5,055	5,079	731	
国（特定財源）				0	177	328	14	
都（特定財源）				0	88	164	7	
その他（特定財源）				0	302	819	34	
一般財源				0	4,488	3,768	676	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	膝痛予防講演会 実施回数				—	—	1	1
	膝痛予防教室 実施回数				(1)	2	2	2
	膝痛予防教室 参加実人員				(30)	89	46	100
	(※22年度は試行)							

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
教室需用費	消耗品		1	予防教室消耗品	0	予防教室消耗品	199
	印刷製本		272	印刷製本		印刷製本	
	教室報償費			予防教室報償費	322	予防教室報償費	477
	講演会報償費	報償費	438	講演会報償費	39	講演会報償費	39
	講演会委託料			膝痛予防DVD作成	1,257	膝痛予防DVD作成	
	講演会使用料及び賃借料			会場費	15	会場費	16

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度 (試行)	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	① 膝痛が軽減した人の割合	(62.5%)	63.0%	65.0%	70.0%	70.0%	教室参加者で、プログラム終了時に痛みが軽減した人の割合
	② プログラムの満足度	—	70.0%	84.7%	85.0%	75.0%	教室参加者におけるプログラムに対する満足度
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<p>1 教室終了後も自主的に体操・マッサージ等のプログラムを継続することで痛みが軽減することが重要であるため、プログラムを継続できる支援を行う必要がある。</p> <p>2 高齢者で膝痛を抱える方は30%以上とされているため、予防教室以外においても、膝痛予防に関する知識と体操・マッサージ等のプログラムの普及が必要である。</p>
	<p>他区の実況 (実施 15 区 未実施 7 区) 講演会のみ6区、実技を交えた教室等を9区で実施。</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	作成したDVDを用いて、出前健康教室を行い、普及啓発を図る。	DVDを活用し、自宅や自主グループなどでもできるように普及啓発を進める。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	推進	ころばん体操の会場で実施することで参加者の拡大を図るとともに、膝痛による閉じこもりを防止する。

議会議案 (要旨)	
--------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	新おたっしやランチ	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	今泉	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	高齢者健康推進事業費（01-23-01）				
事務事業の種類	● 新規事業（○ 25年度 ● 24年度） ○ 建設事業 ○ それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成	24年度	根拠法令等	介護保険法、健康増進法	
終期設定	○ 有 ● 無		年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	バランスのとれた学校給食の提供による高齢者への食育、ころばん体操やせらばん体操の経験や健康講座を行い、健康維持と介護予防の啓発を図る。また、児童との世代間交流を行う。				
対象者等	二次予防事業対象となる前の元気高齢者				
内容	<p>平成24年度より二次予防事業としてでなく、一般高齢者事業として位置づけた。 変更理由：①小学校の35人学級の設置による会場確保が困難になること ②会場が児童仕様になっているため、段差が多くまた児童、高齢者の接触転倒事故などが懸念され安全面で高齢者に不向きなこと ③給食の形態が、二次予防事業対象者の咀嚼機能に合わなくなってきたこと</p> <p>事業名：「おたっしやランチ」から「新おたっしやランチ」に変更 内容：①ミニ健康講座、②ころばん体操・せらばん体操、③児童との会食 実施校：各地域圏域ごと1会場（予定5校（第二峡田、第二日暮里、尾久西、第七峡田、第六瑞光） 実施時期：9月～12月 実施回数：月1回 平日 固定 実施時間 11時～13時（2時間） 費用：1食当たり、300円の実費 周知方法：区報、ちらし 運営：委託予定（24年度は委託1校 直営2校）</p>				
経過	平成16年度から、「世界に誇る学校給食の高齢者への活用」と提言をいただき、モデルでおたっしやランチを試行した。平成17年度から実施校を拡大するとともに、平成18年度からは、介護保険法の改正を踏まえて、おたっしやランチを二次予防事業対象者の介護予防事業に位置づけた。平成23年度は、12校で実施。24年度より対象を元気高齢者とし、5会場に絞った。				
必要性	栄養価に優れた学校給食を高齢者が体験する機会を作る。また、介護予防について知る機会を、より自立度の高い高齢者に提供し、介護予防に努めるきっかけづくりが必要。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 委託実施の予定であったが社会福祉協議会、地域包括支援センターとともに受託が困難であったため1会場のみ委託で行い2会場は直営で実施。				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額						309	0
	①決算額（25年度は見込み）						145	
	②人件費等						1,639	
	③減価償却費						1,291	
	【事務分担量】（%）						40	
	合計（①+②+③）						3,075	0
	国（特定財源）						0	
	都（特定財源）						0	
	その他（特定財源）						0	
	一般財源						3,075	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	実施校						3	—
	実施延べ回数						11	—
	参加実人数						21	—
	参加述べ人数						71	—

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費			事業従事者謝礼（直営会場）	77		
	需用費			賄費（直営会場）	6		
	委託料			業務委託	62		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
標	① 参加者実数	—	—	21	—	—	参加率28% (21÷75)
	② 参加延べ人数	—	—	71	—	—	延参加率24% (71÷(15×5×4))
	③						

問題点・課題 （指標分析）	1 3度に渡り、参加者を募ったが、応募がなく、5校の予定を3校にした。
	2 委託先が見つからなかった事から、1校のみ地域包括支援センターが受託先となったが、2校は直営で実施した。

他地区の実況	（実施 1 区 未実施 21 区）
	[豊島区の状況] 【おたっしや給食】 おおむね65歳以上 ご自身で来られる方 定員20名 5会場 1回/週 全8回 1回300円 往復はがきで介護予防係宛て 申し込みを受け付ける。

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	24年度の状況を受け、25年度は事業を休止する。	
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
休止・完了	—	25年度事業を休止し、一次予防事業を充実する

議 会 質 問 状 （ 要 旨 ） 況	
--	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高齢者施設を活用した高齢者来食サービス事業（おげんきランチ）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	今泉	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	その他事業（01-03-03）				
	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成 18 年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法		
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	二次予防事業対象者等に対して運動機能を中心に、口腔機能、低栄養予防等複合的に働きかけ、自立度の維持向上を図る。				
対象者等	施設に自力で往復できる二次予防事業対象者・虚弱高齢者				
内容	<p>1 各会場で週1回実施。（全13会場）</p> <p style="margin-left: 20px;">南千住地区 4会場 荒川地区 2会場 日暮里地区 2会場 町屋地区 2会場 尾久地区 3会場</p> <p>2 プログラム （グループワーク、運動・ころばん体操・せらばん体操、手遊び等のゲーム、歌、口腔体操、食事、宿題プログラム・次回の案内(240分間) なお、運動指導に健康運動指導士を導入し、内容の充実を図っている。</p> <p>3 食事の提供（参加費は600円を食費として施設に直接支払う）</p> <p>4 事業の効果判定のため、年に2回、体力測定とアンケートを実施する。</p> <p>5 年2回、評議会議を実施し、利用者の利用期間並びに事業終了後の支援について検討する。</p>				
経過	平成17年2月より区内小学校を会場に、来食サービスを実施していた。より身近な会場で実施できるよう平成18年より区内通所介護サービスセンターを会場に開始。 平成24年第5期介護保険計画を受け日常生活自立度の維持向上目的に、会場を増やし、運動機能向上を主眼に置いて利用期間を定めて事業の組み換えを行った。				
必要性	介護保険利用者が増加する中、二次予防事業対象者の自立度を維持、向上する機会を提供する必要がある。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 在宅高齢者通所サービスセンター等13か所に委託して実施する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	4,270	4,880	6,032	6,970	7,953	20,876	19,579	
①決算額（25年度は見込み）	3,778	4,371	5,193	6,328	7,237	16,261	19,579	
②人件費等	427	339	529	3,907	4,323	2,736		
③減価償却費				1,743	2,115	1,936		
【事務分担量】（%）	5	4	10	60	68	60		
合計（①+②+③）	4,205	4,710	5,722	11,978	13,675	20,933	19,579	
国（特定財源）	944	579	1,298	1,581	1,809	4,065	7,734	
都（特定財源）	472	290	649	790	904	2,033	3,867	
その他（特定財源）		3,502	3,246	2,688	3,075	10,163	7,978	
一般財源	2,789	339	529	6,919	7,887	4,672	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	実施会場数	5	6	7	8	9	15	13
	実施延べ回数	247	284	339	389	432	651	624
	参加実人員	71	85	101	99	92	142	130
	参加延べ人員	1,843	2,215	2,884	3,394	3,495	4,514	4,992

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	サービスセンター業務委託	7,237	サービスセンター業務委託	12,551	サービスセンター業務委託	16,262
	報酬			事務嘱託員報酬	2,234	事務嘱託員報酬	2,234
	共済費			厚生年金・健康保険料	333	厚生年金・健康保険料	359
	報償費			謝礼	1,140	謝礼	716
	旅費			事務嘱託員特別旅費	0	事務嘱託員特別旅費	5
	負担金補助及び交付金			児童手当拠出金	3	児童手当拠出金	3

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
①	実施会場数	9	9	15	13	13	1か所10名程度まで
②	参加人実数	92	92	142	130	130	
③	体力測定実施人数	109	109	142	130	130	効果判定としてBMI、歩行速度、握力、25項目の基本チェックリスト実施（平成21年度から年1回を2回実施とした）

（問題点・課題）	1 利用者の平均年齢が80.5歳である。体力測定の結果、より高齢であるほど改善率は下がるが同年齢に比べて機能維持がなされている。事業利用終了後に利用者の機能維持のできる環境をつくる必要がある。
	2 会場によって利用している年齢層、自立困難な内容が異なる。（年齢が高い、痩せが多い、一人暮らしが多いなど）
他区の実況	3 適切なサービスを提供するために、区と受託事業者、地域包括支援センターとの連携を図る必要がある。
	4 自立度による切れ目のないサービスを提供するためには日常生活総合支援事業との連動を図る必要がある。
（実施状況）	（実施 4 区 未実施 18 区） 施設を問わず会食会を実施している区（豊島区・葛飾区・練馬区・足立区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	15会場のうち13会場を委託し2会場については終了者の受け皿として自主運営で自由度を持たせる。また、その他グループ化や、サロンの活用など卒業者の受け入れ先をフォーマル、インフォーマルに問わず開拓する	他の日常総合支援事業との連携並びにふれあい館事業との連携を図る。二次予防事業対象から外れるが、虚弱であると地域包括支援センターの認める高齢者に対して利用枠を広げ、より活発な介護予防につなげる。
②	年2回体力測定を事業者主体で実施する。その結果をもって、受託事業所・地域包括支援センター・運営スタッフと年2回定期評価会議を行う。	評価会議内で、各地域や会場の課題も抽出するよう努める。事業者主体で目的に沿って事業を運営し、内容の改善が図れるように働きかける。
③	日常生活総合支援事業との連動について介護保険課との検討を進める。	切れ目のないサービスの提供に向けて他の事業との連動を含めて検討を重ねる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	介護運動指導士等によるプログラムの充実を図るとともに、高齢者が利用しやすい事業に転換する。

（状況）	
------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	脳と心の健康推進事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	高野	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	介護予防普及啓発事業費（01-01-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	13 年度	根拠	介護保険法、地域保健法、健康増進法	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画	○ 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	1 認知症予防講演会を開催し、認知症の発症を抑制・遅延させる活動の実践を促す。 2 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをすすめる。				
対象者等	区内在住・在勤の方。				
内容	【普及啓発】 認知症講演会：認知症の予防・認知症の理解と介護についての講義と情報提供 【内訳】認知症予防講演会 年1回 100人規模 認知症介護講演会 年2回 100人規模 認知症介護教室 年2回 50人規模				
経過	1 講演会は認知症予防のための講演会と介護講演会を実施している。 2 高齢者通所サービスセンターにおいては通所者の家族を対象に介護者教室を行っているが、一般住民の理解も必要であり、介護に関する講演会を実施する。 3 脳の健康教室は平成20年度より開始。5年間補助金の助成をし、以後は事業者が主体的に実施することとした。 4 平成24年度から認知症予防教室「はつらつ脳力アップ教室」を開始している。				
必要性	高齢化の進展とともに認知症の方は増加しており、予防・介護に関する正しい知識をさらに多くの方に普及啓発することが重要である。				
実施方法	(1 直 営) (直 営 の 場 合 ● 常 勤 ○ 非 常 勤 ○ 臨 時 職 員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	382	3,969	2,805	2,668	2,602	2,727	363	
①決算額（25年度は見込み）	305	1,545	1,989	1,912	1,966	1,695	363	
②人件費等	2,684	3,620	1,344	2,494	2,002	1,916		
③減価償却費				930	778	1,291		
【事務分担当】（%）	52	52	27	32	25	40		
合計（①+②+③）	2,989	5,165	3,333	5,336	4,746	4,902	363	
国（特定財源）	224	393	497	477	491	424	90	
都（特定財源）	38	197	249	238	245	212	45	
その他（特定財源）	43	955	1,243	811	835	1,059	228	
一般財源	2,684	3,620	1,344	3,810	3,175	3,207	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	講演会開催回数	2	3	3	3	3	3	5
	講演会参加者数	234	228	317	291	333	255	400
	脳の健康教室参加者数（延べ人数）	—	685	1,488	1,446	1,674	990	—

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	講師謝礼	108	講師謝礼	104	講師謝礼
使用料	会場使用料	40	会場使用料	30	会場使用料	79	
需用費	消耗品	47	消耗品	16	消耗品	98	
負担金補助金及び交付金	補助金	1,717	補助金	1,545	補助金		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
①	講演会参加者数	291	333	255	400	400	
②	西日暮里在宅高齢者通所サービスセンター	459	540	405	—	—	
③	町屋在宅高齢者通所サービスセンター	322	337	351	—	—	
④	荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター	665	649	432	—	—	

（問題点・課題分析）	1 高齢化にともない、認知症高齢者は増加する。さらなる認知症に関する普及啓発を図るため必要がある。 2 認知症は予防とともに早期発見早期診断が必要である。
	他区の実施状況 （実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
① 他の認知症関連の事業とともに啓発に努める。	効果的な啓発方法について在宅療養推進会議等で検討する機会を持つ。
② 25年度認知症早期発見・早期診断推進事業を活用し、認知症疾患医療センターとの連携を図っていく	引き続き連携を進める。
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	認知症について正しく理解し早期発見を可能とするため普及啓発を図るとともに、認知機能維持の効果を検証する。

（状況）	議（要）	問（質）	状（問）
------	------	------	------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	理学療法士訪問指導	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	高野	内線	2662
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	訪問型介護予防事業費(01-03-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成	57 年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法	
終期設定	○ 有 ● 無	年度			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔I〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	介護予防の推進〔02-02〕			
目的	理学療法士が家庭を訪問し、リハビリ指導や福祉用具や住宅改修等についての助言を行うことによって、療養環境等の整備と家族介護力の育成、虚弱高齢者の介護予防と健康の保持増進を図る。				
対象者等	区内在住の65歳以上の者およびその家族、介護関係者を対象に実施。ただし、難病などに罹患している方は65歳未満も対象とする。				
内容	自立支援を必要とする患者およびその家族、介護関係者（訪問看護師・ケアマネージャー・地域包括支援センターなど）から相談を受けて、理学療法士が家庭訪問により、リハビリ指導、福祉用具や療養環境改善について個別に助言を行う。				
経過	平成12年から高齢者の健康教室について、保健所より高齢者保健福祉課に事務移管された。平成21年度から地域ニーズに合わせ、月1回増の月5回とした。				
必要性	1 在宅で療養する方の機能低下を防ぐための効果的な社会資源が乏しく、維持期における在宅介護や介護予防に関する専門的な指導・助言が必要である。 2 ニーズが高く、地域包括支援センターやケアマネージャー等からの相談が増えている。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ● 臨時職員） 訪問により実施する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	797	797	996	996	996	998	998	
①決算額（25年度は見込み）	797	797	996	996	979	996	998	
②人件費等	1,025	800	1,018	2,145	1,241	413		
③減価償却費				1,365	1,089	161		
【事務分担当量】（%）	12	13	16	47	35	5		
合計（①+②+③）	1,822	1,597	2,014	4,506	3,309	1,570	998	
国（特定財源）	200	199	398	398	244	249	250	
都（特定財源）	98	100	199	199	122	125	125	
その他（特定財源）	499	498	399	399	416	622	623	
一般財源	1,025	800	1,018	3,510	2,527	574	0	
実績の推移	事項名							
実施日数	48	48	60	60	60	60	60	
個別指導人数	93	95	120	114	112	111	120	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報償費	理学療法士雇上げ		979	理学療法士雇上げ	996	理学療法士雇上げ	996
需用費				周知用チラシ用紙	0	周知用チラシ用紙	2

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	指導件数(個別)	114	112	111	120	120	
②	訪問により機能を維持向上できた割合		—	41%	50%	50%	3か月後の状況把握をする。
③							

（問題点・課題） （指標分析）	1 地域での生活機能を維持するための専門的で効果的な在宅指導の需要は高いが、訪問型リハビリが充足されていない。 2 事業効果の判定方法の構築が必要。
	他区の実況 (実施 7 区 未実施 15 区) 千代田区、中央区、港区、新宿区、大田区、杉並区、板橋区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	自立支援に向けてケアプランの質の向上につながるよう地域包括支援センターやケアマネージャーの活用を促す。	日常総合支援事業及び地域ケア会議と関連させ、活用を検討する。
②	指導の3か月後、事業活用者が状況把握をできるような評価表を理学療法士と検討し作成する。	評価表を用いて状況把握し事業効果を上げる。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	訪問により生活実態に合わせた指導を行い、生活機能の向上を図る。

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	介護予防普及啓発事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	今泉	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	介護予防普及啓発事業費（01-01-01）、その他事業（01-03-03）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成 17年度	根拠法令等	介護保険法、健康増進法、地域保健法		
終期設定	○有 ●無 年度				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	老化に伴い機能や意欲が低下することにより、閉じこもりがちになり、生活が不活発になりやすい高齢者が、いきいきと生活し、要介護状態に陥らないように、健康意識の啓発を図る。				
対象者等	【各講演会・65歳からの自分磨き・出張型教室】 一般高齢者 【口腔保健教室・低栄養予防教室】 二次予防事業対象者および一般高齢者				
内容	【口腔保健講演会・低栄養予防講演会・尿失禁予防講演会】（ひざ痛予防講演会はひざ痛教室に計上） 一般高齢者を対象に口腔、低栄養は年1回、尿失禁は年2回程度実施する。 【65歳からの自分磨き】 前期高齢者に向けて元気な時からの健康づくり活発な社会活動につなげるための講座 男性の参加者を増やす目的で性別教室を実施 【口腔保健教室・低栄養予防教室】 ○口腔保健教室：二次予防事業対象者ならびに一般高齢者に対し、地域包括支援センターとともに各地区に出張形式で実施する。 講義内容：個別の口腔診査及び口腔機能測定 口腔の清掃及び機能向上・嚥下、咀嚼力の判定 ○低栄養予防教室（はつらつ栄養講座）：二次予防事業対象者ならびに一般高齢者に対し、地域包括支援センターとともに各地区に出張形式で実施する。 講義内容：食生活の確認 演習等				
経過	平成17年度 尿失禁予防教室開始 平成18年度 介護保険制度の改正に伴い介護予防事業として口腔機能向上と栄養改善教室を開始 平成20年度 尿失禁講演会に男性の参加を可能とした 口腔・栄養の教室のため、歯科衛生士、栄養士を雇いあげ、出張方式で教室を開催。 平成21年度 特定高齢者の教室を充実させるため、口腔保健教室を3日制とし、個別対応を取り入れ実施した。 平成23年度 ひざ痛予防講演会を開始 平成24年度 尿失禁予防講演会を2回とし、より身近な会場で参加できるように工夫した。 平成25年度 65歳からの自分磨き開始				
必要性	高齢者の介護予防のために口腔機能の低下を防ぎ、十分な栄養摂取を行うことについて、生活の改善を図ることが必要である。また、尿失禁・ひざ痛は閉じこもりの要因になりやすく、予防や治療について普及・啓発を図る必要がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ●臨時職員) 非常勤歯科衛生士・栄養士と雇い上げの歯科衛生士・栄養士により出張方式で実施。 尿失禁予防に関心がある高齢者や一般区民を対象に、尿失禁予防体操を取り入れた、普及・啓発を図る。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	1,918	7,201	7,078	7,149	7,398	7,449	7,900	
①決算額(25年度は見込み)	1,485	6,709	6,592	6,656	6,993	6,927	7,900	
②人件費等	2,208	1,703	1,711	6,559	2,758	406		
③減価償却費				5,839	1,181	484		
【事務分担量】(%)	61	50	56	201	38	15		
合計(①+②+③)	3,693	8,412	8,303	19,054	10,932	7,817	7,900	
国(特定財源)	370	1,716	1,648	1,734	1,748	1,732	3,059	
都(特定財源)	185	857	824	866	874	866	1,529	
その他(特定財源)	930	4,136	4,120	2,947	2,972	4,329	3,312	
一般財源	2,208	1,703	1,711	13,507	5,338	890	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	講演会開催回数	3	4	3	4	9	4	4
	講演会参加者数	178	275	240	244	1,293	245	350
	教室開催回数	43	90	61	56	66	45	65
	教室参加者数	1,184	2,426	1,397	1,377	1,341	1,172	1,550

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報償費	講演会報償費	88	講演会報償費	114	講演会報償費	261
需用費	講演会消耗品費	20	講演会消耗品費	17	講演会消耗品費	138
使用料及び賃借料	講演会会場使用料	17	講演会会場使用料	10	講演会会場使用料	21
報酬	非常勤報酬	4,746	非常勤報酬	4,830	非常勤報酬	4,830
共済費	非常勤共済費	738	非常勤共済費	771	非常勤共済費	773
負担金補助及び交付金	児童手当拠出金	6	児童手当拠出金	7	児童手当拠出金	7
報償費	教室報償費	1,166	教室報償費	970	教室報償費	1,319
需用費	教室消耗品費	206	教室消耗品費	203	教室消耗品費	453
特別旅費	旅費	1	旅費	1	旅費	29
役務費			郵券	0	郵券	44
委託料	非常勤肝炎検査等	5	非常勤肝炎検査等	4	非常勤肝炎検査等	25

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	講演会参加者数	244	202	359	350	350	口腔保健・低栄養予防・尿失禁予防・ひざ痛予防講演会参加者
②	教室参加者数	1,377	1,341	1,172	1,550	1,550	口腔保健教室・低栄養予防教室参加者
③							

(問題点・課題)	<p>1 尿失禁は症状があっても羞恥心から表面化されないことが多い。 尿失禁の症状がある方は遠方まで出てくるのが大変なので、各地域で教室を主催することが望ましい。</p> <p>2 教室参加者が限定されているため、参加者が増えない。また男性参加者が少ない。</p> <p>3 二次予防事業対象者として、口腔でチェックされる方は、5,386名と多い。</p>
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	尿失禁予防講演会を、各地域で参加できるようにする。	引き続き会場を移し、各地域で参加できるようにする。
②	口腔フォローアップ教室を実施することにより参加者の手入れの習慣化を図る。 一般高齢者に向けて予防意識を高めるために教室を実施する。	講座を二次予防事業対象者のみでなく元気高齢者にも広げ、予防意識の啓発に努める。
③	前期高齢者に向けて元気うちから介護予防を意識した食生活講座を行う。	元気高齢者に向けて、予防意識の啓発に努める。25年度を踏まえて内容を吟味する。
④	男性参加者を増やすために性別の教室を実施する。	男性の参加者状況を踏まえて教室の内容、運営を検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	高齢者が介護予防に積極的に取り組み、健康を維持するよう、意識の啓発を図る。

(状況)	平成22年度決算特別委員会 高齢者の口腔ケア対策の整備
------	-----------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	認知症予防対策	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	今泉	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	その他事業（01-03-03）				
事務事業の種類	● 新規事業（○ 25年度 ● 24年度）		○ 建設事業	○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	24 年度	根拠	介護保険法、健康増進法、地域保健法	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画	○ 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 [I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	介護予防の推進 [02-02]			
目的	認知症の要因となる閉じこもりやすい高齢者に対して、楽しみながら生活機能を向上させ、行動意欲を高めるプログラムを提供し、活発な生活を営むきっかけを作り、認知症の予防を図る。				
対象者等	介護認定を受けている方を除く65歳以上の元気高齢者				
内容	<p>1 周知 一般公募で行う。区報・チラシ・連合町会などへの働き掛け</p> <p>2 事業内容 委託で実施する。 ・週1回 半年間 1回概ね4時間程度のプログラムを24回提供 ・プログラム内容は、創作、運動、ゲームなど認知症予防に効果のあるものを参加者が主体的に参加できるように組み合わせながら実施する。 ・参加者に事前に基本チェックリスト、及び生活機能や健康度をチェックする。 ・24回を区切りとして卒業とする。</p> <p>3 終了後の活動支援 再び閉じこもり状態にならないように各ふれあい館などに紹介し活動を継続できるように働きかける。</p>				
経過	平成24年度から、2会場（南千住・尾久）で新規事業として開始 平成25年度から、3会場（荒川・町屋・日暮里）で開始予定				
必要性	認知症高齢者は介護保険利用者のうち4312名（平成23年度高齢者実態調査より）、また二次予防事業対象者把握においても返信された方24,119名中8803名が認知症の危険をはらんでいる。今後ますます増加することが予測される認知症高齢者に対して閉じこもりを予防する対策が喫緊の課題である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 平成25年度はふれあい館5か所を会場に実施する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額						3,089	10,430	
①決算額（25年度は見込み）						2,886	10,430	
②人件費等						2,878		
③減価償却費						1,775		
【事務分担量】 (%)						55		
合計（①+②+③）	0	0	0	0	0	7,539	10,430	
国（特定財源）						722	4,119	
都（特定財源）						361	2,059	
その他（特定財源）						1,803	4,252	
一般財源	0	0	0	0	0	4,653	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	実施会場数						2	5
	実施回数						2	7
	年間実参加者数						26	140
	延参加者数						371	3,360

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料			認知症予防プログラム	2,886	認知症予防プログラム	10,378
	報償費			予防評価会議委員謝礼	0	予防評価会議委員謝礼	40
	需用費					消耗品費	12

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	開催会場	—	—	2会場	5会場 7組	5会場 10組	順次身近な会場を整え、5圏域に1か所整えていく
②	終了者が地区活動につながる数	—	—	14人	70人	100人	各会場50%として計算
③							

（問題点・課題）

- ・公募で参加者を募集するため、自立度に差が大きい。特に有症状の方が参加されることがあり、継続できない場合がある。
- ・社会参加が乏しい男性に対して働きかける手段を検討することが必要である。
- ・終了後、継続して社会性や日常生活機能を維持するためにフォーマル、インフォーマルに限らず活動の場につなげていく場所、資源の開拓が必要である。
- ・男性の継続参加者の比率が少ない。

実施状況
（実施 13 区 未実施 9 区）
教室の開催、予防プログラムの決定、運営費の補助等
葛飾・練馬・板橋・北・豊島・大田・目黒・品川・墨田・台東・新宿・港・千代田

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	有症状者には早期の対応として地域包括支援センターと共に個別支援を行う。	発症早期の方についての事業の在り方について検討
②	終了者が活動できる場としてふれあい館事業を紹介するとともにふれあい館での活動ができるよう館と連携する。	終了者が活動できる場の開拓をする。（ふれあい館事業・ボランティア活動・自主グループとしての活動など）
③	参加、もしくは参加希望であった男性にアンケートを実施し、参加動機や期待について検証する。	引き続き参加率を高める方法を模索する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	認知機能の低下と閉じこもりを防ぐために、参加者同士の交流と自主グループ化を図る。

議会（要旨）
状況

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	健康推進リーダー育成	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	田中	内線	2679
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	地域介護予防活動支援事業費(01-02-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	14 年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法	
終期設定	○ 有 ● 無	年度			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画	○ 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	区民の中から、荒川ころばん・せらばん体操を推進するリーダーを育成することにより、介護予防事業を地域に広く展開する。				
対象者等	介護予防事業に関心があり、健康推進リーダーとして活動する意欲をもった方				
内容	<ol style="list-style-type: none"> 区民向けにリーダーの養成講座を実施する。 年1回、6日制の養成講座を首都大学東京と共催で実施 内容：各体操の講義・実技、教室の運営について、認知症予防・口腔保健・介護予防全般、リーダーの役割等について 高齢者施設等で積極的に取り組んでもらえるように、研修会を実施する。 年に1回、3日制の養成講座を実施 内容：各体操の講義・実技について ころばん・せらばん体操リーダー養成は首都大学東京健康福祉学部の協力を得て実施している。 リーダー支援として、年間を通して、体操やレクリエーションについてのフォロー講座を実施し、情報提供・参加者との関わり方等の学習の場を設ける。またリーダー同士の情報交換を中心とした地域別交流会を実施し、リーダーの役割を理解し、普及啓発の原動力につなげる。 				
経過	<p>14年度 ふれあい健康リーダーと認知症予防活動リーダー養成講座を開始した。</p> <p>15年度 ころばん体操を広く区民に普及させることを目的に荒川ころばん体操推進リーダーを育成</p> <p>16年度 せらばん体操リーダーを育成</p> <p>17年度 おたっしやランチ開始に伴い、おたっしやランチリーダー育成</p> <p>19年度 荒川ころばん体操の積極的な普及啓発を行うことを目的にころばん体操キャラバン隊を結成</p> <p>24年度 ふれあい健康教室の終了、ランチ事業の改正に伴い健康推進リーダー育成として取り組んでいく</p> <p>25年度 高齢者施設・事業者向け講習会の開始</p>				
必要性	介護予防事業を広く展開するうえで健康推進リーダーの育成は必要不可欠なものとなっている。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)				
	養成講座と連絡会などを事業ごとに開催し、必要に応じて合同の研修会を企画する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		1,271	985	1,008	1,098	735	898	741
①決算額(25年度は見込み)		599	587	709	571	531	352	741
②人件費等		7,173	6,587	6,760	5,208	2,559	1,652	
③減価償却費					2,208	1,151	645	
【事務分担量】(%)		135	92	90	76	37	20	
合計(①+②+③)		7,772	7,174	7,469	7,987	4,241	2,649	741
国(特定財源)		144	146	177	137	132	88	186
都(特定財源)		72	73	89	68	66	44	92
その他(特定財源)		361	368	443	233	225	220	463
一般財源		7,195	6,587	6,760	7,549	3,818	2,297	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	養成講座修了者数	42	42	52	44	35	46	50
	連絡会参加者数(延べ)	1,053	852	672	721	481	380	450
	リーダー活動者数(延べ)	230	225	203	221	211	241	250

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	リーダー養成講座等謝礼	357	リーダー養成講座等謝礼	220	リーダー養成講座等謝礼	371
	食糧費	リーダー交流会食料費	12	リーダー交流会食糧費	9	リーダー交流会食料費	24
	一般需用費	講座消耗品	153	講座消耗品	119	講座消耗品	283
		講座チラシ印刷製本	0	講座チラシ印刷製本	0	講座チラシ印刷製本	0
	使用料及び賃借料	会場使用料	9	会場使用料	4	会場使用料	63

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	養成講座修了者数	44	35	46	50	50	
②	リーダー活動者数	221	211	241	250	260	
③							

問題点・課題 (指標分析)	1 活動しているリーダーのモチベーションを維持し、資質の向上を図るために、フォローアップ研修やリーダー交流会にも創意工夫が必要である。 2 男性の参加者が少なく、男性の参加を促す工夫を検討する必要がある。 3 受講者がリーダー活動につながりにくい。 4 高齢化などにより、リーダーの活動者数が不足している。
	他区の実況 （実施 7 区 未実施 15 区） 千代田区、港区、文京区、品川区、板橋区、練馬区、足立区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	コミュニティカレッジや男性向け講座などから男性リーダーの発掘を図る。	25年度を踏まえて引き続き実施していく。
②	リーダー活動者の維持・増加のため、地域別交流会と研修を分けて行う。	日常での働きかけとともに、交流会や研修会の内容の充実を図る。
③	新規リーダーが活動に定着する仕組みづくりを検討する。	新規リーダーが定着する仕組みの実施を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	重点的に推進	介護予防の担い手として核となるリーダーであり、介護予防を主体的に展開していくために育成を強化する。

議 会 要 質 問 状	19年度三定 高齢者対策について 介護保険制度・地域支援事業を活用した介護支援ボランティア制度の実施 21年度一定 同上
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

様式3
No1

事務事業名	地域包括支援センター事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	鈴木	内線	2676
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	二次予防事業対象者把握事業費(01-02-01) 総合相談事業費(01-01-01)、包括的・継続的マネジメント事業費(01-02-01)、 介護予防・日常生活支援総合事業費(01-01-01)				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成	18年度	根拠	介護保険法	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	荒川区地域包括支援センター事業実施要綱	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	介護保険の被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、地域包括支援センター事業を実施する。				
対象者等	原則として65歳以上の者並びにその家族等				
内容	1 総合相談支援事業 面接、電話、訪問等による相談を実施し、高齢者の状況を把握するとともに民生委員や介護サービス事業者とのネットワークを構築し、適切な機関、制度、サービスの利用につなげる等の支援を行う。 2 権利擁護事業 虐待や消費者被害といった権利侵害の予防や対応、判断能力が低下し、自己決定が難しい高齢者の権利行使の支援（成年後見制度の申立て支援）を行う。 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 地域のケアマネジャーに対し、専門的な見地からケアプラン作成技術等の指導、助言、相談を行う。また、支援困難事例に係るサービス担当者会議の開催支援、事例検討、研修会の開催などを行う。 4 介護予防日常生活支援・総合事業ケアマネジメント事業／二次予防事業対象者把握事業 二次予防事業対象者（要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者）の把握や二次予防事業対象者への介護予防プランの作成・評価等、介護予防事業に関するケアマネジメントを行う。				
経過	平成18年4月 区内5か所に地域包括支援センターを設置 平成20年4月 地域包括支援センター業務を福祉高齢者課から介護保険課に事務移管 平成23年4月 地域包括支援センター業務を介護保険課から高齢者福祉課に事務移管 平成23年7月 日暮里地域包括支援センターの事務室移転 平成25年10月 尾久地区、日暮里地区に地域包括支援センターを各1か所増設予定				
必要性	地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立した生活を続けていくことができるように、必要な支援を継続的かつ包括的に提供する仕組みの中核機関として、重要な役割を担っている。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 介護保険法で定める包括的支援事業及び介護予防事業のうちの二次予防事業対象者把握事業を委託（包括的支援事業等業務委託）。委託業務を実施する職員体制として、保健師2～3人、社会福祉士1人、主任ケアマネジャー1人、ケアマネジャー2～3人を配置。 （委託先） 南千住地域：(社)上宮会 32,818千円、荒川地域：(社)上智社会事業団 32,868千円、 町屋地域：(社)北養会 33,069千円、尾久地域：(社)信愛報恩会 37,212千円、 日暮里地域：(社)聖風会 31,160千円				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	154,247	152,639	155,515	167,224	173,224	175,224	203,874	
①決算額(25年度は見込み)	154,012	152,639	155,515	167,224	173,224	175,224	203,874	
②人件費等	5,978	8,470	4,886	3,488	15,197	3,717		
③減価償却費				1,162	6,003	1,452		
【事務分担量】(%)	70	100	60	40	193	45		
合計(①+②+③)	159,990	161,109	160,401	171,874	194,424	180,393	203,874	
国(特定財源)	55,598	56,527	57,091	61,774	64,174	59,324	57,024	
都(特定財源)	27,799	28,266	28,545	30,886	32,086	29,663	28,512	
その他(特定財源)	70,615	67,846	69,879	74,564	76,964	86,237	81,591	
一般財源	5,978	8,470	4,886	4,650	21,200	5,169	36,747	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	総合相談件数	17,853	18,834	23,191	35,721	35,522	37,274	36,000
	二次予防事業対象者把握数	541	2,838	2,597	2,595	2,954	2,943	3,000
	二次予防事業対象者介護予防プラン数	92	317	229	79	189	283	200
	第1号被保険者数(年度末現在)	42,308	43,352	44,046	44,044	44,827	46,426	46,000

事務事業分析シート（平成25年度）

様式3
No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
委託料	南千住地域分	32,018	南千住地域分	32,818	南千住地域分	32,818	
	荒川地域分	31,218	荒川地域分	32,818	荒川地域分	32,868	
	町屋地域分	31,469	町屋地域分	33,069	町屋地域分	33,069	
	尾久地域分	40,501	尾久地域分	41,301	尾久地域分	37,212	
	日暮里地域分	38,018	日暮里地域分	35,218	日暮里地域分	31,160	
					増設センター分	36,747	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	二次予防事業対象者把握数（延べ） ※包括把握分のみ	2,595	2,954	2,943	3,000	3,000	二次予防事業対象者（要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者）
②	二次予防事業対象者介護予防プラン作成数（延べ）	79	189	283	200	200	二次予防事業対象者として把握した者のうち、介護予防プランを作成した件数。
③	総合相談件数（延べ）	35,721	35,522	37,274	36,000	—	

（問題点・課題） （指標分析）	1 地域包括支援センターを2か所増設するため、業務の円滑な引継ぎが必要である。 2 地域包括支援センターが計7か所となるため、センターを取りまとめる機能が必要である。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区） 介護保険法に定める区市町村の法定事務である。

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
① 新規開設予定の地域包括支援センターへの業務の引継ぎや地域定着のための支援を行う。	引き続き、増設したセンターが地域に定着するよう支援していく。
② 地域包括支援センター7か所のとりまとめ機能について検討する。	次期高齢者プランの中に位置づけられるよう、引き続きとりまとめ機能について検討する。
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	地域において、迅速かつ適切に高齢者に対応するため、運営規模を検討する。

議会（要旨） 質問状況	
----------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	認知症キャラバン・メイト	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	渡邊	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	家族介護支援事業費（高齢者福祉課）（01-02-02）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	18 年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法	
終期設定	○ 有 ● 無	年度			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔I〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	介護予防の推進〔02-02〕			
目的	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進する。				
対象者等	区内在住・在勤の方				
内容	1 認知症キャラバンメイト養成講座 年1回（所要時間は1日制6時間） 3の認知症サポーター養成講座を行う講師を養成する。既に登録済みのメイトとともに企画、運営フォローを行う。 2 認知症キャラバンメイト連絡会 区や地域包括支援センター、民生委員、およびサポーター養成講座で活躍しているキャラバン・メイトの連絡会及び学習会を実施し、認知症サポーターの育成や関係機関とのネットワーク構築について検討、キャラバンメイトの力量形成を行う。 3 認知症サポーター養成講座（所要時間は1時間～1時間30分） 地域で認知症の理解、家族の支援、認知症の方への対応方法などを学び、認知症の方や家族を支援するサポーターを養成する。				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18年度にキャラバン・メイト養成講座を実施し、19年度からサポーター養成講座を行っている。 ・ 19年度には自主的な活動である「認知症サポーター劇団 あら笑座」が結成、区内外で演劇を活用して楽しみながら普及啓発活動を行っている。 ・ 23年度は「地域づくり検討会」を実施、この結果、年度末に尾久地区で「キャラバンメイトの会 元気かい」が結成され、続いて24年度に荒川地域でも同様の会が結成され、地域ごとに「認知症に関する活動」を展開している。 ・ 24年度には「元気かい」を母体に、地区内での精神科医師による講演会・認知症迷子高齢者徘徊模擬訓練・介護者向け懇談会を行った。 				
必要性	高齢化の進展とともに、今後認知症高齢者が増加すると推定される。そのため、認知症本人や家族を理解し、認知症になっても安心して地域で過ごせるような地域づくりが求められている。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ● 臨時職員） 1 地域団体や職域団体等を対象に認知症キャラバン・メイトを派遣し、サポーター養成講座を実施する。 2 認知症キャラバン・メイトを育成し、メイトはサポーター養成講座の講師役となる。また、メイトを中心に関係機関や組織・団体等に働きかけ、地域のネットワーク化を推進する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	—	1,987	2,760	2,457	2,960	1,537	1,481	
①決算額(25年度は見込み)		1,697	1,545	345	610	724	1,481	
②人件費等	683	3,812	3,665	3,418	4,235	1,652		
③減価償却費				2,034	1,555	645		
【事務分担当】 (%)	8	45	45	70	50	20		
合計(①+②+③)	683	5,509	5,210	5,797	6,400	3,021	1,481	
国(特定財源)		679	618	136	244	286	585	
都(特定財源)		339	309	67	122	143	292	
その他(特定財源)		679	618	67	244	295	604	
一般財源	683	3,812	3,665	5,527	5,790	2,297	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	サポーター養成講座実施回数	15	27	16	29	49	20	45
	サポーター養成講座受講者数	403	1,552	841	1,016	1,091	409	1,000
	キャラバン・メイト養成講座実施回数	1	1	1	1	2	1	1
	キャラバン・メイト養成講座参加者数	7	46	28	39	67	32	30

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般賃金	保健師雇上げ	242	保健師雇上げ	546	保健師雇上げ	654	
報償費	養成講座等講師謝礼	143	養成講座等講師謝礼	20	養成講座等講師謝礼	228	
一般需用費	養成講座消耗品	163	養成講座消耗品	76	養成講座消耗品	316	
	サポーター登録証印刷製本	57	サポーター登録証印刷製本	54	サポーター登録証印刷製本	56	
使用料及び賃借料	養成講座会場使用料	0	養成講座会場使用料	8	養成講座会場使用料	37	
役務費	郵便料	5	手数料	20	郵便料	90	
					養成講座出演依頼料	100	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
①	キャラバン・メイト登録者数	165	153	231	260	260	メイト活動のない方は、登録削除される。今後は既存のキャラバンメイトの活性化を行なう。
②	サポーター養成講座回数 （サポーター養成講座受講者数）	29 (1016)	49 (1091)	22 (438)	45 (1000)	45 (1000)	
③	キャラバン・メイト連絡会回数	4	4	4	4	4	

（問題点・課題）	<p>1 認知症サポーター養成講座を計画的、積極的に実施していくことが必要であり、その実施体制の充実が課題である。</p> <p>2 サポーターの養成数は増えており、認知症についての理解は普及しつつある。一方具体的に見える形でのサポーター活動につながっていない。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区職員向けにサポーター養成講座を実施し、認知症の方への理解を普及啓発する。	サポーター養成講座の広め方を検討する。
②	情報の共有や成果の発表の場を確保し、講座の実践報告や手法について学び合いの場とするためにキャラバン・メイトの連絡会の内容の充実を図る。	フォロー講座の継続実施
③	尾久地域のキャラバン・メイトの会「元気かい」の活動支援とともに、他地域でもメイトの会の立ち上げや会主体の活動支援を行う。	圏域ごとにキャラバン・メイトの自主的な活動を支援する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	重点的に推進	認知症高齢者と家族を支援する地域づくりを図り、関係機関との連携を強化する。

議会（要旨）	平成18年二定 区民との協働で「認知症を知るキャンペーン」の積極的推進について
--------	---